

地域共生 拠点づくりの手引き



目次

はじめに

第1章 「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の 基本的事項

- 1 「共生型福祉施設（地域共生拠点）」とは 1
- 2 「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の
理念（目指すべきものは何か） 2
 - (1) 地域コミュニティによる支え合い2
 - (2) 多様な地域住民ニーズ・課題の解決2
 - (3) 各種サービスとの連携による包括的な支援2
- 3 被災地における「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の
設置運営の意義3

第2章 「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の 設置・運営について

- 1 設置・運営主体について4
 - 2 設置方法について4
 - (1) 計画段階からの地域住民との関係づくり4
 - (2) 設置単位圏域4
 - (3) 立地場所4
 - (4) 設置方式5
 - (5) 効果的な建物構造、室内環境6
 - 3 運営について6
 - (1) 実施する事業6
 - (2) 運営費の確保9
 - (3) 運営に当たっての留意点9
- 終わりに 12
- 検討会・ワーキンググループ委員名簿 13

資料編

- 1 東日本大震災被災地における介護等のサポート拠点事例… 16
- 2 各地の取組事例 24
- 3 関連する支援制度概要 64



はじめに

- 東日本大震災の被災地においては、避難所の段階から仮設住宅の段階、さらに復興公営住宅等による恒久的な地域の復興を進める段階にあり、地域の人口・経済・社会条件を長期的に見据えながら、地域住民の生活の質を向上させるための復興の道筋を構想することが重要となっている。
- 特に被災地においては、高齢化や人口減少が持続し、限られた土地や人的資源の中で、誰が支援を必要とする状態になっても安心して住み続けられる地域のコミュニティを復興することが急務である。
- 地域コミュニティ（まち・むら）の復興を実現するためには、高齢者・障害者・子どもを含む全ての地域住民に対して、個々のニーズや支援の必要度に応じて、保健・医療・福祉・生活支援サービス等が包括的に提供されるとともに、分け隔てなく柔軟に住民同士の交流や支え合いが行われ、誰にとっても心の居場所となり自らの役割を発揮できる「地域共生」に向けた取組みが効果的な方法として考えられる。
- これまでも、年齢や障害にかかわらず横断的に利用する「富山型」デイや通所型の宅幼・老所、ふれあい・いきいきサロン、個人に寄り添った縁側サロンなど、各地で地域に根ざした多様な「地域共生」に向けた取組みが進められている。被災地では、これらの取組みの考え方や工夫を活かしながら、地域住民のニーズや地域特性、資源に合った取組みを、地域住民が積極的に参加しながら公民協働により進めていくことが望まれる。
- このような視点を行政、地域住民その他地域関係者が共有することが、世代の違いや障害の有無・程度、被災者・非被災者の垣根を越えて、みんなが安心して楽しく暮らし続けられる“地域コミュニティ（まち・むら）の復興”を実現するための基本的な立脚点になると考えられる。

「共生型福祉施設の設置運営支援事業」
検討会・ワーキンググループ委員一同

地域共生拠点づくりの手引き作成の目的



- 本手引きは、平成 24 年 7 月 31 日付けで厚生労働省より発出された「被災地における共生型福祉施設の設置について」を受け、東日本大震災の被災地で「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の設置を推進するとともに、その質の向上を図ることを狙いに作成したものである。
- 本手引きの作成にあたっては、有識者等からなる検討会（座長：堀田力 公益財団法人さわやか福祉財団理事長）及びワーキンググループ（座長：田中きよむ 高知県立大学教授）を設置し、被災地の状況や全国における取組事例などを踏まえつつ、検討会 3 回、ワーキンググループ 6 回を開催し議論を深めてきたところである。
- 本手引きは、被災地の市町村や社会福祉関係事業者、専門職及び地域住民等が「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の設置運営のあり方を検討する際に必要な情報を提供することを目的として作成し、その目指すべきもの、設置・運営について留意すべき点や具体的な取組事例等についてまとめているが、今後、被災地に限らず日本各地において設置運営する場合にも参考として活用いただくことを期待したい。

第1章 「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の基本的事項

1 「共生型福祉施設（地域共生拠点）」とは

被災地においては、超高齢化・少子化が進行し、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安心して地域で住み続けられるまち・むらづくりが求められている。

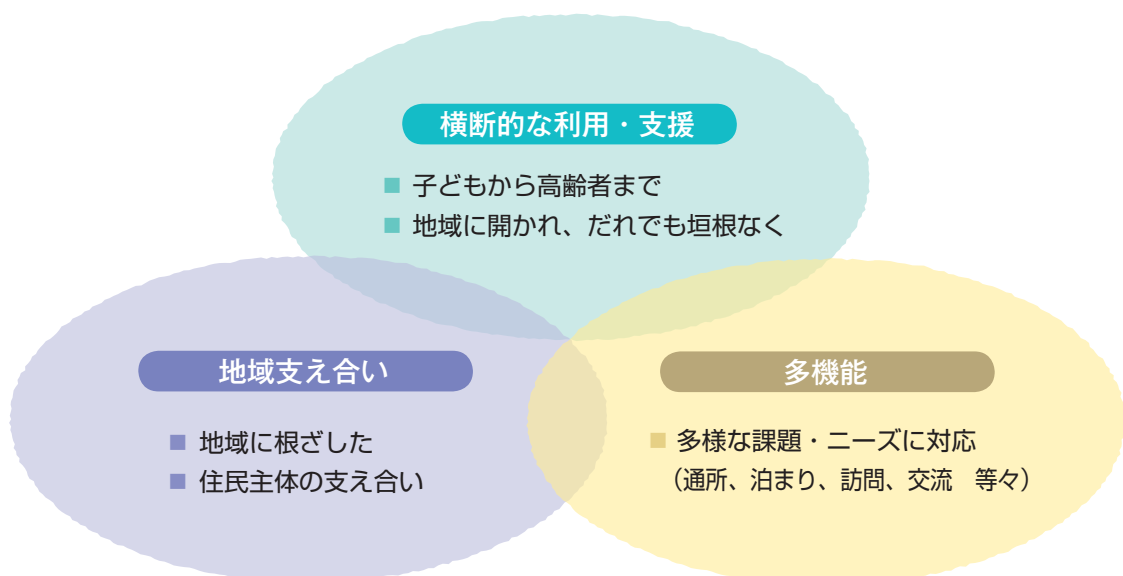
また、多様な地域住民のニーズに対応するため、福祉に関する各種制度のみではなくインフォーマルな課題も含め地域住民が参加し支え合って解決に取り組んでいく拠り所が必要となっている。それは、小規模で身近な場所において一つ屋根の下で支え合う家族のような関係性が生まれる地域拠点である。

さらに、東日本大震災を経験して、住民同士のきずなの大切さが再認識され、新たなまち・むらづくりに当たっては地域コミュニティの再生が求められている。

「共生型福祉施設（地域共生拠点）」は、これらのニーズや課題に対応するため、年齢や障害にかかわらず地域に開かれ横断的な利用が可能で、身近な場所で地域住民の多様な課題・ニーズに対応するためにさまざまな機能を持ち、地域住民が参加し地域に根ざした支え合いをおこなうといった、3つの要素を併せ持つ拠点である。

「共生型福祉施設（地域共生拠点）」

- 横断的な利用・支援……年齢や障害の有無にかかわらず、地域に開かれ、だれでも垣根を越えて利用でき支援する
- 多機能……身近な場所で地域住民の多様な課題・ニーズに対応するために必要なサービスの提供
- 地域支え合い……地域住民が参加し、安心して住み続けられるための地域に根ざした支え合いをおこなう



2 「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の理念（目指すべきものは何か）

「共生型福祉施設（地域共生拠点）」が目指すべきものは、以下の3つである。

（1）地域コミュニティによる支え合い

- 地域住民が気軽に立ち寄り「地域で顔の見える関係」づくりを通して、それぞれの「存在を認め合い」「お互いの役割を分かち合って」安心して住み続けられる「地域コミュニティ」による支え合いを推進する。（東日本大震災被災地においては、被災者と非被災者の違いを超えた“支え合い”を通じた“きずな”の形成）
- 年齢や障害の有無を越えて、利用者同士、あるいは利用者と地域住民、利用者と支援者がお互いに支え合って地域で暮らしていく“共生の意識”の醸成を図る。
- 地域住民と関係機関等が協働して解決すべき地域課題の発掘や対応を図る“コミュニティ意識”を構築する。

（2）多様な地域住民ニーズ・課題の解決

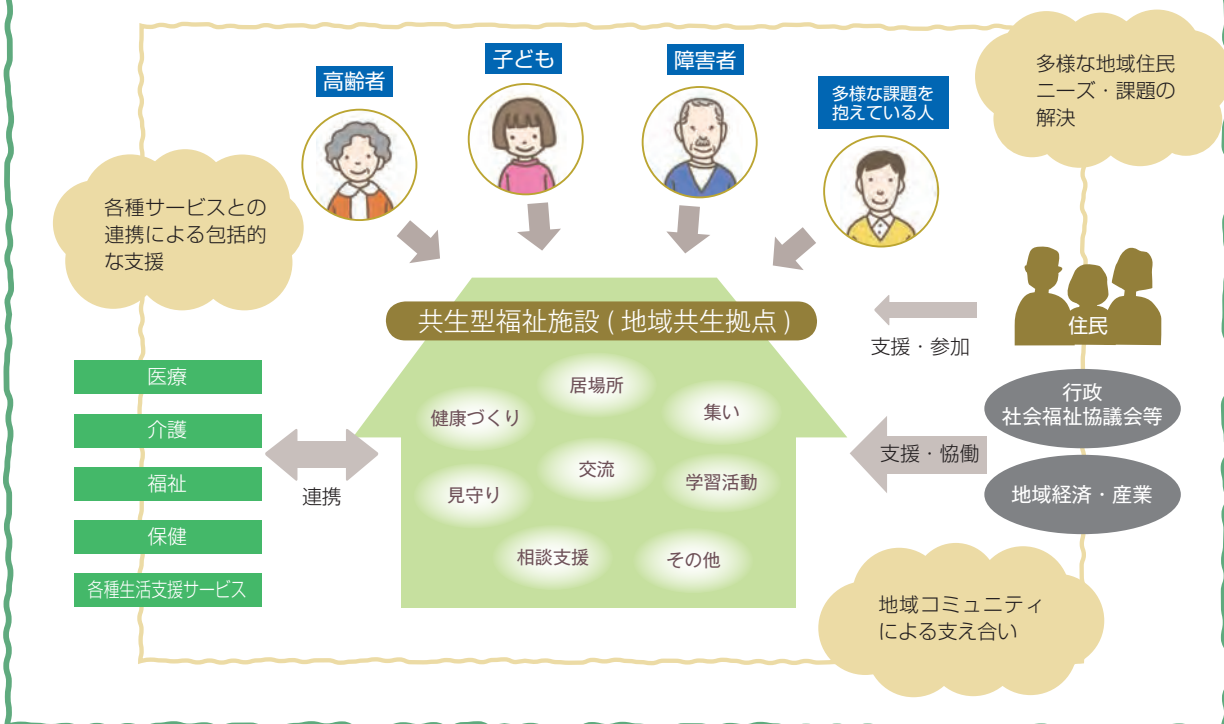
- 既存制度の利用要件（障害者手帳、要介護認定等）や支援内容の枠外に置かれがちな方を含めた多様な住民の生活課題やニーズの解決を図り、地域の良さや固有の価値を育んでいく。
- 地域で生活するさまざまな人々が、地域のさまざまな住民生活ニーズや課題を受けとめ、地域住民をはじめ、社会福祉関係事業者、専門職、行政、地域の関係団体等に支援され協働しながら活動する。

（3）各種サービスとの連携による包括的な支援

- 高齢者から子どもまで年齢や障害の有無・種別にかかわらず、誰もが安心して地域で住み続けられるよう必要なサービスや支援が切れ目なく提供できる連携体制の構築を図る。

「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の目指すもの

「共生型福祉施設（地域共生拠点）」は、「地域コミュニティによる支え合い」「多様な地域住民ニーズ・課題の解決」「各種サービスとの連携による包括的な支援」を目指します。



3

被災地における「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の設置運営の意義

全国の実施事例からみると、「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の設置運営により、利用者の生活の質の向上をはじめ、地域で支え合う意識の高揚など、以下のようなさまざまな波及効果があると考えられる。

	効果・影響
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な場所で必要な支援を受けることができる。 ○多世代交流を通して、自分の役割を見出し、かかわる意欲、生きる意欲を引き出し、生活の質の向上が促進される。 ○特に障害者等においては、利用者の仕事の意欲や訓練意欲の向上と機会の提供を通して、社会参加意欲が促される。 ○子どもにおいては、多世代交流を通して、他人への思いやりや優しさを身につけるなどの「成育」面の効果が期待される。
家族	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者が居場所として利用することにより、介護等の負担が軽減される。 ○利用者の生活の改善に伴い、家族の生活の質の向上が図られる。
スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢や障害の有無や種別にかかわらず共通するケアの視点を身につけることができる。 ○多様な利用者により、個別に対応できる技術やノウハウを身につけることができる。
施設設置・運営主体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民との協働型の施設運営を行うことにより、地域への参加、地域との交流、地域との信頼構築を図ることができる。 ○地域への参加、地域との交流、地域との信頼構築の有効性・重要性を、他の施設経営者に「見える形で」提示することができ、共生型福祉施設への理解促進に効果を発揮する。 ○「集団ケア」から「個別ケア」への視点の転換が促される。 ○就業機会の創出にもつながる。
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ○身近で気軽に相談できる「頼り処」ができ、住民の多様な生活・福祉課題の発見と解決に向けた対応に貢献する。 ○拠点に立ち寄り、活動に参加し、運営に参画することなどにより、地域の人々による支え合いの意識が培われる。 ○地域住民や地域の活動団体、専門職間の顔の見える関係が構築・推進され、信頼感や相互支援意識が生まれる。さらに、お互いの協働意欲や役割意識の醸成が促進される。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に埋もれた地域生活課題の早期発見と対応が可能になる。 ○利用者特特別の施設整備に比べて、効率的な施設整備や人的資源の適正配置・効率的活用ができる。 ○地域住民及び地域の関係主体との協働を通して、地域の固有価値（環境、風土、文化、特産品、施設、活動、人間関係等）を生かしながら地域の課題解決を図り、地域コミュニティによる支え合いを推進するための有効な拠点をつくることことができる。

第2章 「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の 設置・運営について

1 設置・運営主体について

設置・運営主体は、第1章の理念に沿って、地域における支え合いの発展を目的とする社会福祉法人、公益法人、社会福祉協議会、特定非営利活動法人（NPO法人）、営利法人（株式会社等）や市町村が主体となることが想定されるが、いずれの実施主体の場合であっても、地域住民が参画しつつ、住民との協働により進めていくことが望まれる。

2 設置方法について

（1）計画段階からの地域住民との関係づくり

設置にあたっては、計画段階から積極的に地域に入り込み、住民の理解を得ておく必要がある。また、地域住民との交流・コミュニケーションを通じて、地域の利用ニーズを把握し、ニーズを踏まえて必要なサービスを提供することが必要である。

（2）設置単位圏域

地域のニーズを踏まえ、既存福祉施設の状況等を考えながら、市町村の中での「地域のまとまり」（支所、学校区、自治会、集落等）を単位として検討する。

（3）立地場所

「共生型福祉施設（地域共生拠点）」は、地域内外のだれでも集うことができるような、開かれた「寄り合いの拠点」とすることが望ましい。

このため、既存の「集う」機能を有する地域の公民館・集会所、デイサービスを行っている福祉施設、学校・保育所・幼稚園等と併設・隣接することが想定される。

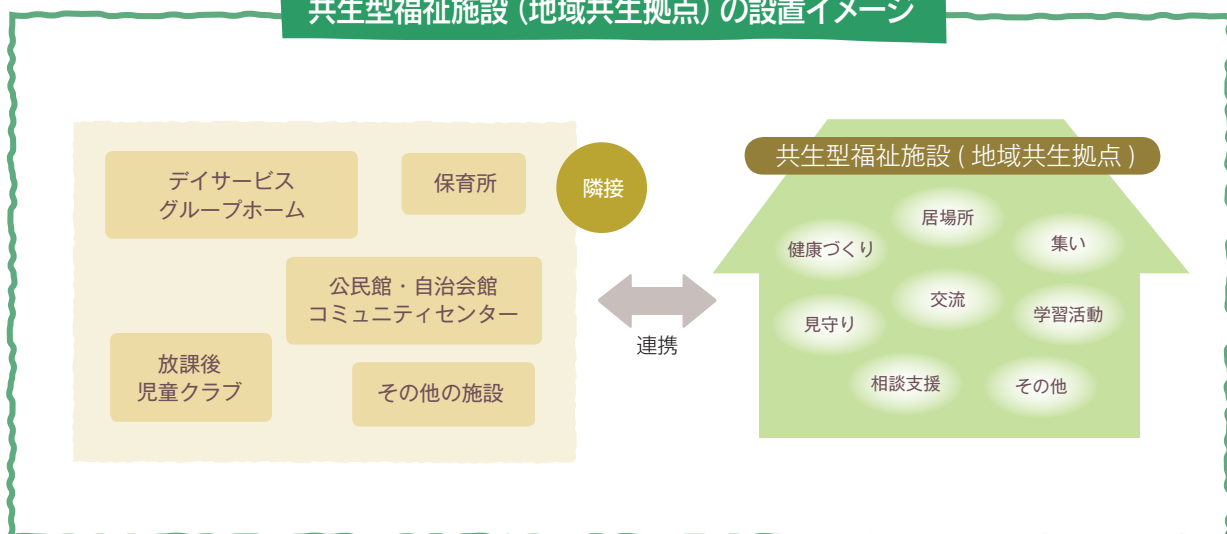
また、買い物、郵便局・金融機関、診療所・病院等の日常生活の利便性が高いところや、人口減少を踏まえ人口の少ない集落でも出かけて行けるような集まりやすいところへの立地も想定される。

また、被災地においては、介護等のサポート拠点（以下「サポートセンター」）が設置されている地域がある。サポートセンターは、被災地において「寄り合いの拠点」として存在意義を高めており、仮設住宅が解消した後も、地域住民・サポートセンターの運営主体（地域の福祉関係者）・地元自治体ともに同様の機能を維持していきたいという要望が強い。

サポートセンターの機能を引き続き担う「共生型福祉施設（地域共生拠点）」については、避難場所や仮設住宅地での運営の場合、集団移転先の復興公営住宅地での新設の場合いずれにおいても、仮設・復興住宅地等の住民だけでなく、周辺の住民やみなし仮設住宅居住者、自宅再建者も利用しやすい「開かれた」「寄り合いの拠点」とすることが必要である。

サポートセンターの機能：総合相談機能（ライフサポートアドバイザー（LSA）の配置等）、居宅サービス（通所介護、訪問介護、訪問看護、診療機能等）や配食サービス等の生活支援サービスの提供拠点、ボランティア等の活動拠点、高齢者、障害者や子ども達が集う地域交流拠点、等の機能

共生型福祉施設（地域共生拠点）の設置イメージ



(4) 設置方式

既存福祉施設の機能拡張、既存公共施設等の機能転換、住宅や空き店舗活用など「既存建物の有効活用」により、必要に応じて間仕切り改修やバリアフリー工事を行って設置することが考えられる。

身近な場所に適当な建物がない場合等については、「新築」による設置が考えられる。

なお、以下の施設整備費等の助成制度が設けられている。（既存建物の有効活用や新築いずれの場合も活用可能）

施設整備費等の助成制度

- ①施設整備費補助
- 共生型福祉施設（岩手県、宮城県、福島県） → 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金
 - 小規模多機能型居宅介護 → 介護基盤緊急整備等臨時特例基金
 - 地域型保育・子育て支援モデル事業実施施設（公立）、私立保育所 → 安心こども基金
 - ※ 地域型保育・子育て支援モデル事業実施施設は、借上料も「地域型保育・子育て支援モデル事業」の補助対象。復興計画などに基づき子育て関連施設を複合化・多機能化する場合は「保育所等の複合化・多機能化推進事業」の活用も可能。
 - 地域交流スペース・防災拠点スペース
 - * 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（市町村提案事業）
 - * 介護基盤緊急整備等臨時特例基金
（介護基盤復興まちづくり整備事業 対象県：岩手県、宮城県、福島県）
 - * 東日本大震災復興交付金
 - ※ 障害福祉サービス事業所を整備する場合は、社会福祉施設整備費補助金の対象
- ②設備補助
- 共生サービスを行う事業の設備整備は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象。
 - 福島県における子どもの遊具は、安心こども基金の対象。
- ③融資
- 社会福祉法人が設置主体の場合は、福祉医療機構の福祉貸付の対象。

(5) 効果的な建物構造、室内環境

設置にあたって、留意すべき建物の構造、室内環境等については以下の通りである。

- 地域に開かれた建物とするために、地域住民や利用者同士の交流が自然と図れるような間取りに留意する。
例えば、地域交流を図るためのスペースを確保することが考えられる。当該スペースは災害時に福祉避難所として活用することが想定される。
- 一つ屋根の下で共に過ごし暮らすという考えのもと、小規模な建物とし、提供するサービスが分断されないようにする。利用者の活動スペース、出入口、トイレ、お風呂等の施設・設備は、だれもが分け隔てなく使うことができるようにする。
- 段差をなくす、通路を確保する等のバリアフリー仕様として、だれでも利用しやすいようにすることが望ましい。一方で、リハビリ的な要素を建物内に設けることも考えられる。
- 消防法令上設置義務があるスプリンクラー等の整備や建築基準法の基準を遵守することが必要である。なお、消防法令上の設置義務がない場合についても、利用者の状況やサービス内容などを踏まえ、スプリンクラー等の整備を検討する。

3 運営について

「共生型福祉施設（地域共生拠点）」は、地域のニーズに応じて柔軟につくられ、地域のニーズに応じて変化していくものである。

地域住民と一緒にニーズを掘り起こし、地域特性、地域生活問題、地域資源を総合的に把握し、どのような支援や取り組みが必要かを検討し、地域から出てきたニーズに対して対応できる運営が求められる。

(1) 実施する事業

具体的には、第1章の基本的事項を踏まえつつ、地域のニーズや課題に応じて以下のような事業を実施することが想定される。

※これらの事業は、必ずしも全て実施するものではなく、段階的に地域のニーズなどを踏まえながら実施サービスを充実していくことなど柔軟に検討する。

①居場所（日中、夜間）	○基本は「日中の居場所」として、支援・ケアを行う場所を提供する。また、地域の実情、選択に応じて「泊まり」等の提供を行うことも考えられる。
②集う場・社会交流	○地域の住民等が気軽に立ち寄り集い近隣同士の「顔見知り関係」を構築する。（例えば、「喫茶サロン」等の場として立ち寄りやすい工夫をする等）
③介護予防、健康づくり	○要支援段階以前からの介護予防や健康づくりの支援、デイサービス等の介護保険サービスの実施などが考えられる。
④社会参加・生きがいづくり・世代間交流	○利用者が何らかの形で社会参加し「生きがい」を生むように、利用者の状況に応じて、施設内でのいろいろな役割を提供できる。 ○世代間交流を図るために、特に子どもに対しては、大人とかがかわる遊びや学習支援の取り組みもニーズに応じて実施する。

⑥地域住民との学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ○各種の地域活動や提供サービスの質向上のためにスタッフや地域住民、地域の専門職、社会福祉関係事業者等が参加して相互学習する・研修会を行う。 ○これらの取組みは、小地域のケア会議の場としても機能することが可能である。
⑥本人・介護家族向け及び地域住民向けの相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の身近な相談拠点として、保護者や本人との相談にのる。(居場所を探して困っている方、介護や障害、生活支援関連サービスの利用課題を抱えている方などを対象とする。) ○相談の結果、必要に応じて適切な専門機関や事業者(地域包括支援センターや行政の保健健康センター、医療機関地域連携室等)につなぐ。 ○福祉関係者が直接的に出向いて心理的なケアとともに必要とされる相談支援に取り組むこと(アウトリーチ活動)の実施も考えられる。
⑦生活支援、見守り	<ul style="list-style-type: none"> ○住民や地域の各種団体や行政が参加する地域見守りネットワークの拠点となる。 ○日常の包括的な生活支援としては、送迎、買い物支援、随時・不規則の通院支援、外出支援、見守り、学習・情報収集支援がある。 ○緊急時の生活支援としては、緊急連絡対応、虐待早期発見・防止と関係機関への連絡、行政手続き代行、等の権利擁護活動や一時的な住居の提供等がある。
⑧就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や生活困窮者等の就労機会及び継続的な職業キャリア形成を行う。 ○施設で働く機会を提供し地域住民の就労機会を増やす。介護福祉士や保育士等の福祉専門職の就労機会の拡大にもなる。
⑨関係機関との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における生活や福祉に関する課題やまち・むらの振興に関する情報を、住民、スタッフや利用者、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、行政等が持ち寄る機会を設ける。 ○支援の方策等、対応方策に関して検討する。 ○地域共通の課題やまち・むらの振興に関する情報に関しては、地域内に情報発信する。
⑩地域産業振興、生産活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内外の人々との交流を活発にしていくために、地域の特産品開発・販売、地場産品活用の飲食機能を持たせていく。



なお、実施事業は、以下のとおり3つに整理することができるが、これらは地域のニーズや課題に応じて柔軟に選択することとなる。

- 地域住民一般を対象とした地域活動やまち・むらづくり活動など
- 福祉に関する非制度サービス
- 福祉の制度サービス（介護保険法、障害者自立支援法（平成25年4月より障害者総合支援法）、児童福祉法など）



地域・まち・むらづくり活動等

（地域やまち・むらづくり、地域課題解決のための様々な取組み）

- 住民どうしの交流や娯楽、相互協力や支え合い活動
- 世代間や障害種別等を越えた共同の生活や学び
- 喫茶や会食の機会
- 地域の人々が参画するイベントの実施
- 料理教室
- 宿泊場所や住まいの提供
- 就労支援、仕事場の提供、若年代や後継者の育成
- 地場農水産品や地域ブランド品の販売、地域活性化 等

福祉の制度サービス

（年齢や障害種別・程度の枠によって支援する社会保険・福祉等サービス）

- 介護保険サービス（介護サービス+介護予防・日常生活支援総合事業）
通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護 等
- 障害者自立支援サービス：就労継続支援、就労移行支援、生活介護 等
- 保育サービス：認可保育、一時預かり、保育所の分園、家庭的保育事業 等

福祉に関する非制度サービス

（年齢や障害種別・程度等の枠によらず支援する各種地域福祉サービス）

- 要介護認定を受けていない方、障害者手帳を持たない方へのサービス提供
- 認可外保育、一時保育（乳幼児）
- 独居高齢者や障害者の見守り、訪問、相談支援
- 配食サービス
- 健康づくりや介護予防、生活リハビリの取組み
- ドメスティック・バイオレンスの避難所
- ひきこもり者の居場所
- 生活困難者の住まいの提供
- 病院退院療養者の短期滞在の住まい
- 依存症等の一時預かり
- 生活困窮世帯の子どもの学習支援
- 相談・支援 等

(2) 運営費の確保

以下の法定サービスに係る報酬等のほか、利用料、寄付金や地域ファンド、ボランティアによる支援により運営していくことが考えられる。

法定サービスによる報酬等

- 介護保険サービス（小規模多機能型居宅介護・通所介護・短期入所等）
→ 介護報酬
- 障害福祉サービス（生活介護・短期入所等（基準該当含む））
→ 自立支援給付・障害児通所給付
- 地域型保育・子育て支援モデル事業 → 安心こども基金
私立保育所 → 保育所運営費負担金
- その他（被災地の高齢者、障害児者、児童の総合相談や地域交流等に係る事業費）
→ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業）

(3) 運営に当たっての留意点

① 地域への参加、地域との交流、近隣住民との信頼構築

- 平常時及び緊急時等において支援を得るためにも、近隣住民との信頼構築が重要である。地域との関係構築のためには、以下のような活動を実施することが有効である。

- * 施設を地域に開放（集会所や文化活動、サークル活動などに活用してもらう）
- * 施設内に地域住民も自由に利用できるカフェや喫茶店、サロンを開設
- * 地域住民向けに介護、健康講座等の開催
- * 夏祭り等の地域イベントに参加・地域と一緒に実施
- * 地域の見守り活動への参加
- * 地域の清掃活動に参加
- * 町会・自治会、高齢者クラブなどへ会員として参加
- * 地域に対する定期的な活動報告会の実施
- * 災害時における地域への施設の開放、地域との防災協定の締結 等

- 地域住民に各種の施設運営等の相談を受け、地域からの協力を得ることができる関係づくりのためには日頃からの関係が重要である。

② 地域住民、地域団体等が参加する運営推進会議の開催

- 地域住民や地域団体、地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政、利用者やその家族等から構成される「運営推進会議」等を設置運営し、地域共生の理解を深め、住民主体の地域づくりのための場を設けることが考

えられる。

- 会議では、拠点の運営について振り返り評価を行った上で、今後の地域の課題を出し合って共有し、拠点で優先的に取り組む課題や今後の取り組み方針を定めて取り組む。
- 「運営推進会議」を通じて、地域ニーズを把握し応えていくとともに事業への理解を広げ、地域との協働作業に繋げていくことができる。

③利用者へのケア

ア. 利用者の特性に応じたケア・支援についての理解

高齢者や障害者、子どもなど、それぞれの特性に応じたケア・支援について理解しておくことが必要である。個々の利用者の特性を把握し、利用者間の交流による効果、留意点を把握しつつ、円滑な交流ができるように見守ることが望ましい。

イ. スタッフ間での情報共有

利用者の基本的な情報や対応の注意点について、スタッフ間で共有し、障害や病状によって、危険回避がどの程度必要かなど、特徴を踏まえた支援ができるようにする。

④人材の確保と育成

スタッフには、子ども、高齢者、障害者いずれに対しても柔軟に対応できる横断的対応力、観察力、共感力、変化や兆候の気づき、予測力等の感性と資質を持つことが求められる。

人材の育成にあたっては、地域住民の幅広い参加を得て、地域の社会福祉法人の専門職の技術的な助言等を得ながら、新たな“地域生活支援の専門職”として育成する「住民参加・育成」型の人材確保の枠組みを、地域福祉や地域包括ケアの関係機関、自治体等が協議し、地域の特色に応じて創り出すことが望まれる。

特に被災地においては、緊急雇用制度に基づいて各被災地で生活支援員として活躍している人材や、一般住民の自主的な活動参加者を育成し活躍してもらうことが重要である。

なお、介護保険法や障害者自立支援法（平成 25 年 4 月より障害者総合支援法）や児童福祉法に基づく制度サービスは、所定の有資格者や人員数の配置が必要であることに留意する必要がある。

⑤関係機関との連携

- 緊急時の支援機能としても医療機関や介護サービス事業者等との協力関係を構築しておくことが必要である。特に看取りへの対応を行う場合、ケアマネジャー、訪問看護や医療との連携を密にする必要がある。
- こころのケアが必要な被災者等に対しては、市町村保健師や専門職が配置された「こころのケアセンター」と連携し、必要に応じて専門的なケアにつなぐ、予防的な介入を行うなど、きめ細かい支援を提供することが必要である。
- 町内会、自治会、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会のコーディネーターや小地域福祉活動、権利擁護事業の担い手等と顔の見える信頼関係を築き、地域で見守りや支援が必要な住民を重度化する前に発見して、支援につなげる個別支援ネットワークづくりが必要である。

⑥事業の振り返り評価の継続的な実施

- 事業主体自ら振り返り評価を行うとともに、地域住民が参加した運営推進協議会における報告や意見交換等を通して、今後の運営やサービスの質の向上を図る。
- なお、地域福祉や保育・ケアサービス・生活支援、まち・むらづくり等の専門家の参加を得た運営・サービス評価体系の構築、評価事業の実施等も重要である。

⑦リスクマネジメント

- 利用者の状況により、人的体制などにおいて手厚いケアの体制をとることが求められる。しかしながら、細かなルールの設定や過度な予防管理体制をとるのではなく、利用者の内発的な力を強めて事故の発生を防ぐリスクマネジメント力（セルフ・リスクマネジメント力）を高めるようなケアや見守りが重要である。
- 周辺住民等のボランティアと利用者間の事故防止に努めることが必要である。
ボランティアの方々には、安全・防災等に関する研修を受けていただくとともに、「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の運営主体がボランティア保険に加入することなどが考えられる。
- 消防法などの法令を遵守するとともに、地震等災害発生時の避難場所の確認及び訓練の実施、非常用物資の備蓄などが必要である。また、職員・利用者・運営等にかかわる地域の人々との連携による防災に対する備えが必要である。



終わりに

地域共生拠点の基盤づくりのための提案

「共生型福祉施設（地域共生拠点）」は、地域のニーズに応じて柔軟に形作られ、地域のニーズに応じて変化していくものであり「これが理想型である」といったものはない。

だからこそ、設置運営にあたっては、地域特性、地域生活問題、地域資源を総合的に把握し、住民と一緒に地域課題を掘り起こし、どのような支援や取組みが必要かを検討し、地域から出てきたニーズを受け入れ対応できる地域共生の拠点づくりを目指すことが必要である。

このような基本視点を振り返りつつ最後に以下の点を提案する。

1. 自治体職員や地域住民、関係機関の“共生”の視点の理解促進

- 自治体職員や地域住民、関係する専門機関や専門職において共生に対する理解を深められるよう周知が必要である。
- 「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の設置・運営にあたっては、自治体職員が現行制度の柔軟な運用（基準該当サービス等）が可能であることの理解促進を図られるよう周知徹底するとともに、自治体における担当窓口の明確化を図ることが必要である。

2. 「共生型福祉施設（地域共生拠点）」を推進するスタッフの育成

- 「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の円滑な運営を図るため、業務の中核を担う推進スタッフをそれぞれの地域において育成することが必要である。
- 推進スタッフの役割は、以下のような点が想定される。
 - *住民の抱える固有の課題及び地域住民に共有する課題の発掘
 - *地域課題解決のための地域住民や行政その他関係者との協働

3. 全国各地における取組みの推進

- 今後、全国各地においても、多様な住民ニーズや地域課題に柔軟に対応できる「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の設置推進が必要である。
- その際には、都市部においては孤立や孤独死などの地域福祉課題に対応した取組み、中山間地域や人口減少地域においては地域産業と連携した取組みなど、地域の規模や特性に応じた設置運営を推進していくことが必要である。

4. 自立継続可能な財源確保

- 制度による補助だけではなく、住民のつながりや支え合いによって施設の運営を継続していくことが必要である。
- 全国に取組みを広げるためにも、総合的かつ柔軟な補助金の制度化について今後検討していく必要がある。

「共生型福祉施設の設置運営支援事業」
検討会・ワーキンググループ委員名簿

(1) 検討会

氏名	現職
井口 経明 (いぐち つねあき)	宮城県 岩沼市長
池田 昌弘 (いけだ まさひろ)	特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター (CLC) 理事長
上野 善晴 (うえの よしはる)	岩手県 副知事
河内 昌彦 (こうち まさひこ)	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会 会長 広島国際大学 非常勤講師
坂本 恵子 (さかもと けいこ)	岩手県宮古市 地域医療保健推進監
鈴木 健二 (すずき けんじ)	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 准教授
惣万佳代子 (そうまん かよこ)	特定非営利活動法人このゆびとーまれ 代表
◆田中きよむ (たなか きよむ)	高知県立大学 社会福祉学部 教授
藤井 博志 (ふじい ひろし)	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 教授
◆堀田 力 (ほった つとむ)	公益財団法人さわやか福祉財団 理事長

(敬称略、五十音順、◆座長、◆ワーキンググループ座長)

(2) ワーキンググループ

氏名	現職
内出 幸美 (うちで ゆきみ)	社会福祉法人典人会 理事・総所長
加藤 昌之 (かとう まさゆき)	高崎経済大学 地域政策学部 講師
高橋 礼子 (たかはし れいこ)	特定非営利活動法人こでまりの会 理事長
竹重 俊文 (たけしげ としふみ)	一般社団法人地域ケア総合研究所 所長
◆武田真理子 (たけだ まりこ)	東北公益文科大学 公益学部 准教授
◆田中きよむ (たなか きよむ)	高知県立大学 社会福祉学部 教授
玉根 幸恵 (たまね ゆきえ)	福島県楢葉町 保健衛生係長
芳賀 潤 (はが じゅん)	社会福祉法人堤福祉会 常務理事 総合施設長

(敬称略、五十音順、◆座長、◆副座長)



岩手県大槌町 サポートセンター・高齢者等共同仮設住宅

◆大槌町のサポートセンターの概要

■大槌町には、3ヶ所のサポートセンターが設置されている。それぞれ高齢者等共同仮設住宅が併設されている。

施設名	運営法人	エリア	運営時間	事業内容等
サポートセンター 和野っこハウス あじさい館 1・2号 (10名×2)	大槌町 社会福祉協議会	大槌町 大槌川沿い地区 (和野地区)	8時30分～ 17時15分	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 ・サロンの開催(送迎有) ・地域交流の場として提供(趣味活動等) ・地域交流事業 ・施設貸し出し(集会等) ・生活支援 ・健康管理 ・通所利用者の医療機関、金融機関、買い物等への送迎
エールサポートセンター エールホーム (10名)	医療法人 あかね会	大槌町 小槌川沿い地区 (三枚堂地区)		
ぬくっこサポートセンター ぬくっこハウス (10名)	社会福祉法人 堤福社会	大槌町 浪板地区 仮設団地地区		



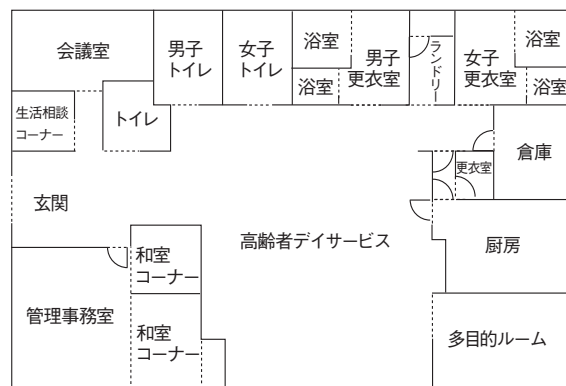
和野っこハウス



エールサポートセンター



ぬくっこサポートセンター



サポートセンター平面図

◆サポートセンターの機能・役割

- 大槌町では、サポートセンターの機能として、総合相談、地域交流事業、デイサービス（介護保険対象外）、生活支援活動、施設維持管理を定めており、仮設住宅内の住民、特に高齢者の拠り所となっている。
- その他に、ボランティアによるイベントも土日や夕方を中心に、多数開催されている。
- 小学校の放課後になると、サポートセンターへ小学生が宿題をしにきたり、センターの外にある遊具で遊んだりしている。また、保育所の子どもが地域交流事業で遊びに来るなど、多世代の交流が行われている。サポートセンターを利用する高齢者は、こうした子どもとのふれあいの時間を楽しみにしている。住民をサポートする中で、世代間交流は重要である。
- なお、エールサポートセンターでは、通院や買い物への送迎も行っている。

◆運営上の留意点・課題

- サポートセンターの利用対象は、主に要介護となる前の軽度の高齢者なので、職員の要件として、介護や保育の仕事が未経験でも、採用後、研修を受けることで対応できる。
- サポートセンターには、レクリエーション担当の職員が必要である。ぬくっこハウスでは、福祉レクリエーション・ワーカーの研修を受講する予定である。現在は、体操教室などにボランティアで来てくれる人から学ぶなどして対応している。
- 生活支援相談員が巡回訪問をしているため、サポートセンターでは訪問活動を控えている。生活支援相談員との連携が課題であるが、個人情報保護の関係で、情報連携が難しい。
- サポートセンターで、保健師による巡回健康相談ができるとよいと感じる。
- 仮設住宅外の被災しなかった人が利用しにくい状況にあること、安定的な財源の確保も課題である。

◆利用者の状況・特徴

- 女性高齢者の利用が多い。安否確認という面では、男性は訪問による見守りとなる場合が多い。
- 仮設住宅で一人暮らしをしている高齢者は不安を抱えており、気軽に立ち寄って相談にのってもらえるサポートセンターの役割は大きい。
- サポートセンターに併設している高齢者等共同仮設住宅には、要介護1～2程度の高齢者が入居している。中には認知症の人もいる。
- サポートセンターの利用者は、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が中心だが、日中独居の高齢者にも利用してもらいたいと考えている。

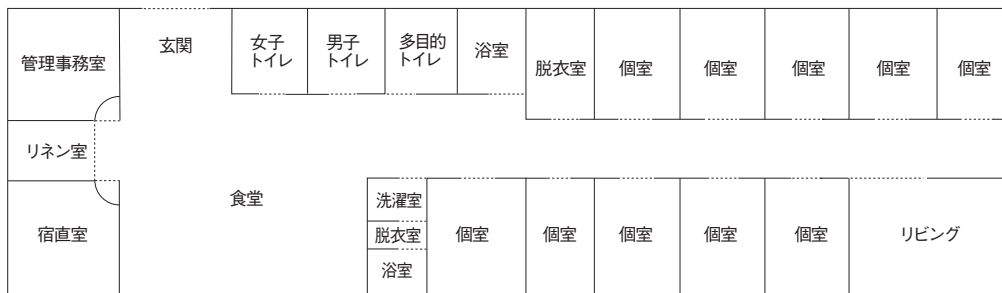
◆地域との連携及び波及効果

- 現在、サポートセンターの主な利用者は、津波の被害に遭ったため仮設住宅地内に住んでいる人である。今後、津波に遭わなかった仮設住宅地外の地域住民の利用を増やして、両者の間にできつつある気持ちの溝を埋めていくことが目標である。
- ぬくっこハウスでは、地域交流を目的に、バスハイクを企画したところ、老人クラブから参加したいと、30人ほどの応募があった。被災しなかった人に、こうしたイベントに参加してもらうことで、少しずつ、溝を埋めていくことができる。今後も、こうしたイベントを開催したいと考えている。

- また、サポートセンターで送迎を行うことで、仮設住宅外の地域住民も利用しやすくなる。現在既にエールサポートセンターでは送迎を行っている。今後はぬくっこハウスでも送迎を行いたいと考えている。
- また、地域の関係機関が参加する連絡会を設けて、サポートセンターに専門機関が関わる環境を整備することも重要となる。

◆ 高齢者等共同仮設住宅とは

- 高齢者等共同仮設住宅は、東日本大震災で被災した高齢者や障害者等が、恒久住宅へ移るまでの間、安心して共同で生活できるように仮設された応急仮設住宅（福祉仮設住宅）である。
- 特徴として以下があげられる。
 - ・ 1棟あたり仕切られた個室が10室あり、個室には洗面台、電動ベッド、テレビを配備。
 - ・ 浴室、台所、居間、食堂、トイレ、洗濯室は共同で利用。
 - ・ 緊急時対応のためナースコールを配備。
 - ・ 24時間体制で生活相談員を配置。
- 家賃：無料。光熱水費：1日350円。食費：1日750円。



共同仮設住宅平面図

岩沼市 サポートセンター

◆岩沼市のサポートセンターの概要

- 岩沼市には、1ヶ所のサポートセンターが設置されている。

施設名	運営法人	場所	事業内容等
岩沼市里の杜 サポートセンター	JOCA (公益社団法人青年 海外協力協会)	岩沼市里の杜三丁目 4番15号(岩沼市 総合福祉センター内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談機能：仮設住宅で生活する方々のさまざまな相談を受け付け、専門相談や心のケアなどにつなげる。 ・ 交流拠点：仮設暮らしによる孤立や引きこもりを防ぐ。 ・ その他（緊急時対応、連絡調整等）

◆サポートセンターの機能・役割

- 岩沼市では、仮設住宅がまとまった場所に立地している。そのため、サポートセンターが専用の交流等のスペースを持たず、事務室は総合福祉センターを、イベント等は仮設住宅の集会所を活用して実施している。
- サポートセンターは、仮設住宅における高齢者等の孤立を防ぐための見守り活動（個別訪問）やイベント活動を中心に行っている組織である。
- スタッフは、青年海外協力隊のOB・OGからなり、看護師、助産師の資格を持っている人もいる。
- サポートセンターの運営に際してはJ O C A（公益社団法人青年海外協力協会）による2年間の支援をいただいていたが、平成25年度からは市からJ O C Aに委託して継続することとなった。



◆運営上の留意点・課題

- イベントは仮設住宅内の集会所（2ヶ所）で行っている。大規模なものは近隣の市の公共施設等を利用している。
- 外部の方々からイベントに関する支援がなされており、運営法人はコーディネートする役割を担っている。
- 当初はイベントが多く開催されていたが、最近は仮設住宅内の自治会で調整して決めている。
- 集団移転は市街地に近いところに予定されている（平成26年を予定）。集団移転してからも、総合的な相談などサポートセンターの機能は必要であり、継続していく予定である。

◆利用者の状況・特徴

- 見守り活動については仮設住宅の住民を対象としており、高齢者が多い。
- イベントについては、内容にもよるが、概ね年代に関係なく参加している。また、仮設住宅は市街地にあることから、地域内外からの参加もある。

◆地域との連携及び波及効果

- 住民の自主的な活動として、主婦の手芸サークル、親子向けのイベントサークルが立ち上がっており、サポートセンターとしても側面的に支援している。今後は、NPO法人の立ち上げ等自立できるようなサポートも行っていきたい。

大船渡市 サポートセンター

◆大船渡市のサポートセンターの概要

■大船渡市には、4ヶ所のサポートセンターが設置されている。

施設名	運営法人	場所	エリア	事業内容等
大船渡北地区サポートセンター「とみおか」	社会福祉法人成仁会	大船渡市盛町 6-1 (大船渡市福祉の里在宅介護支援センター内)	盛町、猪川町、立根町、日頃市町	開設時間は9時～18時 年中無休 ・総合相談 ・生活支援活動（見守り、安否確認等） ・地域交流事業（交流会、イベント等） ・その他（緊急時対応、連絡調整等）
大船渡南地区サポートセンター「鷗（かもめ）」	医療法人勝久会	大船渡市大船渡町山馬越 188 (老人保健施設気仙苑内)	大船渡町、赤崎町	
末崎地区サポートセンター「おたすけ」	社会福祉法人典人会	大船渡市末崎地区平林 48-1 (末崎町在宅介護支援センター内)	末崎町	
三陸地区サポートセンター「さんそん」	社会福祉法人三陸福祉会	大船渡市三陸町越喜来字杉下 56-4	三陸町	



末崎地区サポートセンター「おたすけ」の活動（運動会）



三陸地区サポートセンター「さんそん」カフェ



居場所ハウス（完成予想図）



三陸地区サポートセンター「さんそん」の活動（体操）

◆サポートセンターの機能・役割

■サポートセンターは、要援護高齢者のみならず、子ども、障害者、地域住民の方などあらゆる世代の方々の総合相談と生活支援活動の拠点として、活動をスタートしている。また、地域交流の場となるイベントを実施している。

- 用地の確保ができていないため、既存施設に間借りした形でスタートしている。
- 仮設住宅団地内に設置した三陸地区においては、生活支援専門員等2名が勤務する場所として設置し、平成24年10月1日から活動している。小規模多機能型居宅介護施設を併設していることから専用の交流等のスペースを持っていない。
- 特に仮設住宅で一人暮らしの高齢者は不安を抱えており、気軽に立ち寄り、相談にのってもらえるサポートセンターの役割は大きい。
- 平成24年度末には、末崎地区と大船渡北地区の2地区において、新規施設が完成する。

◆運営上の留意点・課題

- 現在は被災者支援センターであるが、今後は、より地域に開放することが必要である。子どもが帰りに立ち寄ることや受験生が勉強することなども考えられる。仮設から移転し、本来の地域となったとき、サポートセンターをどのようにするかが課題である。
- 将来的にはサポートセンターを発展させて地域の居場所としての拠点にしてもよいという意見もあるが、既存の施設も十分にあることから、どのように位置づけるかが課題である。
- 以前は、訪問する際に仮設住宅を巡回訪問している生活支援相談員より、訪問者の情報を事前にもらっていたが、個人情報保護の関係で、現在、情報連携できていない。見守りをするにはかかっている病院や家族構成、緊急連絡先などが必要となるため、サポートセンター独自に把握するなどの対応が必要になってきた。
- 地域住民との共生が大切であり、仮設住宅の住民に限らず、赤ちゃんからお年寄りまでが相談できる場所としていきたい。

◆利用者の状況・特徴

- 末崎地区サポートセンター「おたすけ」では、地域の世帯訪問からスタートし、相談業務を重視してきた。相談業務は、地域包括支援センターから紹介をいただいた。相談内容としては、暴力や高額商品購入被害などがあり、関係機関と連携して解決を図った。また、心のケア、認知症、うつなどの対象者（10名程度）に訪問活動を行っている。今後は、20～40代の若い人のストレスにどう対応するかが課題である。
- 三陸地区サポートセンター「さんそん」における地域活動には65～80歳の仮設住宅の人が参加している。冬休みには子どもが参加できる地域活動を行った。

◆地域との連携及び波及効果

- 末崎地区サポートセンター「おたすけ」では、「心のデイケア」として、普通のデイサービスとは異なる参加型の会を毎週15回行った。創作活動、カメラ撮影、体操や散歩、日記づくりなどのメニューを組み合わせて実施した。訪問ケアにより認知症のある人を誘い、参加してもらうようにした。利用者のアセスメントを行っている。
- 末崎地区では、古民家を再生する形で「居場所ハウス」を建設中で平成25年に完成予定である。既存集落と集団移転の場所、学校から近い場所を確保している。赤ちゃんからお年寄りまで顔の見える関係になるような場所にしたい。内容は、地域住民をはじめとした人々のワークショップによって決めてきた。居場所、カフェの他に、産直などを実施していく予定である。
- 三陸地区サポートセンター「さんそん」では、地域活動として、ラジオ体操を実施している。65～80歳の仮設住宅の人が参加している。冬休みには子どもが参加できる地域活動を行った。
- 三陸地区サポートセンター「さんそん」では9:30～12:00はスペースをカフェ（無料）として開放している。今後はスペースの貸し出しも行いたいと考えている。

楡葉町 サポートセンター

◆楡葉町のサポートセンターの概要

■楡葉町には、3ヶ所のサポートセンターが設置されている。

原子力事故による全町避難により、いわき市と会津美里町に分かれて設置されている。

施設名	運営法人	場所	事業内容等
サポートセンター ならは (いわき市)	社会福祉法人 楡葉町社会福 祉協議会	いわき市平下山 口字大沢1-7 (高久第10仮 設住宅内)	<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービス+介護予防教室 ・配食サービス ・訪問ヘルパー ・生活支援相談員活動拠点 ・関係機関ケア会議 ・入浴サービス ・総合相談 ・地域包括支援センター ・保健福祉関係機関の学習会
楡葉町 サポートセンター 空の家 (いわき市)	社会福祉法人 楡葉町社会福 祉協議会	いわき市平上山 口字小喜目作 34-1 (高久第10仮 設住宅内)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室 ・子育て広場 ・乳幼児相談会 ・男の料理教室 ・健康相談及び心の相談 ・保健福祉関係機関の学習会及び会議 ・施設貸出(地域活動、中学生対象の学習支援等) ・総合相談 ・児童館(学童保育) ・各種健康教室 ・健康診査 ・老人クラブ連合会活動
サポートセンター ならは (会津美里町)	社会福祉法人 楡葉町社会福 祉協議会	大沼郡会津美里 町宮里96 (宮里仮設住宅 内)	<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービス+介護予防教室 ・総合相談 ・入浴サービス ・生活支援相談員活動拠点 ・関係機関ケア会議 ・給食サービス ・訪問ヘルパー ・地域包括支援センター ・保健福祉関係機関の学習会 (23年)・子育て広場 ・一時保育 ・児童館(学童保育)



サポートセンターならは



楡葉町サポートセンター空の家



◆サポートセンターの機能・役割

- 楢葉町は、いわき市から会津美里町へ避難した。その後、いわき市へ移動する住民が増加したため、サポートセンターを会津美里町といわき市に設置することとなった。仮設住宅は、会津美里町に1ヶ所、いわき市内に12ヶ所ある。さらに、借上住居にばらばらに入居している状況にある。
- 主に高齢者の介護予防に対応した施設は「サポートセンターならは」（いわき市、会津美里町の2ヶ所）である。地域活動や保健事業、関係機関の連携強化のための会議、研修会など幅広いニーズに応じた貸館としても利用されている。また、年齢を問わず利用されている。
- 震災前は、高齢者と子どもの施設は別々に整備していたが、仮設住宅敷地では十分な場所が確保できないため、同じ場所で活動することとなった。高齢者のデイサービスと子育て広場、児童館が同じ場所で活動している。
- いわき市では、避難者（利用者）が増えたため、サポートセンターを2ヶ所として、①「サポートセンターならは」（高齢者のデイサービスや訪問による支援を行う施設）と、②「楢葉町サポートセンター空の家」（子育て広場と児童館を主にした施設）に分けた。

◆運営上の留意点・課題

- 楢葉町民の避難先は会津美里町といわき市に分かれているため、運営組織である社会福祉協議会の職員も二手に分かれており、すべての対象者に対応する施設が充分ではない上、人手も足りない。
- デイサービスは社会福祉協議会に委託している。送迎を行っているが、避難場所が広範囲にわたるためすべてに対応できていない。なお、デイサービスの運営費は地域支え合い体制づくり事業を活用して、人件費等に充てている。
- 仮設住宅敷地では活動できるスペースが限られているため、朝から夜まで有効に利用している。
- 介護予防の活動は、介護保険料の抑制につながっている。

◆利用者の状況・特徴

- 「サポートセンターならは（いわき市）」で行っているデイサービスは、現在合計80名が登録しており、月曜日から金曜日まで1日25名から30名が利用している。1日の施設の利用能力に限界を生じてきている。また、施設自体は高齢者以外も利用できるが、仮設住宅は高齢者が多いため、実質は高齢者の利用が多い。
- 「楢葉町サポートセンター空の家」では、毎週2回、高齢者の介護予防教室を開催しているほか、乳幼児の子育て広場、児童館、男だけの料理教室等が一緒の時間帯に開催されている。そこで、高齢者と子ども達が一緒に運動したり、食事をしたりするなど、交流が図られている。また、交流イベントも開催している。
- 夕方には、中学生対象の学習支援がNPO主催で行われている。

◆地域との連携及び波及効果

- 仮設住宅、借上住居は広範囲に点在しているため、送迎は難しい状況にあるが、各仮設住宅内の集会所で介護予防教室や様々な地域活動を行っている。そこには、借上住居や楢葉町以外の市町村からの参加もある。
- 借上住居に住んでいる方は、いわき市内の施設で行われている介護予防教室に参加してよいことになっているが、コミュニケーションが得意な方でないとは参加は難しい。なお、要介護認定を受けている方は、いわき市の施設で対応している。

2. 各地の取組事例

総括表

施設名	利用者	事業内容 (介護保険、障害者自立支援法、児童福祉法)	事業内容 (その他)
北海道釧路市 「コミュニティハウス 冬月荘」	自立したい人 障害者 中学生 子ども		(その他) ・コミュニティハウス (自立者向専用居住スペース) ・中学生への学習支援 ・親子ランチ (母子交流) ・就業支援
宮城県仙台市 「国見・千代田のより処 ひなたぼっこ」	高齢者 障害者 子ども		(その他) ・独居高齢者への生活支援サービス (弁当や総菜等の配達、買い物代行サービス等) ・地域食堂 (平日の昼食) ・ふれあい居酒屋 (金曜日) ・講座・イベントの開催 (介護・地域づくり講座、子ども祭りなど) ・貸室 (ホール、小部屋、キッズルーム) ・外出サロン ・親子サロン ・視覚障害者によるマッサージサロンの支援 ・配食サービス (弁当配達) ・見守り支援 ・買い物支援 ・子どもの一時預かり
宮城県岩沼市 「ホームひなたぼっこ」	高齢者 障害児 子ども	(介護保険) ・通所介護 ・介護予防通所介護 (児童福祉法) ・放課後等デイサービス ・児童発達支援	(その他) ・ショートステイ ・託児 ・サロン活動 ・緊急一時保護支援 ・レスパイト事業
山形県東根市 「あんしん・やすらぎ・ ふれ愛ホーム」	高齢者 自立したい人 障害児	(介護保険) ・通所介護 ・介護予防通所介護 (児童福祉法) ・放課後等デイサービス	(その他) ・短期預かり、日帰り入浴 ・デイサービス ・自立者向専用アパート
東京都江戸川区 「江東園」	高齢者 子ども	(介護保険) ・特別養護老人ホーム ・短期入所 ・認知症対応型通所介護 ・地域包括支援センター ・居宅介護支援 (児童福祉法) ・認可保育所	(その他) ・養護老人ホーム
東京都小金井市 「また明日デイホーム・ 寄り合い所・小さな保 育園虹のおうち」	高齢者 子ども	(介護保険) ・認知症対応型通所介護	(その他) ・認可外保育所 ・一時保育 ・地域福祉事業寄り合い所
富山県富山市 「デイサービス このゆびとーまれ」	高齢者 障害者 子ども	(介護保険) ・通所介護 (障害者自立支援法) ・生活介護・生活訓練 (児童福祉法) ・放課後等デイサービス ・日中一時支援	(その他) ・通いサービス ・泊まり (緊急) ・乳幼児の一時預かり
石川県小松市 「三草二木 西園寺」	高齢者 障害者	(介護保険) ・通所介護 ・介護予防通所介護 (障害者自立支援法) ・就労継続支援B型 ・生活介護	(その他) ・地域コミュニティセンター (温泉、カフェ、酒場、 ショップ等)
長野県上伊那郡 南箕輪村 「宅幼老所 かいご家」	高齢者 障害者 障害児 子ども	(介護保険) ・通所介護・訪問介護 ・基準該当ショートステイ (障害者自立支援法) ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・基準該当生活介護 ・移動支援・日中支援	(その他) ・タイムケア事業 ・母子家庭等協力員派遣事業 ・ショートステイ ・通所介護・訪問介護 ・ナイトケア

施設名	利用者	事業内容 (介護保険、障害者自立支援法、児童福祉法)	事業内容 (その他)
奈良県橿原市 「ぼれぼれケアセンター 白樺」	高齢者 子ども	(介護保険) ・特別養護老人ホーム ・グループホーム ・ショートステイ ・デイサービス ・居宅介護支援	(その他) ・事業所内保育所 ・地域交流スペース
広島県東広島市 「多世代交流・支援セン ターときわ」	高齢者 障害者 子ども		(その他) ・高齢者の介護予防 ・総合リハビリテーション ・子ども日中一時預かり ・お楽しみ活動 (陶芸/ フラワーアレンジメント/ スポー ツレクリエーション/ お楽しみタイム)
広島県東広島市 「C-CORE 東広島」	高齢者 障害者 障害児 子ども	(介護保険) ・通所介護 ・訪問介護 ・介護予防訪問介護 ・介護予防通所介護 ・居宅介護支援 (障害者自立支援法) ・相談支援 ・移動支援 ・訪問介護	(その他) ・児童・学童保育及び塾 ・不登校及び発達障害者支援学習塾 ・パソコン教室、料理教室、地域サロン、フリーマーケッ ト、ホメオパシー等
高知県高知市 「し〜さいど鎌倉」	高齢者 障害者 障害児 子ども		(その他) ・子どもから高齢者、障害者が集い、話し、笑い、学べる 場の提供
高知県土佐町 「とんからりんの家」	高齢者		(その他) ・生きがい・健康づくり事業(子ども達や大学生との交流 等) ・介護予防事業(てくてく体操の普及、認知症予防、転倒 予防活動等) ・障害者支援事業 (精神障害者小規模作業所との交流) ・子育て支援事業 (保育所子育て支援センターとの連携)
高知県田野町 「田野町なかよし交流 館」	高齢者 障害者 障害児 子ども	(介護保険) ・通所介護 ・介護予防通所介護 (障害者自立支援法) ・地域生活支援事業 (障害者等の相 談支援及び日中一時支援日中活動 支援)	(その他) ・介護予防事業 ・乳幼児の一時預かり ・障害児の長期休暇支援
高知県北川村 「北川村あったかふれあ いセンター」	高齢者 障害者 子ども		(その他) ・高齢者に対する訪問相談活動の拡充及び軽微な生活支援 ・高齢者へのミニデイサービス ・障害者の就労支援 ・介護予防事業の拡充
長崎県長崎市 「戸町ふくし村」	高齢者 子ども	(介護保険) ・デイサービス ・小規模多機能ホーム ・介護付有料老人ホーム ・認知症対応型共同生活介護 (児童福祉法) ・認可保育所 ・放課後児童クラブ	(その他) ・住宅型有料老人ホーム ・多目的ホール・ラウンジ
熊本県熊本市 「健軍くらしささえ 愛工房」	高齢者 障害者 子ども	(介護保険) ・ショートステイ ・デイサービス (障害者自立支援法) ・基準該当地域生活介護	(その他) ・子育て支援 (一時預かり、月極・週極保育) ・喫茶・軽食サービス ・配食サービス ・空き店舗活用 (日替わり運営のお惣菜の店) ・ママボランティアの店 (カフェ&雑貨店) ・くまもと若者サポートステーション (就職相談、たまり 場としての利用)
熊本県熊本市 「いつでもきなっせ」	高齢者 障害者	(介護保険) ・小規模多機能型居宅介護施設	(その他) ・地域の活動への開放 ・一時保護のための宿泊所 (DVシェルター)

コミュニティハウス冬月荘

自然な形で生まれる地域課題解決の輪をつくる



必要な人が誰でも使えること、誰もが支え支えられて主役になれること、地域ぐるみで運営することをコンセプトとして、冬月荘プロジェクトをスタートした。

「集う」「住む」「仕事をつくる」という3つの機能を柱として、どれだけ多様な人々とかかわってコミュニティハウスをつくりあげていくか、そのプロセスが大事だと考えている。

プロセスを大事にすることで、地域で本当に必要なものが見えてくる。

設置運営の経緯

- 道州制特区の枠組みを活用し、多様なニーズマスター（地域でニーズを把握しているひと）と検討委員会を重ねた。会議では、「コミュニティハウスとはどのようなものか」について議論を行い、地域の生活課題を解決する万能な地域福祉拠点を目指してきた。
- 釧路市には、高齢者、障がい者、生活保護受給者、児童自立支援施設からの退所者、引きこもりなど、支援を求めている人の多いことがわかった。
特に、生活保護受給率が高い中、有効求人倍率は低く、生活保護世帯への自立支援、就労支援は急務であると考えた。
- 「居室スペース」「集える」「仕事ができる」ことをイメージして、拠点となる場を探していたところ、北海道電力の寮（昭和42年築）を再活用する形で、NPOで土地建物を取得し、平成19年にオープンした。

運営上の留意点・課題

- いろいろな地域のニーズを持ち込んでもらうことが一番重要であり、それによりコミュニティハウスは成り立っている。
- 運営上の留意点として、場の柔らかさを保ち、地域の人々とのつながりを失わないようにすることが必要だと考えている。
- また、スタッフが一方的にメニューを決めず、入居者や利用者と一緒にメニューをつくっていくようにしている。

利用者の状況・特徴

- 冬月荘では、生活にスケジュール等の制約は設けていないが、住むだけではなく社会につながる必要があると考えている。そのため、日常的に本人と話し合い、可能な範囲で社会活動の機会をつくっている。人によっては就労したり、NPOが行っている事業のスタッフとして活動したりするなど、様々なスタイルがある。
- 学習支援は、おもに生活保護世帯の中学生を対象に行っている。生活保護世帯は、塾等へ行く経済的な余裕がないことや子どもが居場所を失っているなどの背景から、福祉事務所が冬月荘に持ち込んだ地域課題だった。
- 親子ランチは、子ども達が元気に走り回ることでできる広い和室や廊下があるため、お母さん達も安心しておいしい料理をゆっくり食べることができる。イタリア料理のシェフによる本格的な料理を実費程度で学び、食べることもできる。

地域との連携及び波及効果

- 学習支援では、学習だけでなく、大人との出会いや学び合いも意識している。基本的には自習を中心にしており、チューターとなる学生（教員を目指す大学生など）や大人が必要に応じてサポートする。冬月荘の住人や卒業生がチューター役を担っていることもある。卒業生が自分の勉強を持ち込んで一緒に勉強していることもある。
- また、大人が子どもを教えるという一方的な関係ではなく、大人が子どもから学ぶ機会も多く、支援する側が支援を受けている場面が見られる。

◆施設・事業概要

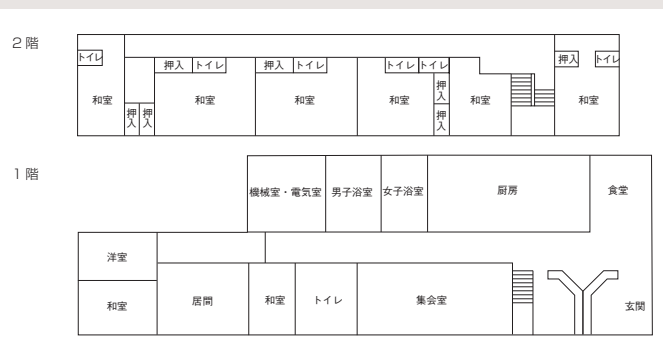
(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	法人保有	建築形態	一戸建て	階数	1～2階	延床面積	約 503.7㎡
開設年月	平成 19 年 8 月	利用定員	コミュニティハウス (居室 6 名)			設置運営方式	民設民営
併設施設 サテライト施設等	-					周辺地域状況	住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：子どもから高齢者まで必要な人なら誰でも ・利用時間：学習支援 (週 4 回)、親子ランチ (予約制)、他 (適宜) ・利用料：居室 5 万円/月 (2 食付き) 学習支援 無料、親子ランチ 実費						
職員・スタッフ体制	職員 (被用者)	4 名	主な資格等	特になし			
	その他支援スタッフ	数名	主な属性	特になし			
利用者構成 (平均)	・学習支援 45 名 ・親子ランチ 10 名						
実施事業提供サービス	介護保険 (介護報酬)	-					
	障害者自立支援法 (自立支援給付等)	-					
	児童福祉法 (事業費補助金額等)	-					
	その他	居室スペース (生活支援) 「Z っと! Scrum」 (学習支援) 親子ランチ、就業支援 (近隣事業所の給食づくり等厨房で働く)					
施設設置及び運営財源	備品と開始から半年分の運営費・人件費は厚生労働省の助成金を活用。 学習支援については生活保護の自立支援プログラムによる。						
備考	-						

コミュニティハウス冬月荘



■運営主体 特定非営利活動法人 地域生活支援ネットワークサロン
 ■代表理事 高橋 信也



メッセージ

開始から 6 年目になりますが、現在はコミュニティハウスから学んだことを発信しながら、全国の地域課題に向き合う方々とつながり、言葉にすることで普遍化を目指しています。
 詳しくはワークサロンHPへ ☎ <http://n-salon.org/index.php>

■所在地 北海道釧路市米町 2- 9- 5
 ■連絡先 TEL : 0154-65-1465
 FAX : 0154-65-1465
 ■E-mail togetsuso@n-salon.org
 ■URL <http://n-salon.org/tougetuso/index.html>

国見・千代田のより処 ひなたぼっこ

誰もが自分らしく地域で暮らし続けられるよう、 地域で支え合う関係づくりを推進



高齢者も、子どもも、障害者も、誰もが自分らしく地域で暮らし続けられるよう、「住民同士のつながりを深めるための場づくり」「地域で支え合う関係づくり（地域に役立つ講座等による支え手の育成等を通じて）」を目指している。特に、制度だけでは対応できない課題を抱えた人への対応等について、地域や専門機関、サービス事業所などのネットワークをつくり対応している。

設置運営の経緯

- 平成 21 年、仙台市の「企画提案型コミュニティビジネス運営事業」として事業を開始。
- 地域食堂を運営する中、高齢夫婦が食事づくりに困っていることを知り、食事のお届けを開始。それが配食サービスに発展。利用者は、主に一人暮らしの高齢者や高齢者世帯で、地域包括支援センターや仙台市青葉区の障害高齢課・保護課等の関係部局、民生委員、地域住民から紹介がある。週に1回、ふれあい居酒屋も開設。
- 地域食堂やふれあい居酒屋は、子どもから高齢者まで、様々な地域住民が利用している。
- その後、地域のニーズに対応しながら、配食サービス利用者への買い物支援、子どもの一時預かり、民生委員と連携した見守りの支援などの事業を展開。
- 短期入所では、DV被害者、入所待ちの高齢者なども受け入れている。

運営上の留意点・課題

- 当事業所では、「地域住民同士のつながりを深める場づくり」「地域交流への積極的な関わり」「働くことや役割づくりの支援」「地域で暮らし続けたい人への支援」の4つのテーマを設定して、活動を行っている。
- 連合町内会長、町内会長、地区社協会長、地区民協会長、主任児童委員、地区老人会長、地域包括支援センター、社会福祉法人、児童館からなる運営推進委員会を2ヵ月に1回、開催。会議で地域の要望やニーズを把握でき、事業運営上、大変意義がある。
- 既存制度では対応できない人への支援を行っており、行政や専門職等に対して、困難な課題を抱えながらも地域で生活を継続するために必要な支援について、当事業所から働きかけていきたい。

利用者の状況・特徴

- 既存の制度では対応できない人を受け入れながら、体制を充実させてきた。例えば、火事に遭い、家がなくなった身寄りのない80代の高齢者がいた。要介護状態ではなかったため、介護保険施設を利用できず、困った民生委員が地区社協に相談し、ここを紹介。まず、泊まりで受け入れた。その後、地域包括支援センターなども交えて協議し、本人の希望もあり、継続して住むことに。その後、脳出血で倒れて入院したが、退院し要介護5で胃ろうの状態に戻ってきた。
- この高齢者の受入れをきっかけに、24時間対応の運営体制が整備された。また、地域の在宅療養支援診療所との連携体制も構築された。
- その他にも、認知症の高齢者、息子からの暴力を受けている高齢者、障害者、アルコール中毒の疑いのある人などが、市や地域包括支援センターの紹介により、レスパイトや主介護者の入院等さまざまな理由により、一時的にここを利用するなどしている。

地域との連携及び波及効果

- 町内会の役員会、老人会、健康マージャン教室、地域のお祭り等への参加を通じて、地域交流に積極的に関わっている。
- 地域の中に入り、ニーズを掘り起こし、制度の枠にとらわれず、対応していくことで、地域住民にとってかけがえのない存在となることができる。
- 地域に認められることで、地域住民からの応援も得られるようになった。当事業所のような施設と地域住民との連携が深まることは、地域住民の福祉力が高まることにもつながる。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	賃貸	建築形態	3階建て (飲食店と下宿だったものを改修)	階数	1～2階	延床面積	259.59㎡
開設年月	平成21年12月	利用定員	6室利用可(2名1室でも利用可能)		設置運営方式	民設民営	
併設施設 サテライト施設等	—					周辺地域状況	住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：子ども、高齢者、障害者等 ・利用時間：一時預かり 365日24時間対応。(長期利用者あり) 地域食堂 月～金 12:00～14:00 土は随時 ふれあい居酒屋 毎週金曜日 17:00～21:00 子育てサロン 毎週水曜日 10:30～12:00						
職員・スタッフ体制	職員(被用者)	常勤 7名 パート6名	主な資格等	ケアマネジャー、看護師、介護福祉士、社会福祉主事、ヘルパー1級、福祉用具専門相談員、調理師、保育士など			
	その他支援スタッフ	2名	主な属性	法人本部職員(専門職：看護師、社会福祉士)			
利用者構成(平均)	—						
実施事業提供サービス	介護保険(介護報酬)	—					
	障害者自立支援法 (自立支援給付等)	—					
	児童福祉法 (事業費補助金額等)	—					
	その他	【自主事業】 ○地域の独居高齢者に向けたお弁当や総菜等の配達、買い物代行サービス等の生活支援サービス ○地域食堂(月～金の昼食) ○ふれあい居酒屋(毎週金曜日) ※飲食店の営業許可を取得 ○講座・イベントの開催(介護・地域づくり講座、子ども祭りなど) ○貸室(ホール、小部屋、キッズルーム) ○外出サロン ○親子サロン ○視覚障害者によるマッサージサロンの支援 ○配食サービス(お弁当の配達) ○見守り支援 ○買い物支援 ○子どもの一時預かり					
施設設置及び運営財源	施設設置は自主財源。運営財源は仙台市：最初の3年は仙台市企画提案型コミュニティビジネス運営事業を受託。平成24年度は地域支え合い活動推進事業を受託。他自主事業収入。						
備考	—						

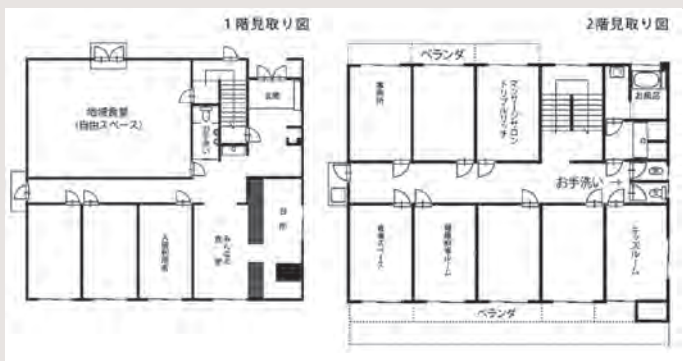
国見・千代田のより処 ひなたぼっこ



メッセージ

地域の皆さん誰でも集える場所を目指して活動しております。このまちに住む人たちが“楽しく集える場所”それが「ひなたぼっこ」です！お気軽にお立ち寄りください！（管理者：高橋 正佳氏）

■運営主体 特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター
 ■理事長 池田 昌弘



■所在地 宮城県仙台市青葉区千代田町 1-13
 ■連絡先 TEL：022-343-1340
 FAX：022-301-8821
 ■E-mail kunimi_hinata@clc-japan.com
 ■URL <http://www.clc-japan.com/hinatabokko/>

2. 各地の取組事例

ホームひなたぼっこ

ひなたぼっこ桑原・ひなたぼっこ二木・こどもの園・ひなたぼっこハーモニー



赤ちゃんからお年寄りまで ひとつ屋根の下で 大家族のように

住み慣れた地域で乳幼児・高齢者・その家族・スタッフそして地域の方々が、かつての大家族のように、互いに支え合い、心と心がふれ合うコミュニティケアを実践。利用者の心身の状況や家族のニーズに合わせたきめ細かいサービスを心がけ、活動している。

設置運営の経緯

- 保育士として勤務していた頃、もっと家庭的な環境で子どもたちがゆったりと過ごせる場所をつくりたい、子育て世代が安心して働ける体制を応援したいとの思いから自宅を開放し、託児所を始めた。(昭和53年)
- 子どもたちと散歩や活動を行う中で、時代の流れとともに高齢者とふれあう機会が増えてきた。子どもたちと高齢者の温かなやりとりや自然とあふれる笑顔を目にして、「ひとつ屋根の下で大家族のように」和やかに過ごせる居場所を、との思いから、託児所を行ってきた自宅を改装し、共生型ホームを開所した。(平成11年12月:現桑原事業所)
- その後、近隣に新たな事業所を開所し、地域の高齢者や子育て世代等を対象にしたサロン活動なども盛んになった。(平成20年5月:現二木事業所)
- 心身にハンディをかかえる子どもたち、その家族が安心して過ごせる居場所として、ひなたぼっこハーモニーを開所した。(平成23年1月)
2階には地域の親子が気軽に立ち寄り、絵本に親しめる部屋、“とんとん”を開設している。

運営上の留意点・課題

- 利用者の体調や状況・家庭環境などを配慮しながら、日々活動している。普段から家族とのコミュニケーションを密にしており、気を遣わずにいつでも悩み相談や情報交換できるようにしている。
- 行政・他施設・医療関係との連携を密にして、万一の場合の備えを万全にしている。施設利用に関わらず、日常に不安を抱えている方、緊急で支援を必要とする方々のケアにも、できる限り対応するよう心がけている。
- 職員構成も多世代にわたり、年齢に関わらず各人のもつ資格・能力・経験を発揮できるように、また家庭状況に応じた働きやすい職場づくりに努めている。

利用者の状況・特徴

- 利用者が自宅にいるような気持ちで過ごせるよう、雰囲気づくりに配慮している。お年寄り子どもたち、スタッフが一つの家族のようにふれあい、お互い支え合いながら活動する。無理のない範囲で身の周りのことを行い、生きる意欲の向上を図っている。
- 買い物や散歩、ドライブなど、積極的に外に出かける機会を設けている。また、外部の催しに参加したり、ホームでの行事に地域の方々を招待したりして、子どもたちとお年寄りが多世代で活動し、活気に満ちた日々を過ごしている。
- 緊急一時保護支援、レスパイト事業を行っている関係で、心身にハンディをかかえる児童の緊急対応も多くなっている。
- 家族での看取りが難しいケースも増えてきたため、日頃から訪問看護や医療関係との連携を大切に、利用者家族の緊急な要望にも極力応えられるようにしている。

地域との連携及び波及効果

- 地域交流のきっかけとなるイベント(研修会・バザー等)を企画。周囲に積極的に呼びかけ開催している。参加者同士の新たな交流が生まれたり、情報交換できる貴重な機会となっている。
- 地域の中学生や大学生、他の実習生を積極的に受け入れている。業務に携わりながら、介護や保育を含め人との関わり、心のふれあいの大切さを、身をもって知ることができる良い機会となっている。
- 利用者とのふれあい、園芸・畑の手入れやイベント、サロン活動のスタッフボランティアなどに地域の方々が積極的に関わられるよう働きかけている。関わることによる新たなつながりの促進、地域にねざしたネットワークづくりをめざしている。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	法人所有（二木） 自己所有（桑原） 自己所有（ハーモニー）	建築形態	一戸建て 3 棟	階 数	1～2 階	延床面積	約 167㎡（桑原） 約 287㎡（二木） 約 130㎡（ハーモニー）
開設年月	昭和 53 年 4 月（託児） 平成 11 年 12 月（共生型）	利用定員	・桑原・二木：15 名 ・こどもの園：20 名 ・ハーモニー：10 名		設置運営方式	民設民営	
併設施設 サテライト施設等	—					周辺地域状況	住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：高齢者、乳幼児～小学生 等 ・利用時間：9:00～16:30（桑原・二木）7:00～18:30（こどもの園）他の時間帯は応相談 ・利用料：介護保険法や児童福祉法に基づく料金（それ以外は別途設定）						
職員・スタッフ体制	職員（被用者）	39 名	主な資格等	介護福祉士、ヘルパー 2 級、看護師、保育士、調理師			
	その他支援スタッフ	20 名	主な属性	サロン活動スタッフ・イベントスタッフ 利用者とのふれあい・園芸、畑の手入れ・送迎など			
利用者構成（平均）	・高齢者約 10 名/日（桑原）・12 名/日（二木） ・障害児約 2 名/日（放課後等デイサービス・児童発達支援） ・乳幼児約 14 名/日（託児）						
実施事業提供サービス	介護保険（介護報酬）	通所介護・介護予防通所介護（ひなたぼっこ桑原・ひなたぼっこ二木）					
	児童福祉法 （事業費補助金額等）	放課後等デイサービス・児童発達支援（ひなたぼっこハーモニー）					
	その他	ショートステイ（ひなたぼっこ桑原）、託児（こどもの園） サロン活動（ひなたくらぶ・あまやどり・お茶っこ） 緊急一時保護支援、レスパイト事業					
施設設置及び運営財源	介護報酬・介護報酬対象外利用料・保育料・岩沼市低年齢児保育施設等運営事業助成金 放課後等デイサービス給付費・児童発達支援給付費・賛助会費						
備考	—						

ホームひなたぼっこ

■運営主体 特定非営利活動法人 ホームひなたぼっこ
■代 表 者 布田 幸子



ひなたぼっこ二木

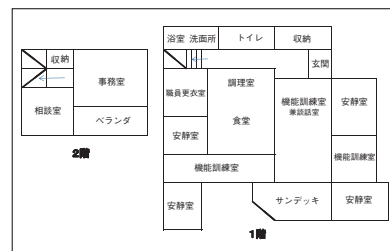
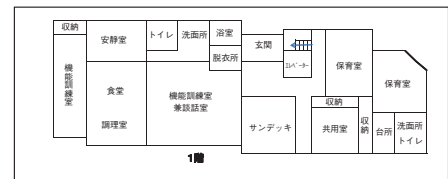


ひなたぼっこ桑原



ひなたぼっこハーモニー

ひなたぼっこ
二木施設配置図



ひなたぼっこ
桑原施設配置図



メッセージ

子どもたちの健やかな成長と子育て世代を応援したいとの思いから続けてきた活動が様々な形へ広がっていきました。誰もが安心して過ごせる居場所づくりをこれからも継続していこうと思っています。（理事代表：布田 幸子氏）

■所在地 宮城県岩沼市桑原 2 丁目 1-6（事務局）
■連絡先 TEL：0223-24-0674
FAX：0223-24-0694
■E-mail home_hinatabocco@tenor.ocn.ne.jp
■URL http://home-hinatabocco.mahp.jp

あんしん・やすらぎ・ふれ愛ホーム



地域の人達が 住み慣れた場所で助け合い、 支え合って暮らせるように応援

高齢者や障がい児向けの通所サービス、自立している高齢者等も共生できる住まいを提供し、各種制度等を利用しながら、安心して地域に住み続けるための支援を行っている。

設置運営の経緯

- 現代表がアルコール依存症で治療している方の入居受入を病院と家族から要請され、東根市内にある元病院を借受け、改築を行い事業所を設立して事業を始めた。
- 平成21年9月にNPO法人こでまりの会東根事務所を設立し、当該月からふれ愛ホーム（介護保険外事業：共同アパート、短期預かり、日帰り入浴、ふれ愛デイサービス）を開始した。
- 事業を実施する中で、地方自治体から強く要望され、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業を平成24年5月にスタートする等、地域のニーズに沿った事業を継続的に実施するための体制を整えてきた。

運営上の留意点・課題

- ふれ愛ホームに入居された方に対しては、病院またはケアマネジャーからの情報に基づいて、その症状に応じたケアを実践。また、利用にあたっては十分にアセスメントを行う。
- ふれ愛ホームに入居しながら、通所介護を利用する方もいる。
- 現在、通所介護の利用者の確保に注力している。この地域では脳血管疾患の後遺症で困っている方が多いため、病院での治療を終了した方を対象にADLの維持向上に重きを置き、平成24年4月にPT、ST2名のセラピストを確保。リハビリテーションを実施したところ、利用者は微増している。
- 病院を退院する患者が、介護保険施設等に入所するまでの間、介護及びリハビリテーション等が必要な方は当施設で実施できることをPRし、各医療機関の地域連携室へ紹介を依頼している。
今後は、地域で開業している複数の医師から強く要望されている訪問看護事業に着手したいと考えている。

利用者の状況・特徴

- ふれ愛ホームの利用経緯は、家庭事情の問題を抱えている人、一人暮らしで身寄りのない高齢者等の隣人、遠縁の親戚からの依頼が多い。
- 平均要介護度は2～3であり、利用者のほとんどが認知症である。入居経緯を理解していないため、帰宅願望が強く、入居時に大変苦勞することが多い。
- 2階の地域共同アパート「路」の利用者は、一人暮らしで自宅で暮らすには不安があり、住民票を移動して自宅とし利用している。また、近隣市町村は冬季豪雪となる地域もあることから、冬期間のみ利用する方もいる。
- 放課後等デイサービスの利用者は、自閉症、ダウン症、アスペルガー症候群等の障がい児で、特別支援学校に通学している18歳未満の児童である。現在、待機児が多くなっている。
利用児童は、重度の障がい児が多いため、担当指導員の負担は大きい。
- 自治体の強い要望でスタートしたが、施設の改築を補助金決定前に実施したため、施設投資補助を得ていない。

地域との連携及び波及効果

- ふれ愛ホームは開設当初から、地域の急性期医療機関より「退院後自宅に戻れないので緊急避難先として受け入れられないか」との問い合わせが多い。退院後の行き場に困った方々の受け皿機能を地域の医療機関から期待されている。
- 開設してから3年5ヵ月が経過したが、地元自治体の共生型事業に対する理解度は低く、未だ課題となっている。
- 一方、隣接する自治体で在宅介護サービスを行っているNPO法人については、地元自治体や社会福祉協議会の認知度が高まり、「顔の見える関係、協力・連携体制」が構築されている。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	賃貸	建築形態	一戸建て 2棟	階数	デイこもれび2階建 きらら 平屋1階建	延床面積	デイこもれび 85.7㎡ きらら 67.9㎡
開設年月	平成 21 年 9 月	利用定員	デイこもれび (通所介護) 15 名 介護保険外自主事業ふれ愛ホーム 10 名 地域共同アパート「路」 5 名 きらら (放課後等デイサービス) 10 名		設置運営方式	民設民営	
併設施設 サテライト施設等	なし					周辺地域状況	商住混在地
利用対象・利用時間等	・利用対象：要介護者、要支援者、障がい児、その他 ・利用時間：デイこもれび (月～土 9:00～16:10)・きらら (月～金 15:00～17:00) 但し、学校長期休業時 9:00～17:00)						
職員・スタッフ体制	職員 (被用者)	常勤 10 名 非常勤 10 名	主な資格等	看護師、理学療法士、言語聴覚士、社会福祉主事、ヘルパー2級以上、児童発達支援管理責任者、介護福祉士等			
	その他支援スタッフ	—	主な属性	—			
利用者構成 (平均)	デイこもれび：8名、ふれ愛ホーム：8名、共同アパート「路」：4名、きらら：9名 デイこもれび：要介護者6名 (介1：2名、介2：2名、介3：1名、介4：1名) 支援者2名 きらら：自閉症7名、ダウン症1名、アスペルガー症候群1名						
実施事業提供サービス	介護保険 (介護報酬)	通所介護、介護予防通所介護……株式会社こもれび デイこもれび					
	障害者自立支援法 (自立支援給付等)	—					
	児童福祉法 (事業費補助金額等)	放課後等デイサービス……株式会社こもれび きらら (隣接する自治体の依頼により開始)					
	その他	介護保険外自主事業：「ふれ愛ホーム」短期預かり、日帰り入浴・ふれ愛デイサービス 地域共同アパート「路」：自立者向専用アパート 全室個室					
施設設置及び運営財源	施設設置：自主財源 運営財源：通所介護 (介護予防含) ……介護保険報酬と利用者の自己負担金 ふれ愛ホーム……利用者の自己負担金 地域共同アパート「路」……利用者の自己負担金 放課後等デイサービス……利用給付金と利用者の自己負担金						
備考	—						

あんしん・やすらぎ・ふれ愛ホーム



メッセージ

設立当初からの目的「行き場に困った社会的弱者」の受け皿機能を強化し、安心、安全なふれ愛ホームを充実してまいります。
(代表者：高橋 礼子氏)

■運営主体 株式会社 こもれび ■代表者 高橋 礼子



■所在地 山形県東根市中央4-3-10
 ■連絡先 TEL：0237-53-0212
 FAX：0237-53-0213
 ■E-mail komorebi@bz.plala.or.jp
 ■URL http://higashine-komorebi.com/

江東園

お年寄りと子どものふれ愛の町



0歳から100歳までの交流を行うことを理念とし、施設がごく当たり前の社会であるべきという理念のもと、お互いを受け入れ、心のバリアフリーを目指している。

複合施設の利点を生かし、相互の交流を促進し、家族的な思いやりのある豊かな明るい施設を目指している。地域福祉の拠点として、地域に期待される施設づくりを目指し、創意工夫を行い、常に研鑽・努力している。

施設と在宅、健常者と障がい者、幼児と老人、そして人種の別も越えた真の福祉社会の創造を目指している。

設置運営の経緯

- 当法人は昭和37年から養護老人ホームを、昭和45年から保育所を運営していたが、施設を建て替える際に、特別養護老人ホーム、在宅サービスセンターを新たに合築することを構想した。昭和62年に現在の江東園としてオープンした。
- 高齢者の臭いや避難等を考慮したフロア配置を考えたが、はじめは前例がないと認められなかった。合築してつくるという意志をもって、建設を進め、設計コンペで事業者を選び、実現させた。
- 1階は保育所と高齢者が利用する施設があるため、壁を作るよう指示された。しかし、竣工後、壁を取り払って高齢者と子どもが交流できるようにしている。

運営上の留意点・課題

- 職員の担当範囲にかかわらず、高齢者、子どもの名前を覚えることで、親しまれるようにしている。職員がセクショナリズムに陥らないように気をつけている。毎日夕方に連絡会を開き、利用者の状況を把握するなど、職員間の連絡を図っている。
- 施設建設から25年が経過し、施設がお年寄りの身体状況に合わなくなっている。要介護度が進んだため、1階の食堂や浴室に高齢者が下りてくるのが難しくなっている。これからの施設は、同じフロアで生活が完結するようにすべきである。上下移動を減らすことにより職員の負担も軽減される。
- 養護老人ホームは、入居者が介護保険対象となった場合に在宅扱いとなるため、外部からヘルパーが来るという矛盾がある。

利用者の状況・特徴

- 高齢者側と子ども側の壁を取り払い、行き来できるようにしている。自由に出入りして交流している。
- 毎日9時30分から1階交流スペースで高齢者と保育園児と一緒に音楽に合わせて体操を行っている。高齢者に対してはリハビリの一環としている。
- 要介護度の高い高齢者と子どもが交流するために、保育園児が交替で3階へ行くことにしている。
- 元気な高齢の入居者には、保育園での手伝いを積極的に行ってもらっている。
- 知的障がい者と高齢者は、スムーズに交流できると考えたため、新しい施設を、両者が共生する施設とした。活動のフロアは分かれているが、お互いの行き来による交流活動を行っている。
- 知的障がい者と子どもの交流も、夏祭りや餅つき大会等の行事において実施している。
- 感染症が発生した場合には、交流活動を取りやめている。
- 抵抗力の弱い0歳児は交流には参加しない。

地域との連携及び波及効果

- 夏祭りを地域と一緒にやっている。手作りの御輿は町内を練り歩いている。
- 元気な入居者は地域の清掃活動に参加している。小学校へお年寄りの作った雑巾を寄付することも行っている。また、文化祭等に作品を展示してもらっている。
- 小学校に車いすなど障がい者体験をする出前講座を実施している。
- 地域見守り隊の活動拠点を提供している。

◆施設・事業概要

(平成25年1月現在)

施設保有形態	法人保有	建築形態	R C造	階数	4階建	延床面積	約5,030㎡
開設年月	昭和37年10月	利用定員	・特別養護老人ホーム：50名 ・老人短期入所施設：13名 ・認知症対応型通所介護：36名/日 ・認可保育所：100名 ・養護老人ホーム：50名			設置運営方式	民設民営
併設施設 サテライト施設等	江東園ケアセンターつばき（近隣に立地）					周辺地域状況	住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：高齢者、就学前の子ども、小学生 ・利用時間：認知症対応型通所介護 月曜日～土曜日 5時間～7時間 認可保育所 月曜日～土曜日 7:15～19:15 ・利用料：介護保険法や児童福祉法に基づく料金（それ以外は別途設定）						
職員・スタッフ体制	職員（被用者）	224名	主な資格等	看護師、社会福祉士、介護福祉士、保育士、栄養士			
	その他支援スタッフ	0名	主な属性	-			
利用者構成（平均）	・高齢者：約100名（入居）、36名/日（通所） ・乳幼児：約100名（保育園）						
実施事業提供サービス	介護保険（介護報酬）	・特別養護老人ホーム リバーサイドグリーン ・老人短期入所施設 リバーサイドグリーン ・認知症対応型通所介護 ふれあいの里 ・地域包括支援センター 江東園さわやか相談室 ・居宅介護支援事業所 江東園さわやか相談室					
	障害者自立支援法 （自立支援給付等）	（同じ法人の別の施設） ・障害福祉サービス事業（生活介護）えぼっく					
	児童福祉法 （事業費補助金額等）	・江戸川保育園					
その他	・養護老人ホーム 江東園						
施設設置及び運営財源	平成22年度大規模改修を実施。（国・東京都・江戸川区補助、自己資金）						
備考	-						

江東園



メッセージ

社会福祉法人江東園は0歳から101歳までの人達が一つ屋根の下で生活する大家族です。全ての人達が世代や人種の別を越え、理解しあい、共生していく当たり前であるはずの社会を目指しています。

■運営主体 社会福祉法人 江東園 ■理事長 嶋田 慶三



■所在地 東京都江戸川区江戸川1-46
 ■連絡先 TEL：03-3677-4611
 FAX：03-3677-4655
 ■E-mail daycare@kotoen.or.jp
 ■URL <http://www.kotoen.or.jp/index.html>

また明日デイホーム・寄り合い所・小さな保育園虹のおうち

多様な人々の交流を促進することでお互いが思い合い、助け合う支え合いの絆で結ばれた社会の実現に寄与



利用者が、お互いにあいさつや言葉を交わす中、無事に過ごせたことへの感謝が広がり、お互いを思いやる心の余裕がうまれている。

育児や介護、その他さまざまな悩みを抱えている人への助言を通して、お互いに支え合う波紋が広がるお手伝いをしている。

「あそこにいけば」と誰かの心のより所となるよう、地域に根ざし、地域を愛し、地域を支え・支えられながらいつまでも存在し続けたいと考えている。

設置運営の経緯

- 勤務していた特別養護老人ホームでの高齢者と子どもとの出会いをきっかけに、高齢者と子どもの交流が従来の専門的施設ではできない“与え合う関係”を生むことに気づき、子育て中の親にも居場所として開放した高齢者向けの通所介護を開設した。
- しかし空間的に狭いため高齢者と親たちにストレスが生じてうまくいけなくなり、現在のアパートを経営している大家さんの理解を得て、1階部分5居室をぶち抜いて通所介護を開設。広い空間を確保した。
- 再開にあたっては、近所の人たちにも受け入れられることを大事にした。開設当初から積極的に地域の理解を得られるよう、大家さんと一緒にあいさつにまわり、地域と顔の見える関係を築くことができた。

運営上の留意点・課題

- 開設当初から“地域との関係性を作る”ことを大事にしてきており、地域の人たちの協力を得ながら事業を進めることを心がけている。
- スタッフが行うケアや保育は、あくまで利用者間の交流を応援することを基本としている。また、ワーカー、保育士が、高齢者、子どもなど、自分の資格に対応する利用者だけでなく、その日の利用者全て、一人ひとりに関わるようにしている。そうすることで始めて共感性が生まれる。
- 寄り合い所では、地域のさまざまな相談（親族や近隣に

は相談できない相談）がある。直接対応したり、他につないだりしている。子どもに関する保護者の相談から、疾病を発見して治療に繋がったこともある。

- リスクマネジメントは、利用者に“管理されている”と伝わらないよう、スタッフ一人ひとりが、利用者一人ひとりの様子を感じながら目配りし、利用者自らの主体性に委ねて「待つ」ことを心がけると上手くいく。高齢者の主体性を引き出す上では、子どもの存在も大きい。

利用者の状況・特徴

- 通所介護の平均利用期間は3年程度。開設当初は入所施設の待機中の方が多かったが、現在は「他の通所介護に行きたくないからここにきている」と積極的に選んでくれている人が多い。
- 認可外保育所は、0～3歳児で公立保育所を待機している人が多い。

地域との連携及び波及効果

- 常に地域との関係性を大事にしており、地域に開かれたオープンな空間にしている。人が来ればあいさつし迎えている。
- 地域の支えがなければこのような共生の場を運営していくことはできない。
- 隣接の公園に遊びに来ている子どもたちも、この場の雰囲気を感じ取って、気軽に遊びに立ち寄ってくれている。

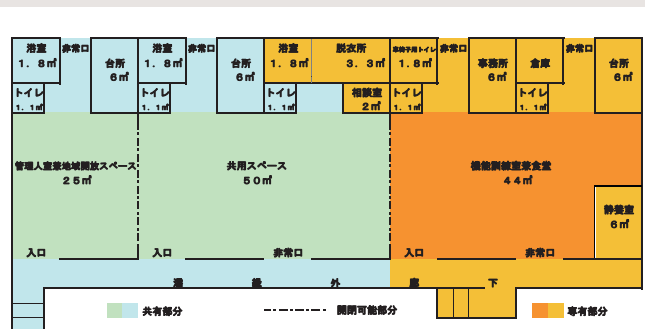
◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	賃貸物件にて開設	建築形態	2階建て アパート	階数	1階	延床面積	約 125㎡
開設年月	平成 18 年 12 月	利用定員	認知症対応型通所介護：12名 認可外保育所：8名 寄り合い所：定員はない			設置運営方式	民設民営
併設施設 サテライト施設等	—					周辺地域状況	住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：高齢者、子ども、その他 ・利用時間：認知症対応型通所介護は月～土曜日、9:45～17:00、祝祭日年末年始を除く。 認可外保育所は月～金曜日、8:00～18:00、土日及び年末年始を除く。 独自地域福祉事業寄り合い所は月～金曜日、祝祭日及び年末年始を除く。						
職員・スタッフ体制	職員（被用者）	常勤 4名 非常勤 8名	主な資格等	保育士、社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー			
	その他支援スタッフ	保育ママ (家庭福祉員) 1名	主な属性	保育士			
利用者構成（1日あたり平均利用者数）	認知症対応型通所介護：8名、平均年齢 80 歳代後半。男性は 1 割。 認可外保育所：15 名 寄り合い所：2～3名						
実施事業提供サービス	介護保険（介護報酬）	・認知症対応型通所介護（小金井市指定地域密着型通所介護）					
	障害者自立支援法 （自立支援給付等）	—					
	児童福祉法 （事業費補助金額等）	—					
	その他	認可外保育所各年齢一律 3.5 万円/月、一時保育は 800 円/時。 独自地域福祉事業寄り合い所はお茶代程度の協力金のみ。					
施設設置及び運営財源	設置費は自主財源。運営財源は通所介護は介護保険報酬及び 1 割利用料。認可外保育所は利用料。						
備考	—						

また明日デイホーム・寄り合い所・小さな保育園虹のおうち

■運営主体 NPO法人 地域の寄り合い所また明日
 ■理事長 森田 真希



メッセージ

福祉施設の本来の役割は、当事者が抱える問題を、ご自身やご親族・地域社会の方々が支え合いながら解決していけるようサポートしていくことだと考えます。専門性はそのためにご必要な技術なのではないでしょうか。（代表者：森田 真希氏）

■所在地 東京都小金井市貫井南町 4-14-14 ヴィレッジ・パル 1F
 ■連絡先 TEL：042-386-8280
 FAX：042-386-8285
 ■E-mail mata.asita@kvp.biglobe.ne.jp
 ■URL http://www.7b.biglobe.ne.jp/~mata-asita/

デイサービス このゆびと一まれ

小規模であたたかいふつうの日常生活を大切に



「誰でも必要な時に、必要なだけ利用できるサービスを」をモットーに、本人、家族、地域が喜ぶことであればと取り組んでいる。

子どもも、高齢者も、障害者も、いろいろな人がお互いに支え合いながら、地域の中で自分らしい暮らしを見つけられるように、小規模であたたかい、「ふつうの日常生活」を大切にしている。特徴は「一つ屋根の下」「小規模であること」「ケアの質を高く保つこと」。

設置運営の経緯

- 平成 5 年、高齢者、障害者、子どもを問わず、誰でも利用できるデイサービスを作ろうと、制度がない中、看護師 3 人で退職金を出し合って設立。当時、措置のデイサービスでは対応していない時間帯、土日祝日などにも対応し、多様なニーズに応じていく。
- 平成 10 年、富山県民間デイサービス事業が緩和され、高齢者と障害者（児）を合わせた定員 10 名程度のデイサービスも補助金の対象に。「このゆびと一まれ」の活動に合わせて、県や市が高齢者と障害者（児）の壁を取り払った柔軟な補助金を設立した。画期的な取組みであり、後に「富山方式」と言われるようになる。

運営上の留意点・課題

- スタッフは基準よりも多く配置し、緊急時の受入れも引き受けている。看護師が多く配置されていることも特徴。
- 事業として安定させるためには、介護保険や障害者自立支援法のサービスに対応していくことも必要。職員の雇用の安定のためにも、制度に対応した体制を整えておくことは重要。
- 最期まで看取るため、平成 16 年「このゆびと一まれ茶屋」を開設し、グループホームやショートステイも行っている。
- 「とやま地域共生福祉推進特区」の規制緩和により、平成 25 年より就労継続支援 B 型事業所の指定を受ける予定。障害者の就労支援を充実させていく。

利用者の状況・特徴

- 子ども、障害者、高齢者など、様々な人が利用している中、皆、仲間であること、それが「このゆびと一まれ」であることを理解して利用してもらっている。
- いじめにあって不登校になった子ども、孫に虐待された高齢者、アルコール中毒症の方等など、課題を抱えた人も利用しているが、看護師、介護福祉士、保育士などで対応できている。特に対応が難しい人については、チームで対応するようにしている。また、他の施設で馴染めず、ここへ来た人には、慣れるまでマンツーマンで対応する。
- 障害児の受入れについては、試行錯誤でスタートしたが、対応のスタイルは高齢者や子どもと変わらない。職員には、共生型のプロとして、オールマイティに対応できることが求められる。

地域との連携及び波及効果

- 町内会や民生委員とのつながりがあり、町内会の会員に加入し、役員やゴミ当番も担当する。茶屋の開設前には町内会へ 4 回、説明に行った。静かな住宅地なので、当初、施設ができてうるさくならないか等、不安に感じての質問が多くあった。説明を繰り返す中、最後には、「何か協力できることはあるか」と事業を理解し、受け入れてくれて嬉しかった。
- グループホームには地域の運営推進会議が設置されているため、地域住民とのコミュニケーションを取りやすい。「このゆびと一まれ」にも地域住民と一緒に検討する場が必要だと感じている。

◆施設・事業概要

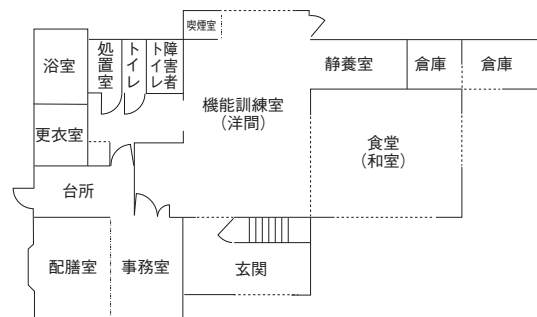
(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	自己保有	建築形態	一戸建て	階数	1～2階	延床面積	約 135㎡
開設年月	平成5年7月	利用定員	18名			設置運営方式	NPO法人
併設施設 サテライト施設等	このゆびとーまれ茶屋（富山型デイサービス、ショートステイ、グループホーム）					周辺地域状況	住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：子ども、高齢者、障害児・者等 ・利用時間：7:30～18:00 年中無休						
職員・スタッフ体制	職員（被用者）	約 50 名	主な資格等		・職員の資格は、看護師、介護福祉士、保育士、介護支援専門員、社会福祉士、養護学校教諭、管理栄養士 ・有償ボランティアは7名。特別支援学校の卒業生や壮年ボランティア。		
	その他支援スタッフ	約 40 名	主な属性		・無償ボランティアは40名。学生から障害者まで様々。		
利用者構成（平均）	高齢者：10名、障害者：5名、子ども：3名						
実施事業提供サービス	介護保険(介護報酬)	・通所介護					
	障害者自立支援法(自立支援給付等)	【自立支援給付】 ・生活介護 ・生活訓練					
	児童福祉法(事業費補助金額等)	・放課後等デイサービス ・日中一時支援					
	その他	【自主事業】 ・通いサービス ・お泊まり(緊急) ・乳幼児の一時預り					
施設設置及び運営財源	施設設置は自主財源。運営財源は介護保険事業、自立支援給付等、自主事業収入						
備考	平成 16 年このゆびとーまれ茶屋開設 平成 17 年このゆびとーまれ向い開設						

デイサービス このゆびとーまれ



■運営主体 特定非営利活動法人 デイサービス このゆびとーまれ
 ■代表者 惣万 佳代子



メッセージ

平成5年、豊かな人間関係の中で人は育ち、喜びも大きいと考え、実践したこのゆびとーまれである。今年 20 周年を迎える。今後、町内の拠点になっていけばと思う。(代表者：惣万 佳代子氏)

■所在地 富山県富山市富岡町355番地
 ■連絡先 TEL：076-493-0765
 FAX：076-493-0765
 ■E-mail konoyubi@r9.dion.ne.jp
 ■URL http://www.geocities.jp/kono_yubi/

三草二木 西圓寺

人と人が直につながり、支え合う地域コミュニティ



地域コミュニティの拠点となっていた廃寺を、地域住民とともに、障害者も高齢者もすべての住民福祉に寄与できる施設「三草二木 西圓寺」として再生した。「三草二木」では、障害のあるなし、老若男女にかかわらず、お互いの個性が尊重され、持ち味が発揮できる、人にやさしい地域コミュニティの拠点施設を目指しており、社会的に弱い立場にある人を排除したりせず、共に支え合って生活していこうとする“ソーシャルインクルージョン”の理念が込められている。

設置運営の経緯

- 当該法人の活動は戦争孤児や障害児を預かることから始まっており、それらを始めた時点から、「この子たちが18歳を超えた時にどうするかを考えなければならない。その際に、きっと地域の町おこしに貢献できるはずだ。」という考えがあり、福祉施設を就労の場としても機能させる方針を持っていた。
- 小松市野田町の住民から廃寺の利用方法について相談をされた際に、「障害者の参画」と「地域の協力」を条件に、寺の形を残したうえで活用方法（現在の施設のイメージ）を提案した。
- 町内には障害者の方がおらず、イメージしづらい状況だったので、ある程度仕事や会話ができる障害者の方が、地域の清掃等を行うという具体的な取り組みを見せることで、理解を深めてもらった。
- 様々な人が集えるように次の4つの機能を備えている。「①天然温泉」「②地域コミュニティセンター」（カフェ・ショップ・酒場も設置）「③福祉拠点」「④働く場」（高齢者や障害者のワークシェア）。

運営上の留意点・課題

- 提供するサービスは、“福祉だからこんなもの、仕方がない”といったやり方ではない。本物志向を追求し、品質やサービスでは決して見劣りしないことを心掛けている。
- 時々、いわゆる温泉だと思ってきた方が、入浴介助に出くわした際に、そのような場だと明記して欲しいとおっしゃる。趣旨をきちんと説明することで、理解をもらえることも多いので、単に表示をして済ませるのではなく、説明をして対応している。

利用者の状況・特徴

- 70～80代の方は障害者の方と関わった経験があまりなく、一緒の場にされると、“私は障害者ではない”といった感情を抱きがちだが、障害者の方とふれあい、一人一人の生い立ちや人となり、個性を理解していくうちに自然と受け入れて下さる。
- デイサービスの高齢者の方が重度の障害者の方にゼリーを食べさせて、“ありがとう”という反応を示して交流しているような場面がみられる。デイサービスの高齢者の方もやってもらうだけではなく、自分でできることをしてあげることで、「役割」や「貢献感」を感じて元気になっている様子が見られる。

地域との連携及び波及効果

- 野田町は福祉の力で元気な町になってきている。野田町周辺の地域の人口は減少しているが、平成20年1月は57世帯だった野田町が、平成25年1月現在で65世帯に増えている。育児がしやすく高齢者が住みやすい町として地域力が増し、西圓寺を中心とした高齢者のコミュニティとして活用されている。
- 温泉掃除は障害者が担っている。そこへ「私たちの町の西圓寺を、私たちの力で守っていこう」とほぼ毎日、町の人が温泉掃除をしに加わっている。三草二木西圓寺の取り組みの柱の1つであるポジティブ・ウエルフェア（参加型福祉）の考え方である。
- 毎日夕方5時になると、子どもたちが鐘突きをしに来てくれる。また、幼稚園の夏のお泊まり会では、お風呂に入りに来ることがお決まりとなってきた。子どもからお年寄りまでが集える本来の“お寺”としても機能している。

◆施設・事業概要

(平成25年1月現在)

施設保有形態	法人保有	建築形態	2階建て	階数	1～2階	延床面積	555.51㎡
開設年月	平成20年1月	利用定員	就労支援B：20名、生活介護：6名 通所介護・予防介護：10名		設置運営方式	民設民営	
併設施設 サテライト施設等	-					周辺地域状況	住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：就労継続支援B型（障害者自立支援法の対象に該当する方） 生活介護（同上） 通所介護、予防介護（介護保険法の対象に該当する方） ワークシェア（野田町在住の60歳以上の方） ・利用時間：生活介護、通所介護・予防介護：月曜日～金曜日 9:00～16:00（祝日は休み） 就労継続支援B型：月曜日～日曜日 9:00～20:00（祝日は休み） ・利用料：食事、交通費、活動の一部材料費						
職員・スタッフ体制	職員（被用者）	7名	主な資格等	介護福祉士、介護福祉主事、サービス管理責任者			
	その他支援スタッフ	8名	主な属性	-			
利用者構成（平均）	・高齢者 約8名/日 ・障害者 約17名/日（就労継続支援B型、生活介護の合計）						
実施事業提供サービス	介護保険（介護報酬）	通所介護、介護予防通所介護					
	障害者自立支援法 （自立支援給付等）	就労継続支援B型、生活介護					
	児童福祉法 （事業費補助金額等）	-					
	その他	地域コミュニティセンター（温泉、カフェ、酒場、ショップ等）					
施設設置及び運営財源	主な運営財源は障害者自立支援給付（就労継続支援B型、生活介護）、介護保険法（通所介護、予防通所介護）、温泉やカフェの授産収入						
備考	-						

三草二木 西圓寺

■運営主体 社会福祉法人 佛子園 ■代表者 理事長 雄谷 良成



メッセージ

かつてお寺は人生の節目に住民が集う場であった。祈りをささげたり、相談ごとを持ち寄りする場であり、「寺子屋」として子どもたちが学ぶ場でもあった。生まれ変わった「三草二木 西圓寺」は、これから子どもやお年寄り、そして障害のある人誰もが互いの役に立ち、笑顔で支え合える場所を目指していきたい。



■所在地 石川県小松市野田町丁68番

■連絡先 TEL：0761-48-7773

FAX：0761-21-2120

■E-mail saienji@royal.ocn.ne.jp

■URL <http://www.bussien.com/saienji>

宅幼老所 かいご家

地域に根差し、今、目の前のニーズに応える



地域に根差し、今、目の前のニーズに応える介護・支援をしたいと考え、日々、取り組んでいる。特に、地域には障害者の支援ニーズが多くあり、宅幼老所が障害者の支援に入ることは、障害を持つ方が地域で暮らし続けることへの大きな一歩となる。

地域全体が共生の気持ちを持つことが重要であり、当事業所も、介護現場での共生にとどまらず、「地域での共生」につなげていきたいと考えている。

設置運営の経緯

- 平成12年、地域のニーズに対応した事業を行いたいと、有限会社で設立。賃貸アパートの一室から宅老所をスタート。大きなデイサービスでは受け入れてもらえない、馴染めない、胃ろう、透析、認知症の方などが利用。訪問介護も行うことで、自宅からかいご家まで、馴染みの関係による支援が特長に。
- 養護学校の保護者より、学校が終わった後の預かり先がなくて困っているとの声を聞き、県の単独事業であるタイムケア事業を開始。共生ケアがスタートする。その後、介護保険の通所介護事業、支援費制度の居宅介護、基準該当身体障害者デイサービス、法改正後、障害者自立支援法の基準該当生活介護等の指定も取得する。

運営上の留意点・課題

- 障害者、子ども、高齢者が一緒に過ごすことについて、利点、課題などとは考えず、それぞれ人として、どのように対応していくかを考え、受け入れている。本人、家族からしっかりと聞き取りを行い、留意点等をスタッフ間で情報共有し、対応していくことが重要となる。
- 運営にあたり、スタッフの研修受講を重視しており、外部の様々な研修プログラムに参加している。行動援護従事者の資格も取得している。
- 子ども、高齢者、障害者の法定事業に対応するために、それぞれの基準をクリアしなければならず、特に、トイレを分けるなど、ハード面での対応に工夫が必要であった。

利用者の状況・特徴

- 精神障害者、重度の知的障害者、パニック障害を持つ人、認知症の高齢者、不登校の子どもなど、様々な人が利用している。
- 例えば、認知症高齢者と知的障害者の相性は良いわけではなく、障害者の受入に嫌悪感を持つ高齢者もいる。しかし、認知症の方が「あんな子来るなら、もう来ない」と言っても、来なくなったことはなく、その人が満足するサービスを提供することが大切だと考えている。
- 受入れ当初、利用を嫌がるなど、一時的に混乱することはあっても、徐々にスタッフとの関係性ができてくると、落ち着いてくる。
- その人の存在を大切に、居場所を作ることができることが重要である。家庭的な施設であることから、利用者それぞれの存在感がある。

地域との連携及び波及効果

- 近くに畑を借りて、農園を始めたことで、近所の人が声をかけてくれたり、アドバイスや農機を貸してくれるなど、地域に支えられた畑となっている。
- 今後、地域住民で構成される「かいご家運営推進会議」を設置したいと考えている。地域のニーズに応じていくとともに、地域住民には、事業への理解を深めてもらい、地域との協働作業へと繋げていきたい。
- さらに、高齢者、若者、障害者など、いろいろな人が住むことができる下宿にも取り組んでみたいと考えている。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	自己保有	建築形態	一戸建て	階数	1～2階	延床面積	約257.8㎡
開設年月	平成12年2月	利用定員	15名			設置運営方式	民設民営
併設施設 サテライト施設等	なし					周辺地域状況	農山村の 住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：子ども、高齢者、障害児者等 ・利用時間：原則無休。早朝、夜間にも対応（24時間体制）						
職員・スタッフ体制	職員（被用者）	21名	主な資格等	介護福祉士、准看護師、ヘルパー2級、保育士			
	その他支援スタッフ	－	主な属性	－			
利用者構成（平均）	・高齢者：8名（要介護1～5）認知症、身体障害等 ・障害児者：4名（区分1～6）知的障害、身体障害、精神障害 ・幼児：0.3名						
実施事業提供サービス	介護保険（介護報酬）	・通所介護 ・基準該当ショートステイ ・訪問介護					
	障害者自立支援法 （自立支援給付等）	【自立支援給付】 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・基準該当生活介護 【地域生活支援事業】 ・移動支援 ・日中支援					
	児童福祉法 （事業費補助金額等）	－					
	その他	【長野県補助事業】 ・タイムケア事業 ・南箕輪村母子家庭等協力員派遣事業 【南箕輪村自主事業】 ・南箕輪村ショートステイ事業 【かいご家自主事業】 ・通所介護 ・訪問介護 ・ナイトケア					
施設設置及び運営財源	施設設置は自主財源。運営財源は、介護保険事業、自立支援給付等、長野県補助事業、南箕輪村自主事業、自主事業収入。						
備考	－						

宅幼老所 かいご家

■運営主体 有限会社 かいご家 ■代表者 松本 徳弥



メッセージ

手と手がふれる 手と手をにぎる 手と手をとりあう 手と手をつなぐ
 手と手をむすぶ つたわる そして生まれるひとつの笑顔

(代表者：松本 徳弥氏)

■所在地 長野県上伊那郡南箕輪村 6413-1
 ■連絡先 TEL：0265-77-0274
 FAX：0265-78-1828
 ■E-mail kaigoya@lily.ocn.ne.jp
 ■URL ー

ぽれぽれケアセンター白檀

豊かな自然と神話のふるさと。このまちに住み続けたい



ぽれぽれとはスワヒリ語で『ゆっくり、ゆったり』の意味である。高齢者を人生の大先輩として敬い、常に謙虚に介護をさせていただくという気持ちを込めている。

高齢者の尊厳を支え、質の高いサービスを継続して提供する。暮らしの基本である「食事」「排泄」「睡眠」「入浴」への個別的な支援に加え、潤いある生活とワンランク上の上質なホームにてゆっくり楽しく過ごしていただくことをコンセプトとしている。

設置運営の経緯

- 当法人グループは、高齢者介護サービス事業者として、平成9年に株式会社ひまわりの会を最初に立ち上げた。
- 県庁所在地である奈良市で4施設、代表取締役（理事長）の出身地である橿原市で1施設を運営してきた。出身地である橿原市に社会貢献をしたいという考えのもとに、特別養護老人ホームを運営することとした。そのため、社会福祉法人を設立した。
- 初めての入居型施設を運営するにあたって、地域の人々から「信頼」と「共感」を得ることを目指して、地域社会との交流を積極的に行いたいと考えている。

運営上の留意点・課題

- 特別養護老人ホームは、ユニットケアで全室個室としており、個室のスペースは広めにしている。食事にこだわり、3日に1回はイベント食としている。
- デイサービスは、リハビリ強化型カフェテリア方式として、メニューを利用者が自己決定し、マイルスケジュールを作成する。一緒にやることを募って行う形をとっている。
- ぽれぽれ保育園は事業所内保育所という位置づけであるが、定員の半数以内で近隣の子どもの受け入れている。
- 職員のキャリアアップのために、グループ事業所間をTV会議システムで結び、月1回以上の全体研修を行っている。スキルと知識等の専門性の向上に努めている。
- 宿直者兼送迎ドライバーは、地域の年金生活者を生活支援隊として採用している。大工、農業などの技能、観光（奈良検定）、スポーツ、競馬等の趣味を極めている人を優先した。パート採用であり朝夕の送迎の間は空き時間となるため、施設内の農園の管理、クリスマス等の装飾作成、利用者に対する講師等を務めてもらっている。

利用者の状況・特徴

- クリスマスの行事は保育園とデイサービスや特養、グループホームの利用者が参加し行った。保育園とデイサービスは1階に配置し、行き来できるようにしている。
- 施設内に子どもがいると、利用者は穏やかになる。子どもは最初人見知りするが、だんだんと慣れてくる。子どもと高齢者との交流は人数が少ない方がうまくいくと考えている。

地域との連携及び波及効果

- 1階に地域交流スペースをつくり、地域の人々に自由に利用してもらえるようにした。ボーイスカウトなどの集まりで、公民館として使ってもらっている。今後は地域の人々と利用者との交流がより活発になると期待している。
- 庭園、農園を持っており、「生活支援隊（地域のボランティア）」に関わってもらっている。クリスマスやお正月の行事、菜園や庭の造作は、地域の人々との交流につながっている。
- クラブ活動を実施しており、特養やグループホーム、デイサービスの利用者以外の地域の人々にも参加してもらっている。
- 近隣の小学校の学童保育が統合されることから、学童保育を引き受けたいと考えている。デイサービスが終わった後の夕方の時間帯にスペースを有効活用できると考えている。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	法人保有	建築形態	SRC造	階数	1～4階	延床面積	約2,744㎡
開設年月	平成 24 年 5 月	利用定員	・地域密着型特別養護老人ホーム：29 名 ・グループホーム：18 名 ・ショートステイ：10 名 ・デイサービス：30 名 ・事業所内保育所：10 名			設置運営方式	民設民営
併設施設 サテライト施設等	—					周辺地域状況	住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：高齢者、就学前の子ども ・利用時間：デイサービス 月曜日～金曜日 8:30～18:00 保育園 月曜日～金曜日 8:00～18:00 ・利用料：介護保険サービス 介護保険法に基づく料金 保育園 認可保育所相当の金額						
職員・スタッフ体制	職員（被用者）	約 70 名	主な資格等	看護師、介護福祉士、ヘルパー2級、保育士			
	その他支援スタッフ	約 30 名	主な属性	地域の人々			
利用者構成（平均）	デイサービス（登録者 約 80 名 / 日・利用者 約 30 名 / 日）、保育園（約 8 名 / 日） 地域密着型特別養護老人ホーム（29 名）、グループホーム（18 名）、ショートステイ（10 名）						
実施事業提供サービス	介護保険（介護報酬）	地域密着型特別養護老人ホーム、グループホーム、ショートステイ、デイサービス、ケアプランセンター					
	障害者自立支援法（自立支援給付等）	—					
	児童福祉法（事業費補助金額等）	—					
	その他	ぽれぽれ保育園（事業所内保育所）、地域交流スペース					
施設設置及び運営財源	自己資金、市介護基盤緊急整備臨時特例事業補助金、市地域介護・福祉空間整備等補助金、独立行政法人福祉医療機構借入、市中銀行借入						
備考	—						

ぽれぽれケアセンター白檀

■運営主体 社会福祉法人 うねび会 ■代表者 施設長 酒井 宏和



メッセージ

ぽれぽれでは利用される高齢者の生活継続性の尊重と職員の就業支援のために事業所内保育所を設置しました。期待以上に多世代交流による効果が大きく、利用者だけでなく職員も活き活きと働いています。今後はより地域に開かれた施設を目指します。(施設長:酒井 宏和 氏)

- 所在地 奈良県橿原市北越智町 322 番地
- 連絡先 TEL：0744-28-6511
FAX：0744-28-6556
- E-mail unebi-info@unebi.or.jp
- URL http://www.porepore.co.jp

多世代交流・支援センターときわ

世代を超えてみんなで楽しく過ごせる空間



「多世代交流・支援センターときわ」では、子どもさんから、お年寄りの方まで、障害のある方もない方も、みんな一緒にいることが“ノーマル（普通のこと）”であるとの考えのもと諸活動を展開している。

みんなで一緒に楽しく愉快地過ごす中で、互いの存在を認め合い、尊重し、心温まる交流をとおして、一人ひとりの居場所や役割を見出し、幸せを感じることができるよう空間を提供している。

設置運営の経緯

- 当該法人が目指す共生型福祉の実現に向けて、新しい施設を作るのではなく、既存の施設を活用した共生という“機能”の実践に取り組むことにした。
- 平成21年度より、広島県「東広島市多世代交流・支援センター運営モデル事業」の指定を受けた（平成24年度まで）。障害のある方のためのデイサービスに併設したものは全国的にも例がほとんどない。
- モデル事業の目的を2つ設定した。1つは、『どのような形で施設を運営すれば、障害のある方と高齢者や子どもが相互に関わりを持ちながら楽しく愉快地過ごす中で、心温まる心の交流を持ち、お互いに良い影響を与えることができるか』。
- もう1つは、『離職者等を支援員として雇用し、事業期間中の資格取得（訪問介護員2級⇒介護職員初任者研修）を支援することで、良き福祉人としての育成を図り、介護・福祉分野への就労へ繋げられるか』ということであった。

運営上の留意点・課題

- 施設を立ち上げた後のPRは大きな課題であった。施設の広報誌だけでは不十分だったので、地域のマスコミ等を活用してPRを行った。
- デイサービスに併設しているため、運営スタッフはデイサービスとの協働体制により実施した。全くの新規事業の場合、専門職の確保が課題になると考えられる。
- モデル事業期間中の利用料は無料であったが、終了後の利用について、高齢者にはボランティアとしての参加を促進し活性化を図った。子どもについては利用料を徴収することとした。
- 運営の財源確保については現在、検討中である。

利用者の状況・特徴

- 高齢者はデイサービスでの日中活動や施設内での各種活動に参加している。児童はトイレトレーニングや年齢に沿った創作活動を行っている。
- 開設当初、デイサービスの利用者の中には高次脳機能障害の方や歩行困難で電動車イスの方もいたので、児童の騒がしさや危険性を指摘する方もいた。
- ただし、半年くらい経過すると、「児童が楽しい笑顔を見せてくれるのでデイが明るくなった」、「毎日、一緒に過ごすことが当たり前になり、子どもがいない日は寂しい」といった声が聞かれるようになってきた。少しずつお互いの存在を認め合い、尊重し合う中で、さらにお互いを思いやる心を持つことにもつながった。
- 児童の保護者には、他の施設にはない情操教育が提供される場として、共生の多世代交流の意義と価値が認められてきている。

地域との連携及び波及効果

- 多世代交流の考え方や運営、並びにその効果の検証等について、多方面からのアドバイスをいただくため、大学の研究者、地域の学識経験者、行政、社会福祉協議会、利用者代表等で構成される「多世代交流・支援センターときわ運営委員会」を組織している。定期的に委員会を開催し、この事業の質向上を図り、有効性を高めている。
- 今後は、生活支援や生涯学習、これまでの取り組みを産業にリンクさせた地場産業のブランドづくりなどについて、地域活動支援の視点より取り組み、新しい共生型施設を展開することを検討している。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

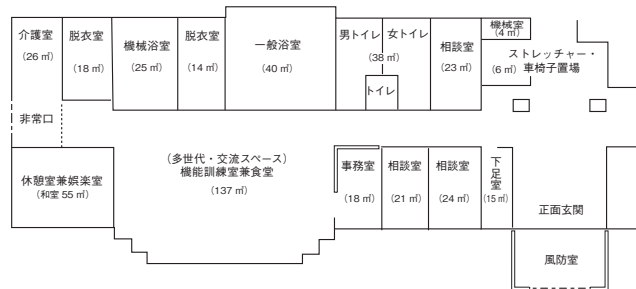
施設保有形態	法人保有	建築形態	平屋建て	階 数	1 階	延床面積	約 464㎡
開設年月	平成 21 年 12 月	利用定員	10 名程度 (障害者・高齢者 5 名、児童 5 名)			設置運営方式	民設民営
併設施設 サテライト施設等	同敷地内に「デイサービスセンターときわ」					周辺地域状況	農山村の 住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：子どもさんから、お年寄りの方まで、障害のある方もない方もどなたでも ・利用時間：平日 9:00～17:00 ・利用料：無料（食費等は実費）						
職員・スタッフ体制	職員（被用者）	3 名	主な資格等	コーディネーター 1 名（通所介護の職員が兼務） 生活支援員 2 名（高齢者担当 1 名・児童担当（保育士）1 名）			
	その他支援スタッフ	5 名	主な属性	研修職員（児童担当 1 名・デイサービス及び多世代で 実習 2 名・ときわ台ホームで実習 2 名）			
利用者構成（平均）	・高齢者：約 3～4 名 / 日（H21～24 述べ人数 1,805 名） ・乳幼児：約 4 名 / 日（H21～24 述べ人数 2,422 名）						
実施事業提供サービス	介護保険（介護報酬）	—					
	障害者自立支援法 （自立支援給付等）	—					
	児童福祉法 （事業費補助金額等）	—					
	その他 （広島県「東広島市 多世代交流・支援 センター運営モデ ル事業」）	高齢者の介護予防、総合リハビリテーション、子ども日中一時預かり お楽しみ活動（陶芸 / フラワーアレンジメント / スポーツレクリエーション / お楽 しみタイム）					
施設設置及び運営財源	広島県「東広島市多世代交流・支援センター運営モデル事業」より、5 名分の人件費と若干の設備整備費						
備考	—						

多世代交流・支援センターときわ



メッセージ
 心潤い豊かで楽しい人生と生活を !!
 真心と情熱と識見をもち、
 新たな福祉文化の創造を !!
 （代表者：河内 昌彦氏）

■運営主体 社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会
 ■代表者 河内 昌彦



■所在地 広島県東広島市八本松町原 5946-7
 ■連絡先 TEL : 082-420-9200
 FAX : 082-420-9202
 ■E-mail tokiwa21@urban.ne.jp
 ■URL http://www.urban.ne.jp/home/tokiwa21

C-CORE東広島

いつもにぎやかなみんなの居場所



介護保険法・障害者自立支援法等、それぞれの制度に沿った専門的支援を同一施設で提供することにより、利用者や住民間の交流が促進されている。

これまで一方的に支援を受ける側であった利用者が、他の利用者や住民を支援し、人の役に立っているという自覚と喜びを感じる居場所づくりを行っている。

設置運営の経緯

- これまでの社会福祉施設での経営及び実務経験から、高齢者や障害者への福祉サービスは、地域との繋がりの中で提供されることが本来の形であると考え、「地域型総合福祉サービス」に取り組んだ。運営基盤は、多角的かつ機動的な経営に取り組むため、株式会社という形態を選択した。

また、建物は開設準備段階から建設会社や管理会社と構想、理念、方針等の話し合いを重ね、障害者、健常者が「共同で生活できる空間」を目指して建設された。

- 地域の方も気軽に出入りできる施設を目指し、サービス提供以外の時間では施設を無料開放し、地域の集会所や憩いの場としても利用されている。

誰でも自由に利用できるカフェや子どもが集うスペースを設置。隣接の美容室は、介護福祉士の有資格者が経営し、訪問美容も可能。年間を通じ、地域住民と居住者との交流等を行い、地域との繋がりを深めている。

運営上の留意点・課題

- 障害者福祉サービスでは送迎に対するニーズが大きいが障害特性により、他者との乗り合わせが苦手な精神障害者などには個別送迎の対応も行っている。
- 今後は住民のニーズにより障害児デイサービスも行う予定。
- 経営者は、職員に会社の経営状況をオープンにしている。その結果、職員の経営やサービス向上に対する意識と連帯感が高まっている。
- 利用者家族にも経営状況を把握してもらい一体感を持って経営に取り組んでいる。

利用者の状況・特徴

- 現在、高齢者デイサービス、24時間訪問介護、障害者就労移行支援・生活介護を事業の柱としており、利用者数も安定している。
- 同じ施設内で高齢者デイサービスと障害者の就労支援を行っている。介護保険法と障害者自立支援法の連結かつ一元化した手法をとったため、高齢者と障害者が交流する機会も多い。障害者が高齢者にお茶出しや入浴介助をする等、交流を図りながら、役割も担っている。また、小さい子どもを持つ職員に対し、子連れによる出勤を可能としたところ、高齢者が積極的に子どもの面倒を見るなど、結果として世代間の交流が図られた。

地域との連携及び波及効果

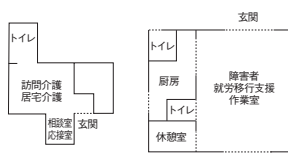
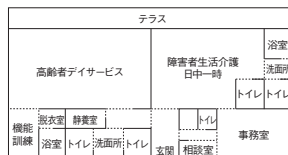
- 施設は、地域住民も利用できることから、定期的に開催される施設と地域住民との交流行事には多くの近隣住民が参加し、盛大に開催している。
- 広島大学の教育学部の学生による学習支援活動（「こども☆ほっと☆ひろば」）も定期的に開催されており、地域の不登校、引きこもり、生活困窮家庭等の子ども達に対する学習支援に貢献している。また、通所施設の空き部屋やカフェを利用し、これらの子ども達の学習塾も開催している。
- 株式会社であるメリットは、福祉にとらわれず他の収益事業も展開できることにある。地域の様々な企業とのコラボレーションを進めることで、障害者の就労範囲を広げている。また、福祉と連携する企業の社会的価値の向上へも寄与している。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	民間より賃借	建築形態	5階建て マンション	階数	1階	延床面積	約300㎡
開設年月	平成23年3月	利用定員	・デイサービス15名 ・障害関係通所20名 ・住戸23戸		設置運営方式	民設民営	
併設施設 サテライト施設等	同建物内に福祉対応美容室（「スイッチ」）と子どもの居場所（「こども ☆ほっと☆ひろば」）を設置					周辺地域状況	住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：高齢者、障害者等 ・利用時間：月曜日～土曜日 8:30～17:30						
職員・スタッフ体制	職員（被用者）	60名	主な資格等	社会福祉士、管理栄養士、介護福祉士、ヘルパー 看護師等			
	その他支援スタッフ	20名	主な属性	広島大学学生、ボランティア、地域住民			
利用者構成（平均）	・高齢者約15名/日 ・障害者約20名/日 ・障害児約2～4名/日						
実施事業提供サービス	介護保険（介護報酬）	通所介護事業、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、介護予防通所介護事業、居 宅介護支援事業					
	障害者自立支援法 （自立支援給付等）	相談支援事業、移動支援事業、訪問介護事業					
	児童福祉法 （事業費補助金額等）	-					
	その他	児童・学童保育及び塾、不登校及び発達障害者支援学習塾、パソコン教室、料理教室、 地域サロン、フリーマーケット、ホメオパシー等					
施設設置及び運営財源	主な運営財源は介護報酬、障害者自立支援給付						
備考	-						

C-CORE東広島



- 運営主体 株式会社 Bee-Hive
- 代表者 永見 和昭



メッセージ

株式会社 Bee - Hive は、本来の福祉の根本に立ち返り、「新しい視点・新しい形の福祉」サービスの提供を目指し、イノベティブ型の企業として展開する地域型総合福祉事業所です。
(代表者：永見 和昭氏)

- 所在地 広島県東広島市西条町西条東848-1
- 連絡先 TEL：082-490-4499
FAX：082-490-4544
- E-mail nagami50216691@gmail.com
- URL -

し～さいど鎌倉

個性を生かした仲間づくりができる居場所



“心と心の絆の大切さ”“命の尊厳と自主性を大切に
した支えあい”を基本としている。安らぎの場（サ
ロン）、詩吟・剣詩舞・謡曲など日本の伝統文化の教室、
趣味の教室等の中で利用者の立場や特性に配慮し、
自らが主人公となる。介護する側、される側に分かれ
ることなく、学び・楽しみ・笑い合う。このような活
動を通じて仲間づくりができ、孤独感をなくし、生き
がいを感じ、喜びを見出すことができる。介護等の
立場にある家族を含め、自立した生活への道をサポー
トし、介護予防へもつなげることを目指している。

設置運営の経緯

- 会長の鎌倉和子氏が母を介護しながら、統括主任として関わったグループホームでの経験より、縦割りの公的制度では行き場のない、制度の狭間に置かれた、高齢者や障害者、認知症者、子ども等に対して、制度の枠を超えた小規模多機能的な在宅感覚の施設の必要性に駆り立てられた。個人的な活動の後、平成19年に自宅を改築して任意団体「し～さいど鎌倉」を立ち上げ、活動を開始。
- その後、平成21年度から3年間、高知市から「あったかふれあいセンター事業」を受託し活動を展開したのち、平成24年度以降も介護保険等の適用事業は行わず、誰でも分け隔てなく利用でき、家族と共に楽しみ休める場所として独自の取組みを継続している。

運営上の留意点・課題

- 利用者がより楽しく心と体を動かしリハビリができるよう、オリジナルで作成した「かっぱららん」「手をつないで」の音楽にあわせた踊りや「かっぱ踊り」を活かした交流活動を行っている。
- 施設内には、リハビリに効果のある階段や手すりを設置し、他の設備にも配慮を加えている。
- 活動を支えているボランティアや支援スタッフが働きやすいよう、家庭の事情に対応した活動体制づくりに留意している。
- 運営上の課題としては、今後活動を継続していくための財源確保が大きな課題。これまで公的補助を受けながら事業継続してきたが、その事業期間が終了することによって活動のための財源確保が厳しくなり、利用者のニーズに応えることが難しくなっている。

利用者の状況・特徴

- 子どもや高齢者、障害者、さらにその家族等が集まって心から笑い合い、心の安らぎと生きがいを見出している。また、伝統文化を学ぶことで、高齢者から子どもへの縦のつながりができている。礼と節、心の豊かさを生み出し、自主性をもって助け合い、教え合う自立への相互関係が生まれている。
- 脳梗塞で引きこもっていた75歳女性が生きがいを見出し、利用者のリーダーとなり、趣味の教室各種や日本の伝統文化、百歳体操に毎日頑張っている。その結果、病院の医師が予想だにできなかった驚きの血液検査結果の好転があった。
- 当時、中学1年生で小学校時代から学校を休みがちだった子どもが、同施設にて、ボランティア活動を行う、日本の伝統文化を学ぶ、利用者と共に泊まったり小旅行したりする生活を通じて、年齢や障害を越えた仲間ができた。現在でも同施設で思いやりの気持ちを持った若きリーダーとして活躍している。
- 精神を患っていた方が、同施設の人の輪の中でボランティア活動を行うことで成長し、ヘルパーの資格を取得し、介護の職に就いた例もある。
- 高齢者の中から、「余生をこの仲間と生きがいの中で過ごしたい」「『終の住家』の役割を担ってもらい、自分の葬儀はし～さいど鎌倉の仲間で行って欲しい」との声が出てきている。

地域との連携及び波及効果

- 当該施設で開催する様々なイベントは、地域の大学生を含め、ボランティアの方々、地域の方々より多数の参加と協力を得て実施されている。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	自己保有	建築形態	一戸建て	階数	1～3階	延床面積	230㎡
開設年月	平成 19 年 10 月	利用定員	30 名			設置運営方式	民設民営
併設施設 サテライト施設等	高知県香南市にも事業所あり					周辺地域状況	住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：制限なし ・利用時間：特に決まりはないが、日中利用が大半（夜間、宿泊等は個別に対応） ・利用料：食費・材料費等は実費						
職員・スタッフ体制	職員	会長又は代表	主な資格等	高知県老人福祉基礎課程・専門課程 ヘルパー 2 級・ヘルパー 1 級			
	その他支援スタッフ	5 名	主な属性	ボランティア			
利用者構成（平均）	・高齢者約 150 名 / 月 ・障害者約 50 名 / 月 ・障害児約 10 名 / 月 ・乳幼児約 20 名 / 月						
実施事業提供サービス	介護保険(介護報酬)	-					
	障害者自立支援法 (自立支援給付等)	-					
	児童福祉法 (事業費補助金額等)	-					
	その他	子どもから高齢者、障害者が集い、話し、笑い、学べる場の提供					
施設設置及び運営財源	平成 21 年 8 月～平成 23 年度の運営費は、「高知県ふるさと雇用再生あったかふれあいセンター事業費補助金」(高知県が 10/10 を負担)						
備考	-						

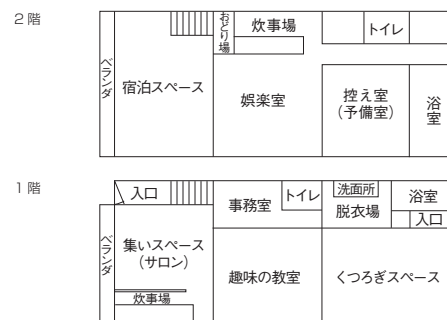
し～さいど鎌倉



メッセージ

超高齢社会を迎え、公的制度の狭間で助けを必要している人々に対し、自主性を尊重し、在宅感覚で自立した生活への道をサポートすることで、介護予防へ繋げることが必要。この課題は、官民一体での取組みがなければ成り立たない。(代表者：鎌倉 和子氏)

■運営主体 し～さいど鎌倉（任意団体） ■代表者 鎌倉 和子



- 所在地 高知県高知市高須東町 20-26
- 連絡先 TEL : 088-882-4130
FAX : 088-861-1163
- E-mail inteliakamakura@gmail.com
- URL -

とんからりんの家

地域住民自らが運営主体の居場所づくり



「とんとんとんからりんと隣組 格子を開ければ顔なじみ♪」（「隣組」）の歌詞のように、隣り合う人々が仲良く協力して生きていけるように、高齢者が通ってきて、食事やおしゃべり、レクリエーション、健康運動等を楽しむとともに、ボランティアや地域の方、子ども達ともふれあい、学びあいながら健康で充実した日々を過ごせる居場所づくりを目指している。

設置運営の経緯

- 町内の高齢者が集会所まで自力で来られなくなったり、それらを支えるボランティアの負担も重くなってきたため、“常時集まれる場所”の設置を民生委員ら住民が主導し、3年がかりで準備を行い、平成18年に開設した。
- 活動場所の確保には苦勞した。利便性やエレベーター設置等の観点から現在の建物に候補を絞った。町が所有者であるため、任意団体が使用することに対する交渉は難航したが、一定の理解を得ることができ、協力いただくことができた。
- ボランティア組織で運営することに対しても、「無償ボランティアでは長続きしない」「行政がやるべきこと」「デイサービスの利用者が減る」等の厳しい意見もあったが、地域各所に粘り強く協力をお願いして回った結果、最終的には、「やるとなったらやろう！」といった連帯感も生まれた。

運営上の留意点・課題

- 民生委員や福祉推進員等が、それぞれの活動の中で把握している高齢者に参加の声掛けを行っている。
- 地元中学生や高校生、大学生等のボランティア研修や医学部の研修生との交流、各種視察等の外部からの受入れを積極的に行うことで、提供するサービスやボランティアスタッフの資質向上に努めている。
- 最近ではボランティアスタッフの高齢化や減少が顕著に進んできている。体制強化に向けて、社会福祉協議会や自治体との密接な連携が必要になってきている。

利用者の状況・特徴

- 利用は週1回が基本であるが、週2回通っている方や当施設を利用しながらデイサービスに通っている方もいる。
- 利用者の大半は女性の高齢者である。男性の場合は、仕事のあるうちは、これらの活動に参加することに対して前向きに捉えにくい傾向にある。
- 利用者からは「とんからりんに来るようになってから外出が増えた」「家でも運動するようになった」といった声が聞かれている。
- 建物の1階で毎週定期的で開催されている子育て支援「ポップ広場」に参加している母親と乳幼児等との交流も行われている。

地域との連携及び波及効果

- 当該施設の活動は住民からの会費（年会費1,000円/人）によって支えられており、会員数は300名を超えている。現金での協力が難しい住民のために、「米会員」という制度を設けており、お米を納めることで施設の運営（食材として利用）に協力してもらっている。
- 当該施設の活動によって得られた経験を、今後の地域包括ケア推進に活かしていくような検討も進み始めている（町内の旧校区単位での廃校を活用し、学校を拠点とする共生型の集いの場かつ泊まりができる場の整備等）。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	土佐町コミュニティセンター「樹華夢」の一部を賃借	建築形態	2階建て	階数	2階及び1階の一部	延床面積	約121.79㎡
開設年月	平成18年4月	利用定員	20名			設置運営方式	公設民営
併設施設 サテライト施設等	・同施設の1階は子どもの図書館 ・隣接地に精神障害者小規模作業所「どんぐり」					周辺地域状況	市街地
利用対象・利用時間等	・利用対象：土佐町在住の高齢者等 ・利用時間：月・水・木・金 9:00～15:30（週1回の利用が可能） ・利用料：1日600円（ただし、体操のみ利用は無料）						
職員・スタッフ体制	職員（被用者）	0名	主な資格等	-			
	その他支援スタッフ	約65名	主な属性	全員ボランティア（60～80歳代でほとんど女性）			
利用者構成（平均）	・高齢者約30名/日						
実施事業提供サービス	介護保険（介護報酬）	-					
	障害者自立支援法（自立支援給付等）	-					
	児童福祉法（事業費補助金額等）	-					
	その他（自主事業）	①生きがい・健康づくり事業（子ども達や大学生との交流等） ②介護予防事業（てくてく体操の普及、認知症予防、転倒予防活動等） ③障害者支援事業（精神障害者小規模作業所「どんぐり」との交流） ④子育て支援事業（保育所子育て支援センターとの連携）					
施設設置及び運営財源	運営費は、利用料、会費（年会費1,000円/人 賛助会一口5,000円）、助成金、寄付金等により捻出。						
備考	（社福）土佐町社会福祉協議会が実施している「あったかふれあいセンター事業」（支え合い活動・見守り活動等）における田井地域のサテライトとしての機能も担っている。						

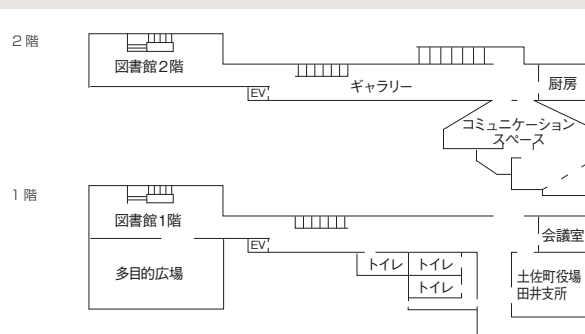
とんからりんの家



メッセージ

とんからりんの家では楽しい集いの輪が広がり、生きがい健康づくりやコミュニティの場として笑顔いっぱい活気にあふれています。ともに支えあい、助けあい住み慣れた地域で高齢者たちが、いきいきと心豊かに生きる、長寿の里づくりを目指しています。（代表者：澤田 美恵子）

■運営主体 とんからりんの家（任意団体） ■代表者 澤田 美恵子



■所在地 高知県土佐郡土佐町田井1488-1
 ■連絡先 TEL：0887-82-0250
 FAX：0887-82-0250
 ■E-mail -
 ■URL -

田野町なかよし交流館

制度だけに頼らない住民同士が支え合う居場所



高齢者の方も、障害のある方も、小さなお子さんも、社会的に孤立している方も、どんな方でも集まることができる場所として開設された「なかよし交流館」。利用者に遊びに来る子ども達の相手をしてもらう等、自然な形で利用者同士が交流をすることで住民同士が支え合う居場所づくりを行っている。

設置運営の経緯

- 地域の保健師を中心に、障害者福祉の市町村への移譲や高齢化率の上昇、ひきこもり等の孤立の問題などに対して、それらの方々に居場所づくりをしていかなければならないと感じていた。
- 富山型デイサービスの“地域がひとつの大きな家族”という理念に感銘を受け、小さな町であれば家族のように支え合うことができると考え、どんな方でも集まることができる居場所づくりを開始した。
- どんな方でも集まることができる居場所について、住民に説明をするだけでは理解してもらうことが難しいため、実際に10名程度の障害のある方や高齢者の方を集めて、モデル的に取り組みを開始し、具体的にやってみせることで理解を得ていった。

運営上の留意点・課題

- 利用者へはマニュアル的な対応は行っていない。利用者の特性によってこだわりが強いなどの留意点があれば、スタッフ間で事前に共有している。
- 基本的に受け入れられない方はいないが、お風呂にリフトがないため、重度の方にはデイサービスで入浴してもらうなど、施設の設備等によって使い分けられている。これらの連携も重要である。
- 平成24年6月から介護保険を導入した。経営を安定させることで、地域に雇用を生み出すことも可能になる。ただし、地方で専門職を常勤で確保することは非常に難しい。
- スタッフはヘルパー2級等の資格を持っている方も多いので心強いが、高齢化が進んでいる。

利用者の状況・特徴

- 開設当初はデイサービスに行かない方、トラブルを起こしていたような方が数名集まる程度であったが、利用者は徐々に増え、1日に20名程度が利用するようになった。特に認知症の方で介護保険サービスと併用利用している方が増えている。
- 障害のある方については、近くの相談支援事業所やデイサービスと協力することで、精神障害のある方も受け入れている。
- 軽度な障害の方は、職業リハビリ的な観点で、有償ボランティアとして働いている。
- ひきこもりの方をボランティアとして受け入れ、施設での一般就労を経た後、ピア・サポーターとして働いてもらうことになった例もある。このように、苦しさや辛さを共感できる人材を増やしていきたいと考えている。
- 乳幼児の一時預かりに関しては、地域内の親の切実なニーズに対応している。

地域との連携及び波及効果

- 中芸地域では、各地域の居場所づくりにかかわっている住民と行政職員等が集まり「まちの応援団」が作られている。その集まりの話し合いの場に交流館スタッフも加わり、イベント等で地域連携・地域交流の機会を持っている。
- 地域には、土日にも気軽に相談できる場所が欲しいとのニーズがある。そこで、体制面を強化することで、月1回程度は土日解放し、目的に関わらずいつでも気軽に利用してもらえる場にしたいと考えている。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	田野町より 無償賃借	建築形態	平屋建て	階数	1階	延床面積	約 340㎡
開設年月	平成 15 年 7 月	利用定員	・介護保険事業 10 名 ・介護保険外事業 定員の定めなし			設置運営方式	公設民営
併設施設 サテライト施設等	南館にて、老人クラブ活動・いきいき百歳体操等を実施している。					周辺地域状況	市街地
利用対象・利用時間等	・利用対象：中芸地区（奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村）在住の高齢者、障害者等 ・利用時間：平日 8:30～17:00 ・利用料：介護保険外事業の利用料は 200 円より（介護の手に応じて金額が異なる） ・食事代：400 円						
職員・スタッフ体制	職員（被用者）	11 名	主な資格等	管理者、看護師、作業療法士、介護福祉士、ヘルパー、調理員、相談員、支援員			
	その他支援スタッフ	5～10 名	主な属性	有償サポーター（清掃等担当・介護予防事業サポーター）			
利用者構成（平均）	・高齢者：約 20 名/日（要支援・要介護が概ね半数で大半が認知症の方） ・障害者：約 6 名/日（精神障害・発達障害・重度の知的障害等の方） ・障害児、乳幼児の利用は不定期						
実施事業提供サービス	介護保険（介護報酬）	通所介護事業、介護予防通所介護事業					
	介護保険外	田野町の介護予防事業、中芸広域連合の介護予防事業					
	障害者自立支援法 （自立支援給付等）	地域生活支援事業（障害者等の相談支援及び日中一時支援日中活動支援）					
	児童福祉法 （事業費補助金額等）	—					
	その他	乳幼児の一時預かり、障害児の長期休暇支援事業					
施設設置及び運営財源	施設設置は平成 14 年当時の厚生労働省「介護予防拠点整備事業費」により、既存施設（旧保育所）を改築。運営費は町の一般財源からも拠出。						
備考	平成 24 年 4 月より田野町から特定非営利活動法人 Slow Age に運営委託。併せて「介護予防事業、障害者等の相談支援及び日中活動支援」が中芸広域連合から同法人に運営委託されている。また、平成 24 年 6 月には、介護保険法による通所介護事業所として指定された。						

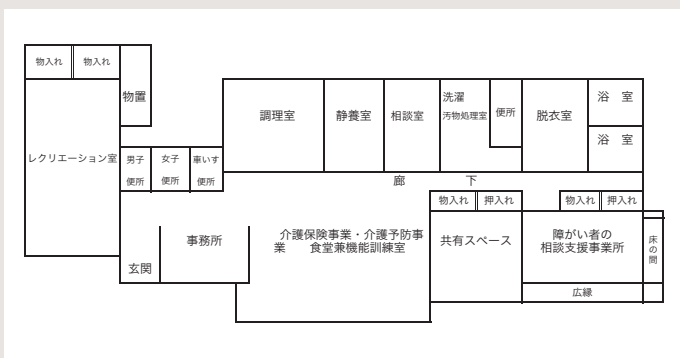
田野町なかよし交流館



メッセージ

私たち法人は、「地域みんなの交流」「社会参加」「仲間づくり」「孤立解消」などを目的に、中芸地域の子どもからお年寄りまでが集う場・活動する場の展開にかかわっていきたいと思っています。

■運営主体 特定非営利活動法人 Slow Age ■代表者 吉本 智子



■所在地 高知県安芸郡田野町 815 番地
 ■連絡先 TEL：0887-38-5506
 FAX：0887-38-3288
 ■E-mail slow_age@crux.ocn.ne.jp
 ■URL —

北川村あったかふれあいセンター

中山間地域の住民同士が支え合う福祉拠点



「こんな場所があって良かった」「みんなに会って話をするのが楽しみ」「ずっとこの地区で暮らしたい」といった地域の方の気持ちや生活を支える場所として開設された「北川村あったかふれあいセンター」。「集う」「送る」「訪ねる」「学ぶ」「働く」といった機能を担う中山間地域の福祉拠点として、住民同士の支え合いによる地域づくりを目指している。

設置運営の経緯

- 地域の実情に応じた支え合い活動や見守り活動等の地域福祉を推進していくため、平成21年度より、高知県の「あったかふれあいセンター事業」を活用することで取り組みを開始した。
- 中山間地域であることから、村内にくまなく目配りできる方法を検討した結果、村の中心に本拠を置き、各集落の集会所にはサテライトを設置した。
- 本拠は総合保健福祉センター内に設け、既存施設を有効活用している。また、施設内に調理場等があり、スペース等も充分にあることから、地域の障害者の方とお菓子作りや昼食作りを行ったり、子育てサロンの実施も可能となっている。

運営上の留意点・課題

- サテライトにおいても毎週活動を実施しており、送迎や個人への計画的な介護予防指導、買物援助、外出支援等、きめ細やかなサービスを実施している。
- 地域に開かれた“学びの場”としても利用してもらうことを心掛けており、これまでに悪徳商法対策や認知症の方の財産管理対策等の勉強会も開催している。
- 利用者に制限を設けていないため、精神に障害を持つ方や地域から孤立した方等の居場所としても利用されているが、発達障害を持つ高齢者のケアを進めていくうえでは、精神疾患に対応できる専門職も必要であると感じている。

利用者の状況・特徴

- 利用者のデイサービスのメニューは利用者自身に決めてもらう等、主体性を尊重している。また、自然な形で利用者同士の交流も促している。
- 当初、誘われたからと嫌々参加していた方も、今では楽しみな場所になったと前向きに参加していたり、うつ傾向の方の心身症状が改善され、物事を明るく受け止めてもらえるようになった。
- 知的障害の方で、3年間施設に通っていくうちに就労が可能となり、現在は週3回、施設の清掃を担当してもらうようになった。
- 利用者のニーズを引き出しながら支援することで、利用者が変わっていき、そのことで利用者の家族も変化し、その家族がボランティアとして、新たな協力者にもなってくれている。

地域との連携及び波及効果

- 当該センターの活動を支えてくれている「あったか運営委員」とボランティアが組織した、「①食べさせ隊」（食事づくり）、「②交ざり隊」（交流促進）、「③出かけ隊」（外出支援）、「④助け隊」（何でもする）は、施設運営を行ううえで、とても心強い存在となっている。
- 当該センターの活動を通じて見えてきた地域のニーズや課題を地域福祉計画に反映し、地域の困り事にすぐに対応できる仕組み作りの検討等も進行している。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	北川村総合保健福祉センターの一部を利用	建築形態	平屋建て	階数	1階	延床面積	約 454 m ²
開設年月	平成 21 年 4 月	利用定員	・ミニデイは 15 名 ・サロンは特に設けていない。			設置運営方式	公設民営
併設施設 サテライト施設等	地区の集会所を利用したサロン(10ヶ所)					周辺地域状況	中山間地域
利用対象・利用時間等	・利用対象：北川村在住の高齢者、障害者、子ども等 ・利用時間：平日 15:00 まで (ただし、各地域のサロンやミニデイによって時間が異なる) ・利用料：1 日 600 円(サロンは実費負担)						
職員・スタッフ体制	職員(被用者)	4名	主な資格等	特に資格は設けていないが社会福祉主事、介護福祉士、教員免許取得者が従事			
	その他支援スタッフ	24名	主な属性	運営委員 15 名、ボランティア 9 名			
利用者構成(平均)	・高齢者約 14 名/日 ・障害者約 0.4 名/日						
実施事業提供サービス	介護保険(介護報酬)	-					
	障害者自立支援法(自立支援給付等)	-					
	児童福祉法(事業費補助金額等)	-					
	その他(高知県「あったかふれあいセンター事業」)	①高齢者に対する訪問相談活動の拡充及び軽微な生活支援 ②一般高齢者へのミニデイサービスの実施 ③障害者の就労支援 ④介護予防事業の拡充					
施設設置及び運営財源	運営費は、高知県「あったかふれあいセンター事業」(高知県 1/2、北川村 1/2)						
備考	-						

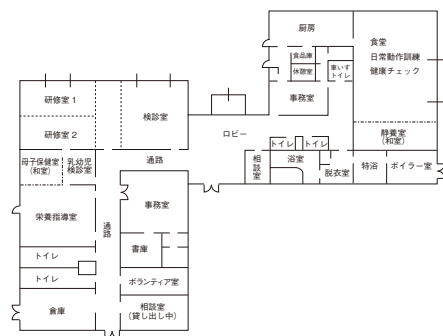
北川村あったかふれあいセンター



メッセージ

私たちは、あったか支え隊のメンバーや民生委員、地域の人たちと共に利用者のやる気・元気を少しでも引き出し、「自分のことは自分でしたい」という精神的自立を支え、住み慣れた地域で共に暮らし続けるために支えあい助けあいの地域づくりをめざしていきたくと思っています。

■運営主体 社会福祉法人 北川村社会福祉協議会 ■代表者 西岡 和



■所在地 高知県安芸郡北川村野友甲 710-2
 ■連絡先 TEL : 0887-38-6895
 FAX : 0887-32-1226
 ■E-mail kitasya@me.pikara.ne.jp
 ■URL -

戸町ふくし村

お年寄りと子どものふれ愛の町



赤ちゃんからお年寄りまで、笑顔のあふれる町。誰もが気軽に寄ってみたい家。今までと同じ暮らしを地域の一員として…そんなところを目指している。<介護する側・される側>という「高齢者の施設」ではなく、誰もが普通の市民として、「自分らしく暮らせる町」を目指している。

地域の人々が気軽に利用できるようなサロンを設け交流を図っている。また、地域行事に職員が参加すること、施設の行事に地域の人々を招くことなどで交流を図っている。

設置運営の経緯

- 法人は昭和47年の事業開始。「だれもが安心できる医療と福祉」を掲げ、「住み続けたいまちづくり」への貢献をめざし、患者・利用者や住民の運営、経営への参加を重視している。病院・4診療所のほかに、訪問看護・訪問リハ、訪問介護、デイサービス・デイケア、グループホーム、ショートステイ等を運営している。
- 平成18年に特別養護老人ホーム（関連社会福祉法人）の隣地に新築オープン。有料老人ホーム（介護付＋住宅型）をメインに、小規模多機能施設、デイサービスを新設。移転したグループホームと病院内保育所の複合施設として、設立準備会で一般公募を行ない「戸町ふくし村」と命名した。
- 保育所は住宅開発による地域のニーズに応えるため、地域ぐるみの運動で認可保育園となった。また、学童保育を併設。

運営上の留意点・課題

- デイサービスは、介護予防デイサービスと、要介護対象のデイサービスに分け、より落ち着いたケアを提供している。体の機能に着目し生活に役に立つリハビリを実施している。
- 小規模多機能型の施設では、送迎時間をずらす、急な宿泊への対応など柔軟にサービスの形を変えるようにしている。
- 有料老人ホームの入居者に対し、より楽しい生活の場を提供するために、季節の行事、趣味活動、ドライブ、買い物ツアーなどの出かける行事を実施している。また、移動車によるパン、お菓子や雑貨の販売を実施している。

利用者の状況・特徴

- 高齢者サービスの東館と子どもサービスの西館が渡り廊下でつながっており、自由に交流している。時おり子どもたちの歓声が聞こえ、姿も見える環境。高齢者と保育園児は散歩でふれ合い、一緒に歌や折り紙など楽しんでいる。
- 高齢者と子どもがふれ合う環境を作ることで、子どもが社会を意識し、自然に立つようになる、言葉が出るようになるという変化も見られる。また、子どもは高齢者に尊敬の念を持つようになる。
- 節分、敬老会、クリスマスなどの行事の他に、小・中学校のプラスバンド演奏会や住民サークルのフラダンス・大正琴など、地域との交流を意識的に行っている。

地域との連携及び波及効果

- 館内ラウンジでは、ボランティアによる喫茶コーナーを開設しており、入居者だけではなく地域の人々も自由に利用できるようにし、交流を図っている。
- 年の一度の秋まつりは、特別養護老人ホーム・地元自治会・利用者家族と実行委員会を作って取り組んでいる。敷地内の駐車場を使って職員などが模擬店を出し、地域行事としても定着している。
- 職員は地域の祭り（戸町くんち）、精霊流し、中学校区のバレーボール大会などにも参加している。
- 地域貢献活動として、独居老人食事会への協力、公民館で月1回健康講座（職場の回り持ち企画）を開いている。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	法人保有	建築形態	SRC造	階数	1～4階	延床面積	約4,000㎡
開設年月	平成19年2月	利用定員	・デイサービス(要介護30名、要支援25名) ・小規模多機能ホーム(通所15名、泊まり9名) ・介護付有料老人ホーム(19名) ・認知症対応型共同生活介護(18名) ・認可保育所(60名) ・学童保育(75名) ・住宅型有料老人ホーム(22名)			設置運営方式	民設民営
併設施設 サテライト施設等	同敷地内に関連法人の「特別養護老人ホーム」					周辺地域状況	住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：高齢者、就学前の子ども、小学生 ・利用時間：デイサービス 月曜日～金曜日 9:30～16:40 土曜日 9:30～15:50 介護予防デイサービス 月曜日～金曜日 10:30～14:30 認可保育所 月曜日～土曜日 7:00～19:00 学童保育 月曜日～土曜日 ～19:00 ・利用料：介護保険法や児童福祉法に基づく料金(それ以外は別途設定)						
職員・スタッフ体制	職員(被用者)	52名	主な資格等	看護師、介護福祉士、作業療法士			
	その他支援スタッフ	—	主な属性	—			
利用者構成(平均)	・高齢者：約140名/日 ・幼児：約60名/日 ・小学生：約75名/日						
実施事業提供サービス	介護保険(介護報酬)	・デイサービス ・小規模多機能ホームうちんがた戸町 ・ポポロの森 介護付有料老人ホーム ・グループホーム風の丘 認知症対応型共同生活介護					
	障害者自立支援法 (自立支援給付等)	—					
	児童福祉法 (事業費補助金額等)	・こばと保育園 ・戸町学童どんぐり山クラブ					
	その他	・ポポロの森 住宅型有料老人ホーム(22名) ・多目的ホール・ラウンジ					
施設設置及び運営財源	土地、建物は銀行借入と法人内の調達。開設に向けて「住民に支えられる施設運営」をめざし、県内3万世帯の建設協力会員に特定借入金への協力運動を呼びかけた。						
備考	—						

戸町ふくし村

■運営主体 社会医療法人 健友会 ■代表者 施設長 吉野 紀子



メッセージ

多世代共生型複合施設「戸町ふくし村」。この名前に私たちの思いをすべて込めました。職員、ご利用者ともに「この町で、ふくし村で暮らして良かった」と言えるように過ごしたいと思います。

- 所在地 長崎県長崎市戸町4丁目7-20
- 連絡先 TEL：095-898-5020
FAX：095-898-5023
- E-mail yoshino@kenyukai.or.jp
- URL <http://www.kenyukai.or.jp/fukushimura/>

健軍くらしささえ愛工房

地域に密着した「地域の人々との協働」



地域に密着した「地域の人々との協働」による開かれた運営手法を導入している。

小規模多機能サービスの提供による「地域での暮らしを支える視点」から運営している。

子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず共生できる場所づくりに努めている。さらに、障がいを持つ人の社会交流や就労につなげる支援の場づくり、雇用の創出や地域商店街等の活性化支援も手がけている。

設置運営の経緯

- 潮谷知事時代に、県営住宅を建て替える際、1階に福祉施設を作る構想があった。そのためにNPO法人を作って公募に応募して、採用されたことから事業が始まった（平成17年10月～）。デンマーク型の福祉サービスを行うという理念をもっている。
- NPO法人は、理事長が医院経営者、理事に施設の経営者、商店街代表、社協、自治会などが入っており、地域全体で支えるという形になっている。
- 施設やサービスの見直しにあたっては、8校区においてワークショップを30回/年実施し、地域のニーズをくみ取った。

運営上の留意点・課題

- 同じフロアに小規模多機能型居宅介護、通所介護、子育てルームを持ち、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず共生できる場所づくりを行っている。
- 子育て支援は、子育てに悩みを持ったお母さんのケアを行うことから始めた。認可施設ではないが、延長保育等も対応している。認可を取ると、地域の人を優先的に扱うことなどに不自由になると考えており、認可保育所にする予定はない。
- まちづくりに寄与するという意味で、空き店舗活用事業や若者サポートステーションを実施している。空き店舗には家賃がかかるため、配食サービス、弁当や惣菜の販売などにより、収支を均衡させる取り組みを行っている。

利用者の状況・特徴

- ショートステイとデイサービスについては高齢者（介護保険）を対象としている。街なかの施設であるため、認知症により、はい回した場合でも、職員が付いていくようにして見守る形で対応できるメリットがある。
- 高齢者側と子ども側は行き来できるようにしている。自由に出入りして交流している。
- 子育て支援には、東日本大震災のため福島から避難した400名余りの人も保健センターから紹介を受けて利用している。喫茶・軽食でママ友が食事をしてくれるとよいと思っている。

地域との連携及び波及効果

- 県営住宅の入居者にボランティアをしてもらい、地域の方の憩意により囲碁など趣味を一緒に楽しんでもらっている。洗濯の手伝いや畑仕事など利用者にも、できる範囲で活動してもらっている。
- 喫茶・軽食サービス、配食サービスは地域の人々に広く利用してもらっている。
- 空き店舗の活用は、地域の発展のために意欲のある出店者を面接して決めている。曜日で出店者を固定して、お客様にわかりやすくすることで、売上向上を目指した。固定客もついてきており、売り切れ仕舞いの状態である。
- ママボランティアの店の運営は、作品を作る人、店番をする人などの分担を決めて行っている。必要な什器・備品などを持ち寄って、初期経費を少なくして始めている。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	賃貸	建築形態	公営住宅の1階	階数	1階	延床面積	約 1,000㎡
開設年月	平成 17 年 10 月	利用定員	・小規模多機能ホーム（ショートステイ 9 名、デイサービス 15 名） ・子育て支援（9 名）			設置運営方式	民設民営
併設施設 サテライト施設等	商店街の空き店舗利用					周辺地域状況	商店街
利用対象・利用時間等	・利用対象：高齢者、障害者、幼児（親子） ・利用時間：デイサービス 毎日 9:00～17:00 子育て支援 毎日 9:00～17:00 ・利用料：デイサービス等 介護保険法に基づく料金 子育て支援 一時預かり 1 時間 500 円						
職員・スタッフ体制	職員（被用者）	40 名	主な資格等	看護師、介護福祉士、保育士			
	その他支援スタッフ	200 名	主な属性	地域ボランティア			
利用者構成（平均）	・高齢者：障がい者約 30 名/日、・子ども約 20 名/日						
実施事業提供サービス	介護保険（介護報酬）	・健軍くらしささえ愛工房：ショートステイ、デイサービス					
	障害者自立支援法（自立支援給付等）	・健軍くらしささえ愛工房：基準該当地域生活介護					
	児童福祉法（事業費補助金額等）	—					
	その他	・健軍くらしささえ愛工房： 子育て支援（一時預かり、月極・週極保育）無認可 喫茶・軽食サービス、配食サービス ・空き店舗活用 ぐんぐん市場 お惣菜のお店（日替わり運営） カフェ＆雑貨 ふらっと（ママボランティアの店） ・くまもと若者サポートステーション（厚生労働省委託事業） 就職相談、たまり場としての利用					
施設設置及び運営財源	介護報酬、障害者自立支援給付						
備考	—						

健軍くらしささえ愛工房

■運営主体 特定非営利活動法人 おーさぁ ■理事 宮川 いつ子

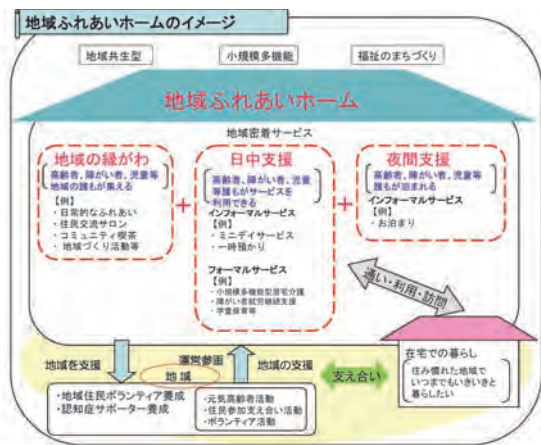


メッセージ —地域のつながり再生へ「地域の縁がわ」県内 500 ヶ所をめざして—
 赤ちゃんからお年寄り、障がい者まで必要な人に必要なサービスを提供する地域の福祉拠点をつくること、それは、また誰もが気軽に集い地域の人のふれあいの中で安心して暮らすことのできる「地域の縁がわ」をつくることでもあります。熊本県営住宅 1 階にある NPO 法人おーさぁでは、行政や関係機関と連携し、全国の地域の縁がわモデルになるように誰もが集う地域の縁がわを普及、啓発していきたいと思っています。

■所在地 熊本県熊本市東区栄町 2-15 県営健軍団地 1 階
 ■連絡先 TEL：096-214-0003
 FAX：096-214-0005
 ■E-mail ogsaa-engawa@tenor.ocn.ne.jp
 ■URL <http://www.kengun.net/osa/panfu/index.html>

いつでもきなっせ

「地域の縁がわづくり」～「地域ふれあいホーム」



日の当たる縁がわは、隣近所の人たちがおしゃべりをしたり、子どもの遊ぶ様子を見守ったり、お年寄りから若い母親に子育ての知恵を伝えたり、時には収穫した野菜を選別したりといろいろな人の交流の場であった。

地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点づくりの普及を図るため、地域で暮らし続けるための安心とつながる場「地域の縁がわ」をつくりたいという考えのもとに、小規模多機能ホームを中心に地域の方々が交流できる拠点を開設した。

設置運営の経緯

- 熊本県では地域の子どもから高齢者、障害者が安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくりを目指して、「地域の縁がわづくり」～「地域ふれあいホーム」の実現を推進している。県下で500ヶ所の整備を計画している。この考えのもとに、地域とのつながりができる施設を作りたいと考えた。
- 当法人は熊本市で「きなっせ」を介護保険制度以前から運営していた。この施設では、地域とのつながりをつくるには限界があったため、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするには、どのような取り組みが必要なのかを考えて、小規模多機能ホームを設置した。
- 「きなっせ」とは「おいでよ」という熊本の方言である。

運営上の留意点・課題

- 当施設は2軒の家からなり、1軒は①小規模多機能型居宅介護施設「いつでもきなっせ」として、もう1軒は②地域住民の活動場所としての地域ふれあいホーム「いつでもきなっせ」として運営している。①小規模多機能型居宅介護施設の2階に小規模の住まい(7部屋、内障がい者用2部屋)を併設している。
- 現在は高齢者の利用を中心にしているが、高齢者だけではなく、DV被害者、子どもなどのニーズにも応えられたらよいと思っている。

利用者の状況・特徴

- 小規模多機能型居宅介護施設は高齢者(介護保険)を対象としている。
- 2階に居住している障害者の中に、1階の施設での軽作業に従事している人もいる。
- 介護予防的な行事、地域老人会の会合など趣味の集まりなどに活用されている。
- 不定期であるが、紹介により一時保護のための宿泊所としても利用されている。DV被害者のシェルター的な役割を担っている。

地域との連携及び波及効果

- 当法人では、他にも小規模多機能ホームを運営し、地域の介護及び住民の交流場所としてのニーズに答えている。
- 例えば山鹿市では「いつでもどこでん」という小規模多機能ホームを連携法人で運営している。子どもや障がい者のデイサービス、子育てサロンや障がい者、高齢者の宿泊施設もある。地域をあげて認知症サポーター、住民ボランティアの養成にも取り組んでいる。
- 大牟田市では、民家を改造した介護予防のための施設をつくり住民のみで運営している。所得の低い人が多いため、子どもの勉強をみることも行っている。

◆施設・事業概要

(平成 25 年 1 月現在)

施設保有形態	借家	建築形態	一戸建て(2棟)	階数	1～2階	延床面積	約 500㎡
開設年月	平成 18 年 9 月	利用定員	・小規模多機能ホーム (登録 25 名、通い 15 名、泊まり 9 名)			設置運営方式	民設民営
併設施設 サテライト施設等	山鹿市、大牟田市で同様の施設を運営					周辺地域状況	住宅地
利用対象・利用時間等	・利用対象：高齢者 ・利用時間：24 時間 月曜日～日曜日 ・利用料：介護保険法に基づく料金（それ以外は別途設定）						
職員・スタッフ体制	職員（被用者）	15 名	主な資格等	社会福祉士、管理栄養士、介護福祉士			
	その他支援スタッフ	－	主な属性	－			
利用者構成（平均）	・高齢者約 15 名 / 日						
実施事業提供サービス	介護保険(介護報酬)	小規模多機能型居宅介護施設					
	障害者自立支援法 (自立支援給付等)	－					
	児童福祉法 (事業費補助金額等)	－					
	その他	地域開放（地域の活動への開放） 一時保護のための宿泊所（DVシェルター）					
施設設置及び運営財源	民家を NPO 法人役員が購入して、改修して利用						
備考	－						

いつでもきなっせ



メッセージ

“地域ふれあいホーム”は、地域交流サロンなどの「地域の縁がわ」づくりに取り組みながら、介護や子育て支援、障がい者の地域生活を行うなどの日中の支援と、体調や家族の状況などにより、必要ときには夜、泊まることもできる施設です。

■運営主体 特定非営利活動法人 コレクティブ
 ■代表者 理事長 川原 秀夫



■所在地 熊本県熊本市東区戸島西 1-23-59
 ■連絡先 TEL：096-285-6312
 FAX：096-285-6342
 ■E-mail kawahara@kinasse.jp
 ■URL <http://www.kinasse.jp/index.html>

3. 関連する支援制度概要

(1) 平成 24 年 7 月 31 日厚生労働省「被災地における共生型福祉施設について」

被災地における共生型福祉施設の設置について

- 被災自治体では、復興に向け、福祉サービス提供体制の再構築や地域コミュニティの再生が喫緊の課題。
また、社会福祉施設再建の際には土地確保が課題。
- こうした課題に対応するため、厚生労働省においては、被災地で、高齢者、障害者、子どもが共に利用でき、身近な地域で福祉サービスや、地域のコミュニティの再生機能をコンパクトに担う「共生型福祉施設」の設置を推進することとし、7月31日付けで通知を発出。

【通知内容】

- ・ 被災地での設置推進の趣旨
- ・ 共生型福祉施設の機能
- ・ 現行制度の活用による共生型福祉施設のイメージ
- ・ 複数サービスを行う場合の人員基準、設置基準の取扱い
- ・ 運営費補助、整備費補助制度の紹介

雇児総発0731第1号
雇児保発0731第1号
社援基発0731第1号
障障発0731第2号
老高発0731第1号
老振発0731第2号
平成24年7月31日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

厚生労働省老健局振興課長

被災地における共生型福祉施設の設置について

東日本大震災への対応につきましては、高齢者、障害児者及び子どもへの福祉サービスの提供体制の確保等、多大なるご尽力に心より敬意を表します。

3. 関連する支援制度概要

東日本大震災の被災地の復興に当たっては、福祉サービスの提供体制の再構築（社会福祉施設の再建を含む。）や地域コミュニティの再生・活性化が喫緊の課題であると承知しています。また、社会福祉施設再建の際には土地確保が課題として挙げられています。

これらの課題に対応するためには、高齢者、障害児者及び子どもがともに利用でき、身近な地域に必要な福祉・コミュニティのための機能をコンパクトに1つの場所で担う「共生型福祉施設」の設置を推進することが有効な方策と考えられます。

今般、「共生型福祉施設」を現行制度の活用により設置・運営する方法について、別添のとおり取りまとめましたので送付します。市町村や社会福祉施設関係事業者への情報提供や助言等、被災地の復興に向けた支援の一助としてご活用いただきますよう、お願い申し上げます。

(参考)「共生型福祉施設」の概要

1. 機能（別添1ページ参照）

以下のような機能を、地域の実情に応じて組み合わせ持つことを想定しています。

- ・ 少子高齢化社会や共生社会のモデルとして、高齢者、障害児者及び子どもがともに利用でき、身近な場所で、通所、泊まり、子育て支援等を包括的に提供する施設（いわゆる「宅幼老所」を含む。）
- ・ 仮設住宅期後の新たなまちの高齢者等の相談、介護等のサポート拠点（地域支え合い体制づくり事業（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）による「仮設住宅に併設する介護等のサポート拠点」に代わる役割）
- ・ 高齢者、障害児者、子どもや地域住民が互いに交流できる拠点
- ・ 福祉避難所の役割

2. 運営（別添2ページ～10ページ参照）

各種事業を組み合わせ運営。高齢者施設で障害者のサービスを提供する基準該当障害福祉サービスの提供や、地域支え合い体制づくり事業（被災地の高齢者等への総合相談や地域交流等）の活用ができます。

3. 整備費（別添11ページ参照）

既存の国庫補助制度のほか、東日本大震災復興交付金（介護基盤復興まちづくり整備事業）の活用もできます。

※別途、被災地における共生型福祉施設の設置推進や質の向上を図る観点から、設置運営マニュアルを検討する予定であり、本年度中を目途に作成・送付する予定です。

【照会先】

	担 当	連絡先
全体的事項	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課予算係	代表 03-5253-1111 (内 2864)
児童関係施設	【設備・運営基準等】 ○地域型保育・子育て支援モデル事業関係 雇用均等・児童家庭局総務課 少子化対策企画室計画係	(内 7793)
	○保育所関係 雇用均等・児童家庭局保育課予算係	(内 7927)
	【施設整備費助成制度】 雇用均等・児童家庭局総務課調整係	(内 7830)
障害児者関係施設	【設備・運営基準等】 障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児 支援室障害児支援係	(内 3091) (内 3037)
	【施設整備費助成制度】 障害保健福祉部障害福祉課福祉財政係	(内 3035)
高齢者関係施設	【設備・運営基準等】 老健局振興課基準第二係	(内 3987)
	【施設整備費助成制度】 老健局高齢者支援課施設係	(内 3928)

3. 関連する支援制度概要

共生型福祉施設の機能		別 添
コンセプト	類 型	
身近な場所で 必要なサービス	「通所^(※1)」 + 「泊まり^(※2)」 + 「子育て支援^(※3)」 <small>(※1)小規模多機能型居宅介護(通い)、通所介護、障害福祉サービス (※2)小規模多機能型居宅介護(泊まり)、短期入所 (※3)地域型保育・子育て支援モデル事業、保育所 など</small>	福祉避難所(防災拠点スペース、備蓄倉庫)
生活支援の拠点 (サポートセンター)	「総合相談」 + 「見守り支援」 <small>(※) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の 地域支え合い体制づくり事業(被災県)</small> 「居宅サービス」	
地域 コミュニティの 再生	「高齢者・障害児者・子どもの共生サービスや地域交流」 <small>(※) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の 地域支え合い体制づくり事業(被災県)</small>	

現行制度の活用イメージ(組み合わせ例)

- 共生型福祉施設は、基本的には、身近な場所で必要なサービスが受けられるコンパクトで多機能な施設を想定(パターン1)
 - 地域の実情により一定規模の施設も想定(パターン2)
- ※ 下記は例であり、地域の実情に応じ柔軟に各種サービスを組み合わせ

パターン1(小規模の例)

- ・ 小規模多機能型居宅介護(宿泊 高齢者、障害者) 9人以内
 (通所 高齢者、障害者) 15人以内
- ※ 障害児・者は基準該当生活介護・基準該当短期入所
- ・ 地域型保育・子育て支援モデル事業 6~19人
- ・ 地域支え合い体制づくり事業(総合相談、地域交流等)

パターン2(一定規模の例)

- ・ 短期入所(高齢者、障害者) 10人 ※ 高齢者は基準該当短期入所生活介護
 ※ 障害児・者は空床利用型短期入所
- ・ 通所介護(高齢者、障害者) 30人 ※ 障害児・者は基準該当生活介護等
- ・ 保育所30人
- ・ 地域支え合い体制づくり事業(総合相談、地域交流等)

(パターン1)

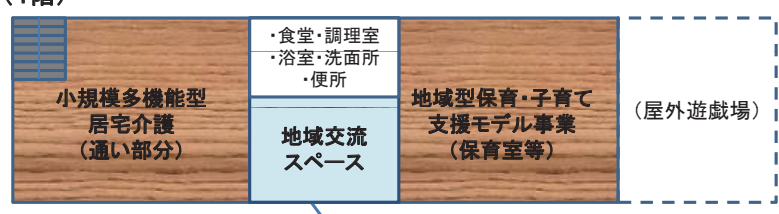
小規模多機能型居宅介護＋地域型保育・子育て支援モデル事業の場合

2階	小規模多機能(居室) 5人、事務室など
1階	小規模多機能(通所) 15人、地域型保育・子育て支援モデル事業 6～19人

(2階)



(1階)

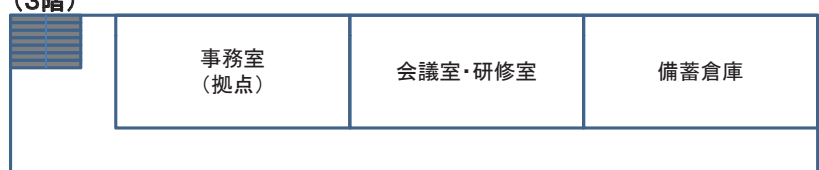


(パターン2)

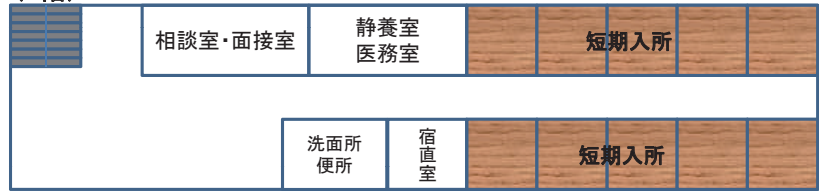
通所介護＋短期入所＋保育所の場合

3階	事務室など
2階	短期入所(高齢者、障害者) 10人
1階	通所介護(高齢者、障害者) 30人、保育所30人

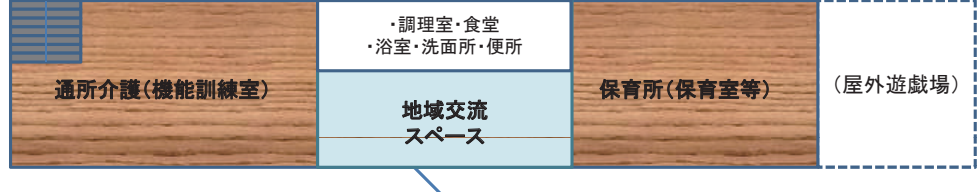
(3階)



(2階)



(1階)



3. 関連する支援制度概要

複数のサービスを行う場合の現行制度上の主な人員及び設備基準の取扱い

人員基準

- ① 管理者 兼務可
- ② 直接処遇職員(介護職員・保育士、看護職員、機能訓練指導員、生活相談員)
各サービス毎の基準に即して配置。
なお、障害者のサービス(基準該当生活介護・基準該当短期入所)は、高齢者の利用者のみ
なして高齢者のサービスの基準に定める必要な人員を配置することで足りる。
※ 看護職員、機能訓練指導員については、常時配置する必要はないことから、複数のサービスに従事することが可能。
- ③ その他(医師・調理員・栄養士)
基本的にはサービス区分に関わらず兼務可。

設備基準

- ① 食堂、静養室、調理室、事務室、洗面所、便所等 サービス区分に関係なく一体利用可。
- ② 保育室や居室等 一定面積以上の広さを有し、原則専用。
- ③ 消防設備
 - ・ 高齢者の短期入所は、スプリンクラーは275㎡以上、消防機関への通報装置、自動火災報知設備は全て必置。
 - ・ その他の通所系施設(小規模多機能型居宅介護、通所介護、保育所等)は、スプリンクラーは原則設置義務なし、消防機関への通報装置は500㎡以上、自動火災報知設備300㎡以上は必置。

5

(パターン1) 小規模多機能型居宅介護＋地域型保育・子育て支援モデル事業

※障害者は、高齢者の小規模多機能型居宅介護で基準該当サービスとして受け入れる場合
 ※地域型保育・子育て支援モデル事業を行う場合は、小規模な保育事業の実施を必須とし、
 小規模放課後クラブ、子育て親子の交流・相談事業、一時預かり事業の中から2事業以上
 選択すること。

1 人員基準

管理	管理者(介)	兼務可
サービス(直接)	介護職員(介)	○日中 通所部分 利用者と職員で3対1 訪問部分 1人以上 ※1人は常勤 ※1人は看護職員 ○夜間 泊まりと訪問対応で2人以上(1人は宿直で可)
	保育士(子)	原則2人以上(0歳児 3:1 1~2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児以上 30:1)
サービス(その他)	介護支援専門員(介)	管理者と兼務可
	医師(子)	嘱託医(小規模多機能は協力医療機関要)
	調理員(子)	1名(委託の場合は不要)

6

2 設備基準

	設備	設置の要否	要件
小規模多機能型 居宅介護	食堂・居間	設置	機能を十分に発揮しうる適当な広さ
	宿泊室	設置	利用者1人あたり7.43㎡以上。
地域型保育・子育て 支援モデル事業	乳児室又はほふく 室	満2歳未満児を 受け入れる場合 は原則必要	乳児室：原則1人あたり1.65㎡以上 ほふく室：原則1人あたり3.3㎡以上
	保育室又は遊戯 室	満2歳以上児を 受け入れる場合 は原則必要	保育室：原則1人あたり1.98㎡以上。
	調理室	設置	要件なし

7

(パターン2) 通所介護＋短期入所＋保育所の場合

※高齢者の短期入所は、基準該当短期入所生活介護の場合

※障害者の短期入所は、空床利用型短期入所の場合（高齢者の基準該当短期入所生活介護の空床を利用）

※障害者の生活介護は、高齢者の通所介護で基準該当サービスとして受け入れる場合

1 人員基準

管理	管理者(通・短)	兼務可
サービス(直接)	介護職員(通)	利用者15人までは1、以降1人ごとに0.2 ※ 介護職員又は生活相談員のうち1人以上は常勤
	同上 (短)	利用者：介護職員又は看護職員で3:1(1人以上常勤)
	機能訓練指導員(通・短)	1人以上(訓練を行う能力を有する看護職員と兼務可)
	生活相談員(通・短)	各々のサービス毎に各1人以上(専従)
	看護職員(通)	1人以上 ※ 専従だが提供時間を通じて配置する必要はないため他の職務に従事可能
	保育士(保)	2人以上(0歳児 3:1 1～2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児以上 30:1)
サービス(その他)	栄養士(短)	1人以上
	調理員(短・保)	保育所は定員40人以下1人、41人以上2人配置(委託可)
	医師(保)	嘱託医(短期入所は協力医療機関要)

8

3. 関連する支援制度概要

2 設備基準

	設備	設置の要否	要件
通所介護及び短期入所	食堂・機能訓練室	設置(共用)	3㎡×利用定員以上の広さで、提供に支障がない広さ
	相談室・面接室	1室(共用)	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	静養室	1室(共用)	要件なし
	事務室	適宜(共用)	要件なし
短期入所	居室	設置	1の居室の定員が4人以下。利用者1人あたり7.43㎡以上。日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に充分留意。
	浴室	1室(共用)	身体の不自由な者が使用するのに適したもの
	洗面所	1つ以上(共用)	
	便所	〃	
保育所	調理室	設置	要件なし
	乳児室又はほふく室	満2歳未満児を受け入れる場合必要	乳児室: 1人あたり1.65㎡以上 ほふく室: 1人あたり3.3㎡以上
	保育室又は遊戯室	満2歳以上児を受け入れる場合必要	1人あたり1.98㎡以上。

9

運営費及び施設設置等に対する財政支援

1 運営費

- 介護保険サービス(小規模多機能型居宅介護・通所介護・短期入所等) → 介護報酬
- 障害福祉サービス(生活介護・短期入所等(基準該当含む)) → 自立支援給付
障害児通所給付
- 地域型保育・子育て支援モデル事業 → 安心こども基金
私立保育所 → 保育所運営費負担金
- その他(被災地の高齢者、障害児者、児童の総合相談や地域交流等に係る事業費)
→ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業)

10

2 施設設置

(1) 整備費補助

- 小規模多機能型居宅介護 → 介護基盤緊急整備等臨時特例基金
- 地域型保育・子育て支援モデル事業実施施設(公立)、私立保育所
→ 安心こども基金
 - ※ 地域型保育・子育て支援モデル事業実施施設は、借上料も「地域型保育・子育て支援モデル事業」の補助対象。
 - ※ 復興計画などに基づき子育て関連施設を複合化・多機能化する場合は「保育所等の複合化・多機能化推進事業」の活用も可能。
- 地域交流スペース・防災拠点スペース
 - ・ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(市町村提案事業)
 - ・ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(介護基盤復興まちづくり整備事業対象県:岩手県、宮城県、福島県)
 - ・ 東日本大震災復興交付金
 - ※ 障害福祉サービス事業所を整備する場合は、社会福祉施設整備費補助金の対象

(2) 設備補助

- ・ 共生サービスを行う事業の設備整備は、地域介護・福祉空間整備交付金の対象。
- ・ 福島県における子どもの遊具は、安心こども基金の対象。

(3) 融資

- ・ 社会福祉法人が設置主体の場合は、福祉医療機構の福祉貸付の対象

11

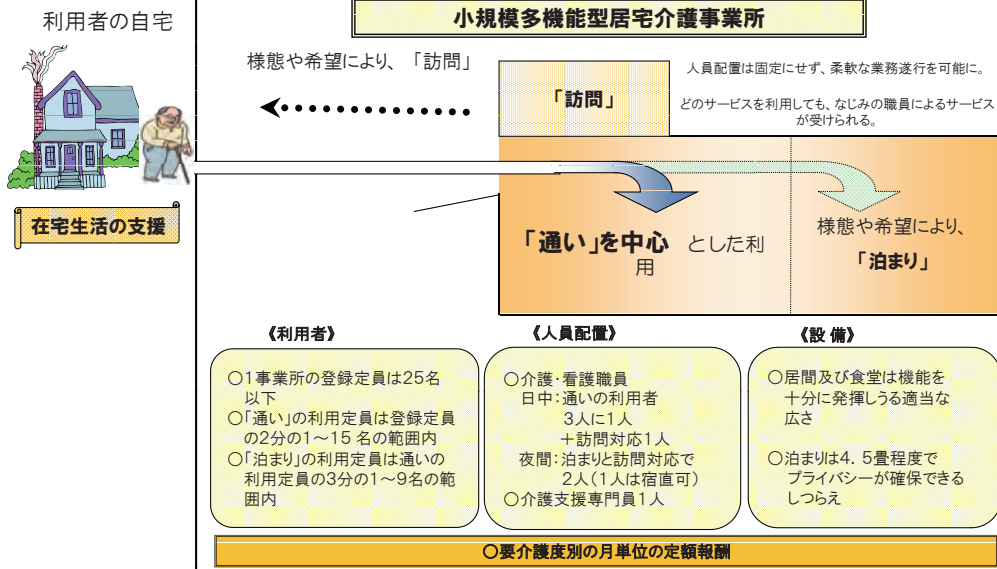
参 考 資 料

- 小規模多機能型居宅介護の概要
- 基準該当短期入所生活介護
- 地域支え合い体制づくり事業
- 高齢者施設の整備費補助
- 障害者の基準該当生活介護、基準該当短期入所
- 地域型保育・子育て支援モデル事業の概要

12

小規模多機能型居宅介護の概要

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された(平成18年4月創設)。



【介護保険】基準該当短期入所生活介護について

基準該当サービスとは

- 基準該当サービスとは、指定居宅サービスの要件(人員・設備・運営基準)の一部を満たしていない事業者のうち、厚生労働省令で定める一定の基準を満たすサービスをいう。
- 基準該当居宅サービスに係る介護報酬については、
 - ① 市町村が「必要があると認めるとき」に支給できるものとされ、
 - ② その額については、厚生労働大臣が定める介護報酬の額を基準として市町村が額を定めることとなっている。

指定短期入所生活介護と基準該当短期入所生活介護の比較(異なる部分のみ抜粋)

	指定短期入所生活介護	基準該当短期入所生活介護	
従業者	医師	1人以上	不要
	生活相談員	①常勤換算方法で利用者100人に1人以上 ②1人は常勤(利用定員20人未満の併設事業所は除く)	1人以上
	介護職員 又は 看護職員	①常勤換算方法で利用者3人に1人以上 ②それぞれ1人は常勤(利用者定員20人未満の併設事業所は除く)	常勤換算方法で利用者3人に1人以上
	栄養士	1人以上(利用定員40名以下で他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要)	1人以上(利用定員に関わらず、他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要)
利用定員等	(1) 20人以上(特別養護老人ホームの空床を利用する場合は20人未満に出来る) (2) 併設事業所は20人未満に出来る	利用定員は20人未満とする	
設備等	廊下幅は1.8メートル以上(中廊下の幅は2.7メートル以上)	車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅	
居室面積	1人当たり10.65㎡	1人当たり7.43㎡	

※ 基準該当ショートは指定通所介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならない。

地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度3次補正
約90億円

被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、
 ① 1次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」(相談・配食等の生活支援)の追加設置・運営費用
 ② 22年度1次補正で追加した、被災地域でNPO法人等による地域生活支援サービスの拠点の設置費用を支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)の期間の延長及び積み増しを行う。

- **積増先**：介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業 ※）
 ⇒ 現行、23年度限りの基金を1年間延長
 ※ これまでの予算措置 22年度補正 200億円、23年度1次補正(被災者支援) 70億円
- **対象地域**：特定被災地方公共団体を有する道県
- **事業内容**

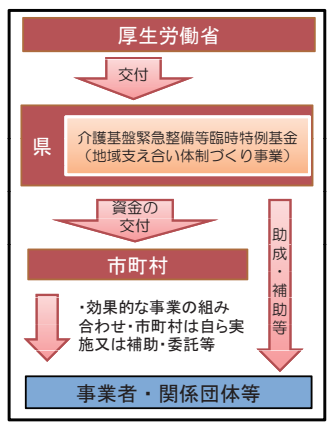
① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営

・ 仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進する。

② 地域生活支援体制づくり事業

・ 被災地が地域全体のまちづくりを進める中で、住み慣れた地域(日常生活圏)で必要な医療・介護サービス、生活支援サービス等を継続的・一体的に行うことのできる体制(地域包括ケア)の実現・再構築に資するため、地域の支え合いによる生活支援活動の立ち上げ、拠点づくり等を支援する。

<参考> 事業実施までの流れ



介護基盤緊急整備等臨時特例基金の概要

(1) **概要**
 各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金により、地域の介護ニーズに対応するための特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスの整備に対する支援等を実施する。
 (平成21～23年度までの支援 → 基金の実施期限を24年度まで1年延長)

(2) **助成単価**

○ **介護基盤の緊急整備等特別対策事業**

施設種別	助成単価	(参考)従来交付金単価
小規模特別養護老人ホーム(※)	200～400万円/整備床数	200万円/整備床数
小規模ケアハウス(※)	200～400万円/整備床数	200万円/整備床数
小規模老人保健施設(※)	2,500～5,000万円/施設数	2,500万円/施設数
認知症高齢者グループホーム(※)	1,500～3,000万円/施設数	1,500万円/施設数
小規模多機能型居宅介護事業所(※)	1,500～3,000万円/施設数	1,500万円/施設数
(新)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	500万円/施設数	-
(新)複合型サービス事業所	2,000万円/施設数	-

【※の施設は上記の範囲内で都道府県が設定】

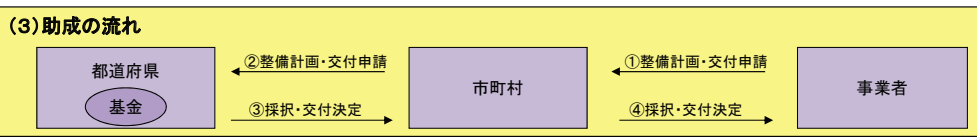
○ **既存施設の sprinkler 等整備特別対策事業**

施設種別	助成単価
特別養護老人ホーム及び老人保健施設	○ sprinkler 設備 ・1,000㎡以上の平屋建て (17千円/㎡)
認知症高齢者グループホーム	・1,000㎡未満 (9千円/㎡)
軽費老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	○ 自動火災報知設備(※) 1,000千円/1施設
養護老人ホーム	○ 消防機関へ通報する火災報知設備(※) 300千円/1施設
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	
小規模多機能型居宅介護事業所	

【※については、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所のみ】

○ **認知症高齢者GH等防災改修等特別対策事業**

施設種別	助成単価
認知症高齢者グループホーム等防災改修事業	
小規模特養・老健・ケアハウス	13,000千円/施設数
認知症高齢者GH・小規模多機能他	6,500千円/施設数
既存の特養等のユニット化支援事業	
「居室→ユニット化」改修	1,000千円/整備床数
「多居室→ユニット化」改修	2,000千円/整備床数



(4) **事業規模** 合計約3,323億円 (平成23年度第3次補正予算後)

- ・平成21年度第1次補正: 約2,495億円
- ・平成22年度第1次補正: 約502億円
- ・平成23年度第1次補正: 約70億円
- ・平成22年度予備費: 約137億円
- ・平成23年度第3次補正予算: 約119億円

3. 関連する支援制度概要

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

平成24年度予算

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 44億円

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金) 13億円

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業整備計画分)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① 市区町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「**先進的事業等整備計画**」を策定することができる。

※なお、政令指定都市分については、平成24年度より一括交付金化され、「**地域自主戦略交付金**」(内閣府所管)により対応。

【交付対象事業】

- **都市型軽費老人ホーム整備事業**：要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **施設内保育施設整備事業**：介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- **緊急ショートステイ整備事業**：虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- **市町村提案型事業**：市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。
- **小規模な養護老人ホーム整備事業**：低所得高齢者の住まい対策として、要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がつけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。

算定方法

先進的事業整備計画記載の事業について、右の区分ごとの交付基準単価に基づいて算定した額を交付。

整備区分	単位	配分基準単価
軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1,500千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
小規模な養護老人ホーム整備事業	整備床数	2,000千円

17

地域介護・福祉空間整備推進交付金

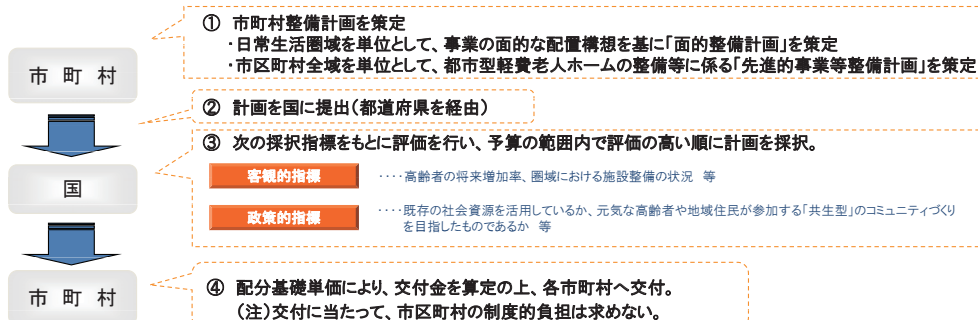
地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特別交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】次に掲げる事業に必要な設備の整備等に要する経費

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- ・ 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- ・ 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業

整備区分	単位	配分基準単価
● 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	20,000千円
● 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業	施設数	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3,000千円
● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	施設数	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	施設数	3,000千円
● 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	300千円
● 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	整備床数	150千円
● 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	3,000千円

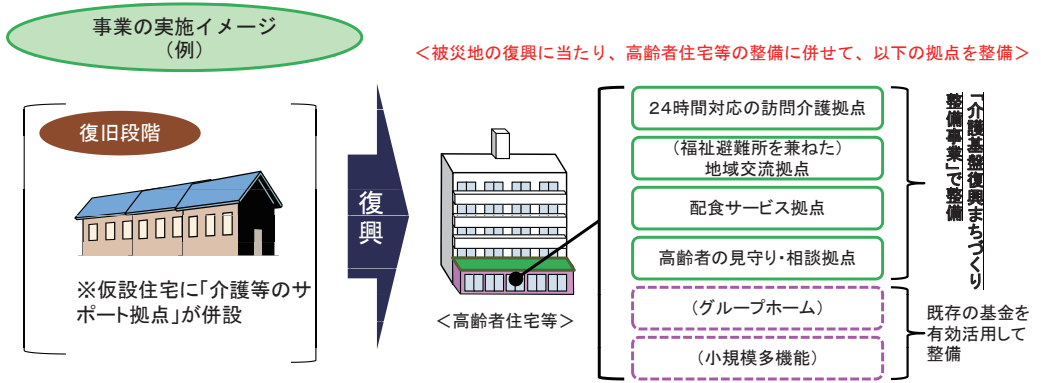
交付金の交付の流れ



18

介護施設等の復興施策について

- 被災した介護施設等の「復旧」のみならず、新しい形で地域包括ケアの基盤を整備する「復興」施策として、23年度第3次補正予算において、「介護基盤復興まちづくり整備事業」(28.5億円)を計上。
(※なお、復興庁所管の東日本大震災復興交付金においても同事業を計上。どちらを活用するかは自治体の判断に委ねられる。)
 - 当該事業は、少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援するもの。
- 各県に造成している「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」より支援(24年度までの支援)
 - 対象地域：岩手県、宮城県、福島県
 - 助成金額：1計画あたり 3,000万円



基準該当生活介護・基準該当短期入所の概要

	概要	主な基準
生活介護	介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ①従業者：基準該当生活介護を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上 ②設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記合計数で除して得た面積が3㎡以上 ③その他：生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ①従業者：基準該当生活介護及び特区により提供する自立訓練を受ける利用者数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所として必要とされる数以上 ②設備等：居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること ③その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当小規模多機能型居宅介護とみなされる通いサービス及び特区により提供する自立訓練とみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、25人以下(通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲)
短期入所	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において短期入所が提供されていないこと等により短期入所を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ①設備等：個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、概ね7.43㎡以上 ②その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当小規模多機能型居宅介護とみなされる通いサービス及び特区により提供する自立訓練とみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、25人以下(宿泊サービスの利用定員は、登録定員の3分の1から9人までの範囲内)生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

3. 関連する支援制度概要

「地域型保育・子育て支援モデル事業」の概要

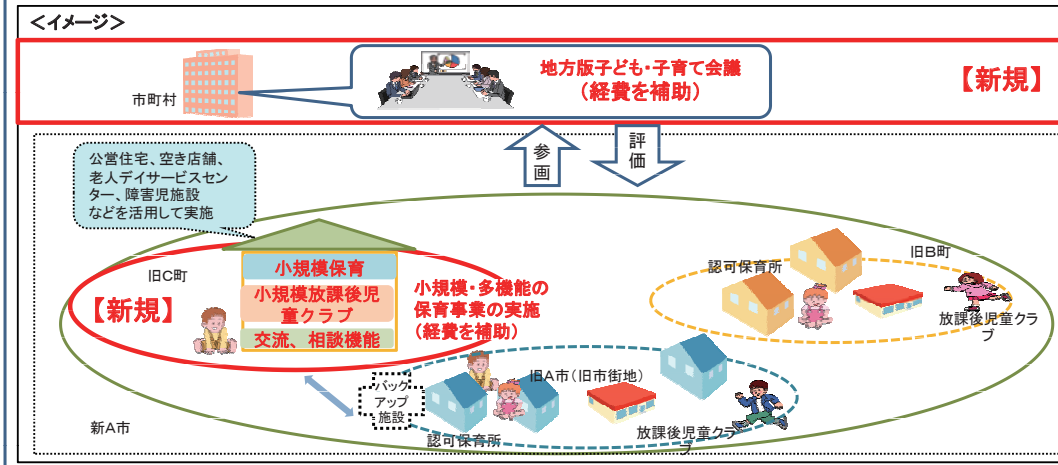
【一般市町村モデル】（合併により市域が拡大した市町村などを想定）※150市町村程度

- 合併により市域が拡大した市町村などでの保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設（公営住宅・老人デイサービスセンター、障害児施設等）の活用により、小規模な保育事業（20名未満）を実施する。
- その際、「地方版子ども・子育て会議」を設置するとともに、「交流・相談」や「小規模放課後児童クラブ（10人未満）」の機能も持たせることとし、住民の多様なニーズに対応しながら、それらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模保育事業の円滑な実施を図る。

（補助の例）

- ◆ 地方版子ども・子育て会議等費（会場借料、賃金職員雇い上げ費等）
- ◆ 小規模保育（定員18名）、小規模放課後児童対策（10名未満）、交流・相談助言・常勤保育士・非常勤保育士・調理師・嘱託医手当・事業費（保育材料費、保健衛生費等）・賃借料

<イメージ>



(2) 共生型福祉施設に関する相談窓口のワンストップ体制について

事 務 連 絡

平成24年10月4日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局振興課

共生型福祉施設に関する相談窓口のワンストップ体制について

平素より、福祉行政の推進にご尽力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

小規模で家庭的な雰囲気の中で、高齢者、障害児者、児童等に対して、1人ひとりの生活リズムに合わせて柔軟なサービスを提供する共生型福祉施設の取組みが地域の創意工夫のもとに実施されているところですが、今般、地方自治体や事業者からの問合せに対して円滑に対応できるよう、別紙のとおり厚生労働省内の相談窓口体制を整えましたので、お知らせします。

各自治体におかれましても、共生型福祉施設に関する事業者からの問合せ等に対して円滑に対応できるよう相談窓口体制を整えるなど、特段のご配慮をお願いします。

共生型福祉施設に関する相談窓口のワンストップ体制について

- 高齢、障害、児童の関係施設について、共生型福祉施設の考え方に基づき行われる地方自治体の取組を円滑に促進する観点から、自治体からの相談に対応する窓口について、ワンストップ体制を整える。
- そのため、関係部局にそれぞれ責任者（課長）を定めるとともに、具体的相談窓口の責任者を係長級で定める。※詳細は下表のとおり（一部省略）。
- 自治体の担当課から相談を受けた厚生労働省の各課の窓口担当係は責任を持って相談に応じ、相談内容が他部局の所掌にわたる案件がある場合も概要について聴取し、その旨担当部局の担当者に情報提供を行うなど必要な調整を行う。
 情報提供を受けた部局の担当者は、自治体の担当者にその詳細について確認を行うなど、積極的な対応を行う。
- また、事業者から厚生労働省へ直接の問合があった場合には、自治体の担当課へ情報提供を行い対応を依頼するとともに、事業者に対し、自治体の相談窓口と、当該相談窓口に対応依頼済みである旨を伝達する。
- 厚生労働省の関係部局間で調整が必要な場合は、関係部局の責任者を中心に相談・調整を行い、必要な対応を行う。

共生型福祉施設に関する相談窓口（代 03-5253-1111）

主な照会事項	担当部局	担当課	窓口担当係
高齢者関係中心の場合	老健局	振興課	基準第二係 (内 3987)
障害児者関係中心の場合	障害保健福祉部	障害福祉課	福祉サービス係 (内 3091)
児童関係中心の場合	雇用均等・児童家庭局	保育課	予算係 (内 7927)
一般的事項の場合	社会・援護局	福祉基盤課	予算係 (内 2864)

※各課の責任者は課長とする

※個々のサービスや事業の担当係など、上記以外の担当課・係に相談いただくことを妨げるものではない

(3) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の延長・積み増し

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の延長・積み増し


平成24年度補正予算 97億円

今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害に備え、自力避難が困難な障害者や児童が多数入所する社会福祉施設の防災対策を推進するとともに、被災地で福祉サービスの提供体制の確保や地域コミュニティの再生を図る共生型福祉施設の整備を推進するため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の1年間の延長、積み増しを行う。

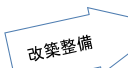
① 防災対策の強化


津波対策として
高台移転も対象

社会福祉施設





改築整備






耐震補強
スプリンクラー設置





- ・障害者支援施設
- ・児童養護施設
- ・救護施設 等

② 被災地での共生型福祉施設の整備



- ・高齢者、障害者、子どもが共に利用
- ・身近な場所で、通所、泊まり、子育て支援を包括的に提供

※対象地域は、岩手県、宮城県、福島県

【補助事業者】
社会福祉法人、公益法人等

【補助率】

① 防災対策の強化
1/2(基金1/2、都道府県・指定都市・中核市
1/4、設置者1/4)

② 被災地での共生型福祉施設の整備 定額

地域共生拠点づくりの手引き

支援が必要になっても安心して暮らし続けられる
まちの復興のために

発行：2013年3月

編集・発行（交付団体）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

経済・社会政策部

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

オランダヒルズ森タワー

連絡先電話 03-6733-1021

担当：国府田文則、山本将利、鈴木陽子、高路地修平

厚生労働省 平成24年度

セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）

事業名：共生型福祉施設の設置運営支援事業